

災害対策調査特別委員会会議録

1 開会年月日

令和8年2月19日（木）

2 開会場所

第一委員会室

3 出席委員（11名）

委員長	宮本伸一
副委員長	たかはま なおき
理事	吉村美紀
理事	石沢のりゆき
理事	豪一
理事	宮崎こうき
理事	岡崎義顕
理事	浅田保雄
理事	海津敦子
理事	山本一仁
委員	浅川のぼる

4 欠席委員

なし

5 委員外議員

議長	市村やすとし
副議長	高山泰三

6 出席説明員

加藤裕一	副区長
榎戸研	防災危機管理室長
鵜沼秀之	都市計画部長
小野光幸	土木部長
木幡光伸	資源環境部長
吉田雄大	教育推進部長

横山 尚人	広報戦略課長
齊藤 嘉之	防災危機管理課長
横山 勲	安全対策推進担当課長
木村 健	区民課長
篠原 秀徳	福祉政策課長
中島 一浩	生活衛生課長
川西 宏幸	建築指導課長
橋本 淳一	管理課長
有坂 和彦	リサイクル清掃課長
寺崎 寛	保全技術課長
宮原 直務	学務課長

7 事務局職員

事務局長	佐久間 康一
議事調査主査	糸日谷 友
議事調査担当	眞鍋 由起子

8 本日の付議事件

(1) 協議事項

1) 理事の互選について

(2) 理事者報告

- 1) 令和7年度危機管理対応訓練の実施結果について
- 2) 文京区避難所運営ガイドラインの改訂について
- 3) 文京区耐震改修促進計画（案）について

(3) 一般質問

(4) その他

午前 9時58分 開会

○宮本委員長 おはようございます。定刻前ではございますが、皆様おそろいのようなので、災害対策調査特別委員会を開会します。

委員等の出席状況ですが、委員は全員出席です。

理事者につきましては、関係理事者の出席をお願いしています。

○宮本委員長 理事会について、必要に応じ、協議して開催することとしたいですが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○宮本委員長 ありがとうございます。

○宮本委員長 本日の委員会運営について、理事者報告3件、課ごとに報告を受け、質疑は項目ごととします。一般質問、その他、委員会記録について、令和8年5月の閉会期間中における継続調査について、6月定例議会の資料要求について、閉会、以上の運びにより本日の委員会を運営していきたいのですが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○宮本委員長 ありがとうございます。

各委員及び理事者の皆様には、質問・答弁など簡潔明瞭に行い、本委員会が円滑に運営されるよう御協力をお願いいたします。

なお、議員、理事者ともに、資料はデータのページ番号を指定することとなっておりますので、右下にPの通し番号がある場合は、そちらを御指定くださるようお願いいたします。

○宮本委員長 初めに、協議事項1件です。

理事の互選について。

理事については、先例に従い、各会派から1名ずつ選出することとしておりますが、現在、自民党さんの理事が欠員となっておりますので、理事の推薦をお願いします。

豪一委員。

○豪一委員 自民党は私が。

○宮本委員長 ただいま推薦のありました豪一委員を理事にすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○宮本委員長 異議なし。はい、ありがとうございます。異議なしと認めます。よって、豪一委員を理事にすることに決しました。

○宮本委員長 続きまして、理事者報告に入ります。

総務部防災危機管理課2件。

それでは、総務部危機管理課より2件、報告事項1、令和7年度危機管理対応訓練の実施結果について、報告事項2、文京区避難所運営ガイドラインの改訂について、以上、説明をお願いいたします。

齊藤防災危機管理課長。

○齊藤防災危機管理課長 おはようございます。それでは、報告事項1番、令和7年度危機管理対応訓練の実施結果について報告をさせていただきます。資料は第1号を御覧ください。

本区では、大規模災害時における災害対策本部の初動対応などを確認するため、毎年度、危機管理対応訓練を実施しておりますが、本年度は、震災発生時における発災期から初動期にかけて三つの訓練を実施しております。

資料1 ページ目の訓練概要を御覧ください。(1)番になります。臨時災害対策本部参集訓練となります。勤務時間外に発災した場合の体制となります臨時災害対策本部の編成員を対象として参集訓練を実施しております。職員参集システムからの配信に基づきまして、自宅から指定された場所まで、周囲の危険箇所などを確認しながら徒歩で参集する訓練という内容となっております。10月から11月にかけて、指定した日から各職員が任意の日で実施をいたしまして、参加者は539名の参加となりました。訓練参加者からの主な意見につきましては、資料に記載のとおりでございますが、防災という視点で参集経路を確認した際に、地域の危険箇所に気づいたという意見。また、職員が確実に参集するための日頃からの備えが大事だというような意見などがございました。

2 ページ目になります。(2)番です。災害対策本部の初動対応訓練となります。副本部長である副区長と災対本部事務局及び災対情報部の編成員を対象とした初動対応訓練となります。勤務時間中に震災が発生したということを想定しまして、災対本部事務局の機動班が無線機により被害状況を災対情報部に報告をして、災対本部事務局で必要な応急対応を検討するといった流れとなります。実施日時と参加者につきましては、資料に記載のとおりです。訓練参加者からの主な意見につきましても、資料記載のとおりでございますけれども、発災直後の区内の被害状況を把握するための積極的な情報収集や情報の管理の難しさなどについて意見があったところでございます。

続いて、(3)番になります。災対各部の応急対応訓練となります。本部長や副本部長のほか、災対各部の部長や部長補佐などを対象としまして、発災後3時間以内の活動を想定して、災対各部が付与された情報に基づき、職員防災行動マニュアルなどの業務を確認しながら必要な対応を検討したという流れでございます。また、災対本部会議におきまして、災対各部

の対応状況を共有し、さらに、発災後24時間の対応方針を整理したという流れでございます。実施日時や参加者は資料に記載のとおりでございます。また、参加者からの主な意見も資料に記載しておりますが、適切な情報共有や体制の整備などについての意見があったところでございます。

資料第1号についての説明は以上となります。

続きまして、報告事項の2番となります。文京区避難所運営ガイドラインの改訂についてになります。資料は第2号を御覧ください。

概要ですけれども、避難所運営ガイドラインにつきましては、あらかじめ避難者の受入体制や運営基準などを定め、各避難所の管理・運営マニュアルの作成につなげていくため、平成26年3月に策定いたしました。その後の地域防災計画の修正や、東京都避難所運営指針の策定などを踏まえて改訂することとし、このたび、素案を作成したので報告するものでございます。

ガイドライン改訂の基本的な考え方ですけれども、本区における避難所の基本方針や開設・運営に係る対応方針を示すとともに、運営体制の確立や避難者援護などに関する標準的なマニュアルとして更新をしまして、各避難所の運営マニュアルの作成にもつなげてまいります。また、改訂に当たりましては、本年度、東京都が検討を進めております在宅避難を含む避難者全体の支援の在り方についても踏まえるものいたします。

素案につきましては、データ2ページ以降の別紙1となります。主なポイントを説明をさせていただきます。ガイドラインは全体で3編構成となっております。

まず、データ4ページからの第1編、文京区避難所基本方針では、避難所の基本的な考え方として、避難所の役割や機能、目指すべき姿、開設基準などを示すとともに、データ11ページでは、避難所の収容基準として、現行どおりの収容基準を目安にしつつも、都が目指す国際基準に準拠したスペースの確保にも努めることなどを記述しております。

次に、データ12ページからは第2編、避難所開設・運営の対応方針となります。避難所の開設・運営に必要な施設や機能のほか、避難所運営に関する主な課題に関する対応方針をまとめております。データ12ページからは、避難所の開設に関する対応方針として、避難所として必要となる施設の利用計画や、避難者の動線計画の考え方などをまとめております。また、データ18ページからは、避難所の運営に関する対応方針といたしまして、居住スペースの確保や要配慮者対応、ペット、トイレなど、10項目の課題に対する対応方針を示しております。特にデータ18ページの居住スペースの確保のところでは、発災後のフェーズごとに優

先すべき考え方を生命の保護、要配慮者の保護、生活環境の向上に区分し、それぞれ対応方針をまとめております。また、各項目の最後には、避難所運営協議会で平常時に確認すべきポイントを記載をしまして、避難所運営協議会による主体的な運営が行われるように、事前の確認事項や検討の視点などを整理をしております。続いて、データ40ページからは、避難所の管理・運営体制の確立といたしまして、避難所運営協議会の役割や防災士の活動、女性の参画などについて記述をしております。また、データ41ページでは、平常時の避難所運営協議会の活動として、新たに避難所基本情報シートを作成しまして、各避難所の全体像や運営の課題などを共有し、個別のマニュアルづくりや訓練の基礎資料として活用してまいります。

最後に、データの45ページからが第3編、各避難所の管理・運営マニュアルとなります。避難所の開設・運営に関する具体的な行動手順を示した標準的なマニュアルとなります。避難所開設キットに沿った開設手順や避難所運営本部の各班の行動手順を簡潔に記述するとともに、文中にありますMy避難所ルールの欄を追記していくことで、各避難所の簡易的なマニュアルとしても活用してまいります。

そのほか、ガイドラインの詳細につきましては、資料を御覧いただければと思います。

資料1ページ目にお戻りいただきまして、これまでの主な検討経過となります。素案の検討に当たりましては、各避難所の避難有効面積や収容可能人数を算定するとともに、避難所運営協議会の関係者に対しても意見照会を行っております。意見照会のアンケート結果につきましては、データ84ページ以降、別紙2につけておりますので、御覧いただければと思います。

今後の予定ですけれども、本件につきましては、今年度中にですね、改めて素案に対して避難所運営協議会などへの意見照会を行うとともに、来年度4月以降に都が示す在宅避難者などへの支援の在り方についても反映した上で、来年度中にガイドラインを改訂する予定でございます。

説明は以上です。

○宮本委員長 ありがとうございます。

それでは、初めに、報告事項1、令和7年度危機管理対応訓練の実施結果についての御質疑をお願いいたします。

御質疑ある方。

じゃあ、宮崎委員。

○宮崎委員 今年度も、この危機管理対応訓練の実施のほう、本当にお疲れさまでした。こちらでちょっとお聞きしたいのは、今年度、令和7年度も訓練参加者のね、こちら、載っている意見として、災対情報部とね、災対本部事務局間の情報伝達は、情報管理票だけでなく、口頭でのコミュニケーションも必要であるや、あと、災対本部事務局に上げた報告の続報や対応状況の共有など、報告後に入ってくる情報の管理が難しく、情報が錯綜しないようにすることが必要と感じた、そしてね、あと、昨年度の令和6年度のほうの意見にもなるんですけども、防災関係機関との定時的な連絡確認等、連携することを常に念頭に置く必要があるなど、こちらね、参加された方たちからの意見として、情報伝達、あと情報管理、あとそれに対応する連携強化に関してね、参加者の方々、かなり意見として上げられております。情報管理の精度の向上及び情報伝達向上のためのコミュニケーションを含めた連携強化に関してね、こちら今後どのように向上させていくのか、お考えがあればお聞かせいただけますか。

○宮本委員長 齊藤防災危機管理課長。

○齊藤防災危機管理課長 委員御指摘のとおり、まさに情報管理の精度を上げるというところで、この(2)番のところの初動対応訓練というところでは行っているところでございます。特に発災直後、同時多発的に起こる事象に対してですね、刻々と変わる情報のステータスを管理するというような難しさもあって、特に発災直後の災対本部事務局と災対情報部のパートに特化した訓練を昨年度から実施をしております。やはり、やってみるとですね、やはり紙だけではなかなか難しいですとか、あと、やはり消防・警察のほうに我々のほうからどんどんアプローチをかけて情報を取りにいかないといけないですとか、そういった気づきもありまして、情報管理というところは、そのような機会、今後も継続して行いながら、しっかり体制の強化というところは図っていききたいというふうに考えております。

○宮本委員長 宮崎委員。

○宮崎委員 ありがとうございます。私もね、自分のマンションの防災体制などでもね、普段からのコミュニケーション、あと情報共有などね、重要課題として捉えているところもありますが、本当にね、難しいところもあり、区のこういった危機管理体制ともなると、また、その規模がね、さらに大きくなっていろいろ大変かとも思いますけれども、ぜひね、今回の訓練でも、参加者の方から出たこういった現場からの意見等ね、こちら次回の訓練、またね、今後の危機管理体制にさらに活かしていただけるようお願いして、終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○宮本委員長 岡崎委員。

○岡崎委員 職員の皆様の危機管理対応訓練、先ほど課長さんもおっしゃっていましたよね、毎年やられているということで、今年は539人が参加されたということで、大変にお疲れさまでございました。一つは、去年、おとしもやってこられて、2,000人ちょっといる職員の皆さんの、いわゆる参加するサイクルというか、今年は、あ、去年は五百何人で、来年はどのような人、同じような人が参加したのか、また新しい人が参加したのか、その辺、やはり経験するということが大事だと思うんですけども、その辺はいかがなんでしょうか。

○宮本委員長 齊藤管理課長。

○齊藤防災危機管理課長 まず、参集訓練、この(1)番の参集訓練につきましては、今年度です、臨時災害対策本部ということで、5キロ圏内に居住する、なるべく近くの職員を対象としています。昨年度はですね、それ以外の職員、どちらかというと5キロ圏外より外に住んでいる遠い職員を対象にも行っております。いち早く集まるという体制で言えば、臨時災害対策本部ですけれども、職員はですね、全員参集義務はございますので、遠い職員なんかもですね、昨年度はそういった機会を捉えたというところでございます。

また、ほかの(2)、(3)の訓練につきましても、特に(2)の訓練につきましては昨年度もやっていますけれども、なるべく経験をしてない方ということで対象者のほうもセレクトしまして、なるべくこういったベーシックな内容の訓練につきましては、広くですね、職員が経験できるような機会としているところでございます。

○宮本委員長 岡崎委員。

○岡崎委員 分かりました。今回は5キロ圏内ということで、最長でも1時間以内というような形で、大体どうなんでしょうかね、どのくらいで駆けつけられる、その時間帯の方が多いんでしょうかね。というのも、やはり前もお話ししたかもしれないですけど、避難所をはじめ、職員の方が来ていただけるとやっぱり心強いこともございますし、そうは言っても現状は、訓練は訓練として、実際は様々な障壁もあつたりして、訓練みたい、訓練のとおりにはいかないこともあるのかなと思うんですけど、そういった意味では、参加者の意見で複数のルートも想定したほうがいいみたいな話もございました。そのあたりはどのようにお考えなのでしょう。

○宮本委員長 齊藤防災危機管理課長。

○齊藤防災危機管理課長 今回の参集訓練の結果を見るとですね、大体1時間以内に、到着するとですね、システムのほうで到着のフラグを立てるんですけども、1時間以内に到着した方と、職員というのが、大体197名、200名弱ございます。特にですね、臨時災害対策本部

の体制になりますと、特に避難所に参集する職員というのは、防災職員住宅に入居する職員を充てていますので、より避難所に関しては、よりいち早く職員が集まれるような体制を組んでいるというところでございます。

やはりアンケートにもあるようにですね、参集ルート、参集経路をやはり確認することで、意外とここの信号が多かったとか、川を越えないとだとか、そういったところに気づきがあるというところで、そこは職員がそういった気づきがあって、それに備えて複数ルートもというところの気づきがあったというところは非常に効果があったのかなというふうに捉えております。

○宮本委員長 岡崎委員。

○岡崎委員 分かりました。職員の皆様も大変な部分もございますけども、ぜひこういった訓練も積み重ねていっていただいて、より実効性のあるものにしていただければというふうに思います。

あと、(2)と(3)につきましては、先ほど宮崎委員からもありましたけども、やはり情報の収集・伝達というところが非常に大切なところかなと。特に正確性であったり、迅速性であったりというね、やっぱり被害、現地の被害状況をどう把握して、どう災対本部で手を打っていくかということが大事なところだと思いますし、そういった意味では、情報の収集・伝達がとても大事になってくるのかなと。先ほど体制を強化していくというような形もありましたけども、もう一つは、先ほど、いわゆる多くの人も経験してということも大事なのかなというふうには思うんですけども、その辺、もう一度、具体的な形で教えていただければと思います。

○宮本委員長 齊藤防災危機管理課長。

○齊藤防災危機管理課長 発災直後のやはり速やかな情報収集というのは、我々災対本部が次の行動を検討するために欠かせない情報ということで、それをいち早く集めるということは、言わば多くの命を救うことにもつながるということで、特に(2)番の部分については、すごく情報が混乱、状況が混乱する中での訓練というところのシミュレートになってまいります。特にこの部分はほかの訓練とは違ってですね、やはりしっかり手順を確認するですとか、体制に漏れがないのかとか、そういったところを確認しながら、スキルアップを図っていくものでございまして、今後もですね、このような訓練の機会は設けていきたいと思っております。

また、我々もやはり人事異動もあってですね、人が代わるという中で、経験をしてない職員というところは、やっぱり優先的にそういった機会は与えてあげたいなというふうに思っ

ておりますので、そのようなところでですね、全体の体制としての底上げというところには取り組んでいきたいというふうに考えております。

○宮本委員長 岡崎委員。

○岡崎委員 分かりました。やはりさっき言いました正確性というのがやはり大事だとも思いますし、そういった意味では、より限られた人数ではありますけども、より多くな、多くの人が経験をして、やっぱり実際発生したときに、それがより実効性のあるというか、確かなものとなるように、ぜひとも訓練も重ねていただければと思いますので、よろしくお願いたします。

以上です。

○宮本委員長 続きまして、吉村委員。

○吉村委員 ありがとうございます。私からは、(2)の災害対策本部初動対応訓練及び(3)の災対各部応急対応訓練部分についてなんですけれども、被害情報の収集、情報の整理や発信等の文言が出てきております。文京区では、令和8年1月26日にブルーイノベーション株式会社、一般社団法人日本U A S 産業振興協議会との間で、災害時におけるドローンによる支援活動に関する協定を締結したところです。こちら、私も初当選時からドローンの活用について、災害時のドローン活用については質問を重ねてきていたところでした、こういった協定が締結をされたということで、その効果にも期待をしているところなんですけれども、当該協定の内容として、文京区内の被災地等におけるドローンによる調査、情報収集、そして、防災訓練等イベントへの協力等が挙げられております。当該協定を締結したことにより、今後の情報収集の手法が拡充されるということも考えられますし、また、ドローンから得た情報を実際に活用するための訓練等も今後は必要になってくると考えますけれども、区として今後どのように取り組んでいかれるおつもりなのか教えてください。

○宮本委員長 齊藤防災危機管理課長。

○齊藤防災危機管理課長 今般ですね、区内の事業者とドローンの協定は結ばせていただいております。我々もなかなかですね、ドローンの専門知識がなかなか追いつかない部分もあって、民間事業者のそういった知見というところはですね、協定を結ぶことで、まず我々が養っていかなければ、今後、養っていかなければいけないことかなと思っております。その先にですね、やはりどういう場面で必要になるのか、こういった訓練の中でこういった形で組み込めていけるかというところの検討になっていくかなと思っておりますので、ただ、民間事業者の力を借りて、今まで以上にですね、機動的に情報が集められるという体制は組めて

おりますので、そういったところを前提にしながらですね、今後も我々の知見を高めること、また、訓練の内容を検討することというところは並行して考えていきたいというふうに思っております。

○宮本委員長 吉村委員。

○吉村委員 ありがとうございます。そうですね、ドローンの協定を締結したということで、民間の知見ですか、そういったもの、私自身もちょっとドローンの専門的な技術というのは、報道レベルとかで、すごいいろんなことに活用できるんだなというところまで、そういうぐらいのふわっとした感じでしか考えられないところもございますし、そうだとすると、やっぱりこういった庁内にいる対応される職員の方々とかも、最新の技術というものを把握して、もう自分でかみ砕いて使っていくというのは本当に難しいところだと思いますので、そういった、こういった形で組み込めていけるのかというのは、やはり民間の知見をもらいながら、一緒に話し合っただけじゃいけないのかなと思いますし、また、今まででも高所カメラですごい遠くから煙が例えば上っているとかが、細かい部分はよく見えなかったところとか、ドローンを飛ばすことによって細かい、その人が通れないような水たまりだったりいろんな、災害時っていろんな状況があると思いますので、そういったところに飛ばしていけるということで、情報の収集というのはすごい使い方、ただ、平時でなかなか飛ばして訓練ができないところですので、災害時に突然、どこまでできるのかなというところはちょっと個人的にも思ってしまうんですけども、情報収集がすごい革新的に進んでいくのかなと思いますので、そして、あと、ただ、情報を集めた後に、それを本当に実践として、その集まってきた情報の画像とかをどのように分析して、それを各所の被害情報を把握する本部の方々はどうやって情報を、その情報を基に対策を飛ばしていけるのかというところの訓練が本当に一番重要になってくるのかなと思っております。

今回は民間業者とのドローンの協定の締結ということで、実際、その災害時になったときに、例えばドローンスクールとかの方とかだったら災害時とかだったらその自分たちの生徒さんたちでドローンを所有している人たちが災害時に任意で来てくれて飛ばすとか、いろいろその締結の内容によってもドローンの飛ばし方というのがいろいろあって、このこの企業さん、ちょっと私がまだ勉強進んでいないので、どのぐらいの方々が確実に来てくれるとか、いろんなところもあると思うんですね。だから、そういった今後についてですね、一番最適な方法で、でも、区の職員の方がドローンの資格を取り続けると言っても、部署異動も結構ありますし、そこもまた難しい問題で、それはもうずっといろんな議員の方が質問を

重ねていて、一番最適な方法を今回はまずは選ばれているのかなと思いますので、この内容に即してですね、ぜひ、せっかく締結をされたので、災害がそんなにすぐにあるとは思いたくないんですけども、災害がない状況でドローンの活用をこんな感じでやっていきますみたいな、デモンストレーションじゃないんですけど、そういうことをやっていただいて、区議会とかにも報告をしていただいて、一緒に考えていきたいなと思っておりますので、ぜひよろしくお願いします。

○宮本委員長 齊藤防災危機管理課長。

○齊藤防災危機管理課長 今回、協定を締結した事業者もですね、いろいろな事故現場だとか、災害の現場に人を派遣している実績があると聞いております。また、あと、ドローンをどのタイミングで使うかというところもあって、発災直後なのか、少し一拍置いた別の対応なのかというところにもよって体制の組み方というのは変わってくるのかなというふうにも思っております。なので、そこら辺もですね、今後、いろいろ知見のある、そういった事業者の意見なんかも参考にしながら、我々の知見も高めていきたいと思っておりますし、また、我々のほうも訓練の機会というのは、防災フェスタですとか、そういった場面、数々ありますので、そういったところでいろいろ御紹介できる場もぜひ検討はしてみたいというふうにも思っております。

○宮本委員長 吉村委員。

○吉村委員 ありがとうございます。今、その業者さん、今回の業者さんは災害時にも飛ばしたことがあるということで、そういった経験というのはやっぱり重要なので、そういった点ではちょっと安心もいたしました。

あと、ドローンを使うタイミングもですね、確かに初動体制のときの災害の発覚みたいな部分、災害というか、その被害情報を知るところもありますし、あと、罹災証明書の発行とかでも、倒壊建物とかを写していくとか、1週間後とかですかね、ああいうのは、もうちょっと後なのかもしれないんですけども、とかいろんなタイミングがあるとは思いますが、そういった災害に関連するもの全体としてドローンを適時ですね、このタイミングとこのタイミングでというような形で組み込んでいって、そして、そちらも訓練という形で、訓練といっても例えば罹災証明書の発行とかだったら資料の例えば行政書士だったりとか、いろんな窓口対応、あと、いろんな地活とかの窓口対応される方とかとの連携だったりとかもいろいろありますので、そういった訓練をぜひ広げていただければと思いますので、引き続きよろしくお願いします。ありがとうございます。

○宮本委員長 続きまして、浅川委員。

○浅川委員 もう、各委員の方からいろいろと御質問が出ておりますけれども、私も、やはり岡崎委員のお話というか質問の、訓練に参加する職員のサイクル、これによってちょっと質問が変わってくるんでお聞きしたかったんですけど、今、伺ったので、なるべく参加されてなかった方を次には選ぶということで、なぜかといいますと、前回もね、訓練の参加者の主な意見・感想という部分で、すごくこれはいいなと、でも毎年出てないと、結局、同じことを繰り返しちゃうこともあるなという点を踏まえて、例えば参加者の主なね、意見、意見や感想が記述されていて、例年、同じような気づきではなくて、個人的にも内容的に進化している、そういう内容になっていけばいいなと。しかも、それ、また次の年に出なかった方もいたり、毎年出ている方もいたりってなると、この部分の非常に大事な点について、どのように今後訓練に向けて生かしていくのかというその扱い方ですね、その意見・感想、あるいは、その後、会議をして、こういうふうに思いましたとか、そういうのをまとめてつくっていらっしゃるのかどうかというのを伺いたいなというのが一つですね。

あと、初動期からじゃなくて、発災時に参集して、周りの被害状況を見るとか、これは本当にいい内容だと思うんですね。初動対応の訓練をしているということ、ありますけれども、この参加者の中にコントローラーということで、その部署についていらっしゃる方がいますけれども、ちょっとこの具体的にどのような役割をして全体を進行していくのかなというのを伺いたいなと思っておりますけれども、よろしくお願いします。

○宮本委員長 齊藤防災危機管理課長。

○齊藤防災危機管理課長 まず、一つ目ですけれども、参加者の意見ですとか、そういったところですけども、訓練の全体の流れだとか、もっとこうしたほうが全体いいよというような御意見につきましては、我々、訓練を企画する側としてですね、そこはしっかり次の訓練の工夫はさせていただいております。

また、特にですね、今回、(3)番の災对各部の応急対応訓練をやりましたけれども、災对各部、11の部局ができますけれども、それぞれの部で対応を検討するというような流れを組みましたが、その様子を見ていますと、やはり経験をしている職員が、初めてそこの部署に異動した職員に対して、ここはこういう業務だよというようなところをレクチャーしていたりですとか、やはり我々、各部のほうで、この業務をやるにはこういったものが必要だよねだとか、そういった経験の差を埋めるようなディスカッションもされているというようなところは見受けられております。なので、そういった中でですね、しっかり我々も経験をして

いない方に対しては、しっかりそのような経験が積めるような機会というところは増やしていきたいというふうにも思っております。

あと、コントローラーにつきましては、これ、我々防災危機管理課の職員が役割を担っております。訓練当日は、どちらかという進行役という形になりますけれども、各部に状況を付与したりですとか、被害状況を伝えたりですとか、そういった全体の統制をする役割となっております。それ以前にですね、今回の訓練のシナリオをつくるのも、この職員がつく、担当の職員が自らつくっております、区内の被害状況ですとかを考えるのもですね、災対各部がどのような動きをするのか、この被害がどれだけ影響が出るのかということをしっかり理解をしながら組んでおりますので、このシナリオをつくるプロセス自体もですね、我々危機管理課の職員としても非常に貴重なトレーニングの機会というふうになっているところでございます。

○宮本委員長 浅川委員。

○浅川委員 そうですね、シナリオを描いたこのコントローラーの方によって内容がやっぱりね、変わってくると思うので、確かにプレッシャーもあるでしょうけどもね、よりよい訓練ができればなということ頑張っていたきたいなと思っております。何か長年続いているということなんで、非常にね、その点は我々も安心しておりますけれども、今後とも情報の収集と、それから情報の伝達というのが書かれていましたけども、意外と紙ベースでやっていると分たら、しゃべ、お話、会話をしながら伝えるのはちょっと違ってきちゃうとか、そういう点なんかもね、非常に気をつける点だと思いますので、これからも訓練をしっかりやっていただければと思います。よろしくお願いします。

○宮本委員長 浅田委員。

○浅田委員 訓練、大変お疲れさまでございます。これやっぱりね、繰り返し繰り返し行うことがやっぱり大切だと思ってるんですよね。その都度、いろんな、何ていうの、改善点とか見直しというのは、もう本当にもうちっちゃいことでも重ねていくことが私は大変だと思って、そういうことをね、実際されていることに大変敬意を払いたいと思います。

その上でね、これも繰り返しになりますけど、先ほど来、やっぱり情報、正確な情報ということですよ。それが、それを把握するということが大切だというふうに、私も全くそのとおりだというふうに思ってます。それで、これも改めてになるんですけども、5キロ圏内の職員の方が参集する義務があるというふうに言われましたけれども、災害の程度によって、率直に言って来られない方が起きるような事態というのは、これは本当に大きな災害に

なった場合はあり得ると思うんですよね。まずは自分の身を守るというところから始まるんですけども、そういう職員の方の状況をどうやって把握するのかということなんですよね。

このいただいた資料、今日のね、報告の中に、災害時にスマートフォンが使用できないような状態、これも想定しなきゃいけない。実際に熊本地震での大災害であるとか、能登のときなんかでも、スマホが使えない状態が随分続いたというふうに伺っています。こういう事態は起こり得るというふうな想定は必要だと思うんですけども、そういった事態のときに、職員の状況把握ね、行ける、あるいは職員の方がね、シビックに駆けつけることができる、できないというようなことも含めて、状況把握というのはどのようにお考えでしょうか。

○宮本委員長 齊藤防災危機管理課長。

○齊藤防災危機管理課長 今回の訓練では、まず職員参集システムというシステム上ですね、各職員の安否状況ですとか、状況を把握するというような仕組みで行っております。スマホはネット環境が使えないという場合はですね、そのときに使える電話ですとか、そういったところで把握するしかないのかなと思っておりますし、あと、職員が参集した後、例えば避難所に参集ができればですね、そこには防災行政無線もありますので、参集した結果というところはそういったところのツールを使いながら、使えるツールを使いながら対応していくというような想定でございます。

○宮本委員長 浅田委員。

○浅田委員 もう今、生活の中に、もう家に電話がもうない、使わないと。特に、例えば文京区でも新しい職員を採用されていく中で、御家庭に電話を設置してないという家庭、もうかなり増えていると思うんですよね。なおかつ、大きな災害のときに、まず電話も使えない、スマホも使えないというような状況のときに、災害無線というふうなこともおっしゃられたけども、これってね、なかなか難しいんですよね。無線、ここにも書かれていますけれども、状況を把握するのに、言葉でなかなか、これって本当に訓練、訓練というか、何回も何回もやってないとなかなか伝わらない、いろんな解釈も生まれるということがあって、ぜひこの点については訓練を、訓練というかね、繰り返し繰り返しやるしかないんですけど、ぜひ今後のこうした訓練の中に生かしていただきたいということです。

それから、もう一つは、防災無線というのがありましたけど、これってほら、災害のときに、今、町会長さんのところに置いていますよね。ねえ、町会長さん、あそこにいらっやいますけど。使ったことありますか。ないでしょう。こういう状況だと思うんですけども、これは防災訓練の話になっちゃうんですけど、職員の中で無線機、これが使える方がいない。

昔は庁舎の中にもアマチュア無線クラブというのが職員の中にあってやられてた、もう皆さんもう知らない、加藤副区长、知っているかな、あ、俺、知っているということで、そういう状況になっていて、なかなかね、そういう手段としてはあるんですよ。千石の地活の建物に無線機があって、それを活用して災害時には情報収集をしようという、そういう制度があるんですけど、何かそれもいつの間にかあまりね、千石方面でも知らない人も結構いるんじゃないかな。でしょう。実はそうなんですよね。そうなんです。元区議の渡辺とも子さんなんかが中心になってね。ああ、知ってる。知ってる、うん。

（発言する人あり）

○浅田委員 個人情報になっちゃうね。でね、だから、そういうのも活用をするということ、ちょっとアナログ的になるんですけど、そういうこともちょっと研究、ちょっと改めてしたらどうか。せつかくあるんですから、したらどうかというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○宮本委員長 齊藤防災危機管理課長。

○齊藤防災危機管理課長 まず、防災行政無線の操作の習熟というようなところですけども、今回の訓練でもですね、災対本部事務局のメンバーが無線機を使ったりですとか、あと、これとは別にですね、やはり防災職員住宅に入居する職員に対しては個別に無線機の訓練とかを行ってございまして、常に通信に慣れてもらうというような機会は設けておりますので、今後もそのような機会は継続して行っていきたいというふうに思っております。

また、今現在ですね、戸別受信機ということで各町会長さんのほうにお配りしているものは受信のみということで、区から防災行政無線で発信する情報が受けられるというようなものとなっております。やはり地域の中でもですね、そうやって独自の無線を使って体制をつくっているというところは承知をしておりますし、いろいろなインターネットの通信環境が途絶えたときは、最後は無線というようなところなのかなというところもありますので、我々職員の資格取得もですね、防災危機管理室の中でも資格取得の機会を設けておりますけれども、そのようなツールが、無線というツールが活用できるような取組というところは引き続き努めていきたいというふうに考えております。

○宮本委員長 浅田委員。

○浅田委員 皆さん知らないでしょうけど、私もアマチュア無線持っててね、知らないでしょう。ちゃんとコールサイン持っているんです。でね、今、非常にやっぱりスマホが普及しているから、もう本当にもう片隅に追いやられているんですよ。そういう機器はね。だけど、

場合によってはそういうことも必要になってくると思うんですよね。これ難しいのはね、これはトランシーバーというのはやっぱりおもちゃなんですよ。100メートルも離れれば届かないんですよね。きちっと、せめて文京区内を網羅するような連絡体制をするという意味では、アマチュア無線。これもね、ちょっとね、資格も必要なんですよ。資格も必要なんだけど、その使い方ですよね。情報、正確な情報を集中させるという意味でね。ですから、ぜひちょっとその辺についても御検討をいただいて、今後の訓練の中に生かしていただいて、いざというときに何らかの形で使えるようにお願いしたいということですね。

以上です。

○宮本委員長 齊藤防災危機管理課長。

○齊藤防災危機管理課長 アマチュア無線の連絡会の皆様につきましては、我々もずっとお付き合いをさせていただいております、避難所総合訓練の場面でもよくブースは出していただきまして、無線の周知啓発にも努めているところでございます。また、あと無線機の使い方ですとか、それを使った伝え方の部分につきましては、今回の意見にもあったようにですね、実際使ってみると、やはり難しさが分かるということなので、経験がやはり物を言うのかなということもありますので、こういった訓練の経験を積み重ねながらですね、スキルアップに努めていきたいというふうに考えております。

○宮本委員長 続いて、石沢委員。

○石沢委員 臨時災害対策本部参集訓練のことで、先ほど集まれた、参集する対象者のうち集まれた方が197人ということだったんですけれども、率にすると36%程度ということで、この参集訓練の目的がルートをしっかり確認をしておくとか、そういうことと、あと動機づけというような話もありましたけれども、そういう話だったと思います。そういう中で、何というんでしょう、実際に発災したときを想定していたわけですがけれども、そういった実際に避難所までのルートを確認できたのが36%だったと。参加した人のうちの。だから、そう考えてみると、こういう36%にとどまったと見るのか、それともやっぱこれをもっと訓練ということで言えば、やっぱりその間のルートをね、やっぱりちゃんと確認をしておく、おけるようにしておく必要は私はあるんじゃないかなというふうには思うんですけれども、この到達できた方の人数の評価については区としてどういうふうに考えているのかということをお伺いしたいのと、それから、何ていうんでしょう、実際にBCPというのがありますよね。あそこでは何時間までにたどり着くことを想定しているのかというのもちょっとお伺いしておきたいなど。そのBCPに基づいた、何ていうんでしょう、訓練というのは

やらないのかどうかというのも、ちょっと併せて聞いておきたいと思うんですけど。

○宮本委員長 齊藤防災危機管理課長。

○齊藤防災危機管理課長 参集訓練につきましては、職員の勤務時間というところの兼ね合いですとか、あと安全の確保という観点からも、一旦は1時間までというところで設定をさせていただいております。1時間の中でも、進める中での、行けるまで、行ける中での地域のリスクというところは一定確認はできているんだろうというふうには考えております。これを2時間、3時間にするというところは、なかなか、先ほどの条件もある中で、どこまでできるかというところは難しいところもあるかなと思いますけれども、参集訓練の在り方については、また、このような御意見なんかもいただきながら検討は進めていきたいというふうに思っています。

あと、そもそもですね、参集訓練の目的の一個として、やはりBCPの検証という観点もあるかなと思っておりますが、今回、BCPのほうでは1時間という設定がなくてですね、短くても3時間以内というような設定になっておりまして、BCP上は318人が参集すると、3時間以内に参集する。これは普通に歩くだけではなくて、プラス1時間ぐらいかけて、なかなか到達しないだろうというところも加味しながら、318人が3時間以内に到着というような計画となっております。それと、1時間というところを比較する、単純に比較することによって難しいんですけども、単純な割合とかで言えば、1週間で200名近くの職員が到達しているという現状を見れば、一定、そのBCPの実効性というところは担保できているのかなというふうには考えております。

○宮本委員長 石沢委員。

○石沢委員 この、ちょっと細かいアンケートも見させていただきましたけれども、例えば初めてその避難所、指定されている避難所に行ったという方とかもいたりとか、それから、入り口が初めて分かったとかね、そういう方もいらっしゃるんで、なので、この到達した36%の方々の中で、そういうようなアンケートが返ってきたということだったと思うんですよね。だから、やっぱりこの、やっぱりちゃんとルートとかをしっかりと確認をしている職員の方々をやっぱりこう増やしておくということだとか、それから、BCP上3時間ということであるのであれば、そういうやっぱり、なかなかでも3時間歩くというのも大変だと思うんで、それはね、いろんな配慮が必要だと思います。ただ、歩いた、じゃあ、その日はね、もうそれで仕事はおしまいとかね、そういうふうにするとかもあり得るんじゃないかなというふうに思いますけども、それも訓練も一つの仕事だと思いますのでね、いろんなやり方ある

と思うんですけども、やっぱりそういう訓練、やっぱり実践に近づけていくような訓練というのも本当に必要なというふうに思うので、そこはやっぱりやっていただきたいというふうには要望しておきたいと思います。

それから、さっきいろいろその開催の頻度ですね、質問あった中で、1と、(1)と(2)は去年もやって、大体1年に1回ペースでやっているみたいな話だったと思うんですけども、(3)のほうは、開催頻度というのは、今、どうなんでしょう、どのくらいになっているのかって、ちょっとこの数字が分からなかったの、前回いつやったのかとか、これ大体どのくらいの目安でやるものになっているのかとか、ちょっとそこをはっきりと教えていただきたい。

○宮本委員長 齊藤防災危機管理課長。

○齊藤防災危機管理課長 災对各部の応急対応訓練につきましては、昨年度はですね、実は(2)番の初動対応訓練のほうにかなり特化したということもありまして、昨年度は実施をしておりません。(3)の部分につきましては2年ぶりの開催となりますが、それ以前は毎年度行っているという状況でございます。今後、こういった全員が集まるような訓練というのは定期的な、継続的に実施することが大事だろうというふうには思っておりますので、今後も継続的には実施していきたいというふうに考えております。

○宮本委員長 石沢委員。

○石沢委員 分かりました。また、この細かいアンケートを見ますとね、開催頻度ももっと上げたらいいんじゃないかとかね、やっぱりそういうアンケートもありました。だから、やっぱりこういう訓練というのは本当に、やっぱり皆さんおっしゃっているように大事なことだと思いますので、引き続きぜひ開催頻度もあけないでやっていただきたいなと思います。

あと、いろいろアンケートを見ますと、参集訓練をしている中で、個別に危険な箇所というのを結構見つけている職員の方々も結構いらっしゃると思うんですよね。何か見ると、三丁目坂のブロック塀が何か危ないとかね、それから、不忍通り沿いの歩行者用通路が狭いとかですね、あと、網星坂の小石川植物園の万年塀が古いので崩れそう、崩れたらどうしようとかね、結構そういうような細かいいろんなコメントなんかも結構あると、ありますよね。こういう得られた知見なんかは、今後、実際に職員の方々を通るわけですから、避難ルートにもやっぱりなっていると思いますし、参集する上でのメインのルートというふうにも考えられると思うんですよね。だから、やっぱこういうところの危険箇所なんかはですね、やっぱり本当に取り除いていく努力なんかはいろいろ必要だろうと。さらに力を入れてやってい

く必要あるんじゃないかなというふうに思いますけれども、その点はどうなのかというのをちょっとお聞かせください。

○宮本委員長 齊藤防災危機管理課長。

○齊藤防災危機管理課長 今回の訓練の中ではですね、職員が防災という目でまちを見たときに気づいたことというところをコメントしていただいていると思っております。どのくらい危険なのかというところはちょっと客観的には何とも言えないですけれども、本当に必要性の高いところというところは、各所管のほうで適切に対応できているものというふうには認識しております。

○宮本委員長 石沢委員。

○石沢委員 まあ、適切に対応できているということでは、ただ、やっぱり危険だというふうなコメントが現実に見ると、ああ、大丈夫なのかなというふうにはやっぱり思いますよね。だから、やっぱりこういうところで得られた知見というのは、やっぱり、その都度ね、やっぱりちゃんと、私有物というものもあると思いますけれどもね、ただ、やっぱりそこはいろいろ情報共有して、しっかりとやっぱり点検をしていくということも本当に必要だろうというふうに思いますので、それはぜひお願いしたいというふうに思います。

以上です。

○宮本委員長 豪一委員。

○豪一委員 災对各応急対応訓練で、本部の訓練もされたということで、当日は災害時を想定してないのでエレベーターを使ったということなんですけれども、当然、大規模の災害なんかに見舞われたときはエレベーターも使えないというふうに考えるんですよ。復旧についてもいろいろほかの総務委員会の中で話は聞いていますけれども、現在、復旧も大分、メンテナンス業者が早くなったんで早い早いということなんですけれども、今現在の段階で東京が受けているのは、比較的小規模な震度3とか4とかでの復旧ということで、当然、震度6、7など起きたときのメンテナンス会社はどういうようなタイミングで来ていただけるというのはまだ分からないかもしれないというところで、エレベーターの復旧についてお伺いしたいんですけれども、現在の体制で被災地を震度6、7の大きな地震が来たときとのメンテナンス業者との連携はどのようにするかということと、今後、エレベーターの改修なんかも予定されているそうなので、その辺の話もちょっと伺えたらなと思います。

それが質問なんですけれども、それとは別に、災害本部にいられる方というのは、大体、指揮とかね、指揮・命令をするような方なので、そんなに出入りがしょっちゅう15階に行った

り現場に行くというわけじゃないので、一度行って帰宅するまでは本部にいればいいというので、いざというときは自力で15階に行けばいいんだろうというふうに私は考えているんですけども、そういった見解でいいのかと。なぜかという、私も議員になってまだ浅いときはですね、委員会なんかでもいろいろほかからも意見出ていましたけど、本部はやっぱり15階じゃなくて、やっぱり地下とか1階ぐらいあったほうがいいんじゃないかという話があって、当時は私はそれはそうだなとは思ってたんですけども、その本部機能がそんなに出入りが激しくなければ、別に多少空中階にあっても、それは特に今ではね、そんなに差し支えない。そんなに本部に出入りしたりする人たちが、それほど頻繁に出入りがなくて、そこに命令機能で集中しているんだったら、本当に別に1階とか地下とかにある必要はないんじゃないかなと今考えている。そういう考え方が間違っているか、合っているかという答弁も併せてお願いしたいと思います。

○宮本委員長 寺崎保全技術課長。

○寺崎保全技術課長 エレベーターの復旧の考えでございますが、まず、震度4程、震度4程度を超えるような大規模な地震動が観測された際には、安全確保のため運転を停止するような仕組みとなっております。補修委託先の技術者が到着するまでは再稼働することができない状況となっております。広域的な災害時におきましては、交通機関の混乱などによりまして技術者の到着が遅れる可能性もございますが、シビックセンターのエレベーターを管理しております保守業者からは、速やかな対応に努めるとの回答はいただいているところでございます。

日本エレベーター協会でご公表しております災害時の復旧優先手順と、優先復旧順位というのがございまして、第1位が閉じ込めが発生している場合、第2位が病院等、第3位がシビックセンターのような公共性の高い建物となっております。シビックセンターは公共性の高い建物に該当するため、比較的優先度の高い施設に位置づけされております。

なお、現在、低層用・高層用エレベーターの改修工事を予定しております。今年の6月から約2年間かけまして、8台のエレベーターを順次、改修してまいります。改修後ですが、自動診断・復旧システムが導入される予定でございます。震度ですと震度5弱、加速度ですと120ガル以下で、レールなどに損傷がない場合には、地震発生後、おおむね30分程度で自動的に復旧することが可能となります。

○宮本委員長 防災危機管理課長。

○齊藤防災危機管理課長 実際の発災時の体制になりますけれども、今回の(3)の対応訓練の

中でも同じような形になりましたけれども、15階の防災センターのほうで災対本部会議などは行いますが、実際の各部の活動というのは、それぞれの部のフロアのほうに移動して行うというような形になっています。想定では防災センターですとか、あと、一つ上の庁議室ですとか、そういったところが災害対策本部会議の中心になるのかなというところで考えておりますけれども、各部との連携なども考えると、一定、真ん中の15階に、今、拠点があるというところは、一定、妥当性はあるのかなというふうには考えております。

○宮本委員長 豪一委員。

○豪一委員 ありがとうございます。まず、エレベーターに関してはよく分かりました。6月かな、8月、6月、6月から、6月からの改修工事、順次、時間はかかりますけれどね、自動復旧できるというのは大変便利なことだと思いますので、期待していきたいと思います。

実際は、縦に長いシビックセンターですからね、理事者の方、職員の方は大変だと思いますけれど、庁議室に関しても本部にしても、そんな階数の低いところじゃないので大変かもしれないけど、それは災害時ですからね、しょうがないので、日頃から足腰を鍛えておいていただいでですね。結構、意外に大変だと思うんですよ、本当。たまに私も22階から地下の2階の駐車場までを健康のために下りることあるんですけど、軽く筋肉痛になりますからね、下りだけでも。上がって下りるというのは大変だと思いますけども、ぜひ災害時はですね、滞りなく職務につけるように日頃から励んでいただきたいと思います。どうもありがとうございます。

○宮本委員長 海津委員。

○海津委員 今の山田、ああ、豪一議員の、委員からの質問から引き続きのところからちょっと始めさせていただきたいと思うんですけども、15階、エレベーター改修で、速やかな稼働も可能になるかもしれないということは安心いたしました。

その中で、ただ、大震災の折にですね、高層階ほど揺れ幅が大きくなるんですよ。体感時間もすごく長くなって、大きく、ゆっくり大きく揺れ続けると。そうすると、からするとですね、感情ではなく心理的な不安、心理的不安とか目まいとか吐き気も誘発されやすいというところなんですけども、この15階にあるということの中で、本部が不安定になったりとか、情報発信が遅れるとか、避難所支援が遅れるとか、結果として区民の不安になってしまうということがないようにするために、例えば、余震継続時の長期、長時間稼働し、長時間の稼働をですね、本部がやっていることを、本部がずっとそこでやるということを想定した場合の健康管理体制というのはどの程度あるのか、想定しているのか、まず、ちょっと教え

ていただけますか。

○宮本委員長 齊藤防災危機管理課長。

○齊藤防災危機管理課長 災害時の職員の動員体制ですとか、あと、職員のメンタルヘルス、健康管理というところは、災対総務部という部局が担当するということになっております。長時間の勤務、業務になるということもありますし、委員御指摘のような状況の中での体調不良ということもあると思いますので、そのところの情報の取りまとめ、対応の検討とかについては、そのような体制の中で取り組んでいくということをございます。

○宮本委員長 海津委員。

○海津委員 ぜひ長周期振動ですね、が十分考えられますので、3.11のときにもこの22階、相当に揺れたというふうに、私はいませんでした、聞いておりますので、かなり揺れたってところですので、しっかりとそれを想定した健康管理がやはり的確な判断に結びついていくと思いますので、15階というデメリットということも補うだけのものとか、ちゃんと危機管理として考えていただきたいということをまずはお願いしておきます。

次にですね、今回、全体的に様々な対応訓練していただいて分かったのは、職員も混乱するということですね、一番は。混乱するということが今回も確認ができたということだと思えますね。しかし、でも、この中で混乱を前提にした仕組みというのがまだきちっと構築されていないんじゃないかなというのが不足しているというところが、私は今回、ちょっと質疑させていただきたいと思っています。職員の皆様の安全確保が一番なんですよ、もう当然。だけど、見えてきた実態は皆さんからも出ていますが、夜道は暗くて段差も見えづらいつとか、それから、スマホが使えないと道も連絡も不安とか、ルートが一本だけの前提になっている。こういう状況って職員ですら危険なんですから、区民はもう高齢者、障害者、子どもはもっと厳しい状況に入っていくわけですよ。でも、そうした中でもう、何かもう本当に区民とすれば、何かもう役所どうにかして、助けてって声を上げたいことが非常に増えていくのが災害だと思うんですが、その中で、職員がたどり着けない災害対応体制って本当に機能するのかなって。だから、今回も200、197の方がたどり着いてくださって、1時間以内に、あと、職員住宅に住んでいらっしゃる約200人ぐらいですかね、およそ200人ちょっと、300、500、100、職員住宅。

（「50ぐらい」と言う人あり）

○海津委員 あ、50人ぐらい。ああ、そうか、50人ぐらいなわけですよ。あと、区内に住んでいらっしゃる方もいるということからすると200。だから、その方だけで本当に初期の災

害対応が果たせるのかということが一番問題じゃないかなと思うんですよね。ここで出てきた中で一番あれなのが、夜間なんか特にそうですよね。夜間なんかだとすると、夜道なんてもっと暗くなっちゃうだろうし、段差も見えづらくなるだろうし、そうしたところに対しての様々な対応の訓練の先に、先ですよ、このやった中で見えてきた課題から、災害対応の体制というのが今のままでいいのかどうかということはどう考えていらっしゃるか、お伺いしたいと思います。

○宮本委員長 齊藤防災危機管理課長。

○齊藤防災危機管理課長 まず、今回の参集訓練につきましては、臨時災害対策本部というところで時間外の発災を想定しておりますけれども、実際はですね、災害対策本部が立ち上がるまでの最低限の業務に当たるということで、その最低限の業務というのが、本部機能と、地域活動センターでの情報収集機能、また、あと避難所の機能、あと、救護班ということで、医療機関ですとか、あと道路啓開ですとかというようなところの機能というところの、本当に発災初期の本体が立ち上がるまでの臨時的な体制となっております。そのようなところの体制だけで見ればですね、今回の参集訓練の参集率などを、参集結果も見ると、一定、BCP上の体制は確保できたのかなというふうには考えております。ただ、やはり職員一人一人の気づきというところもいろいろありますので、そのような意見なんかも含めてですね、参集訓練の内容というところは引き続き検討はしていきたいなというふうには考えております。

○宮本委員長 海津委員。

○海津委員 結局、一番、日中、皆さんが働いていらっしゃる時間帯であれば、それなりに、それなりにというか十分な知見に様々な計画どおり、どおりとは言いませんけど、そこに沿ったものが実施していただけるというふうに信頼しているところなんですけれども、でも、やっぱり一番は臨時ですよ。結局、時間外のところというのがどうなっていくかというのが一番課題になっていくと思うんです。そのところが臨時、だって例えば本部が、本部は正式になると本部長は区長ですよ。区長で、それとあと副区長がお二人。じゃあ、副区長は何分でここまでたどり着いていただけるのか、まだ参集のあれね、対応やっていただいてないですよ、歩いて何分か。やったことないですよ。だから、それも、例えば副区長がどのぐらいで来るかによっても正式な本部の立ち上げになるのかどうか、その間に区長が指名される方が危機管理部長とか、ああ、室長とかが皆さんなっていられるんだとは思いますが、やっぱり正式なものというのは相当に長い時間かかってしまうというふうに考えると、やっぱり臨時というところがどういうふうにしつかりと本部と変わらない機能

にしていくかというのは物すごく重要なところだと思うんですね。ですから、そこはしっかりと、今、見えている課題の中から考えていただくと必要があると思います。

そこで、もう一点お伺いしたいのが、今回、197人の方たち、区内にいらっしゃる方も含めてですけれども、この方たちが、その部に偏りはないのかということですよ。部署ごとによって担当が違うわけじゃないですか。何というのかな、災害での対応担当が、多分、違ってくると思うんですよ。そうすると、ある部のところだけがすごくこうあってしまうと、その部ごとによって担当が違ってたとするとですよ、そうすると手薄、手薄とは言わない、足りないところも出てきてしまう可能性があるわけですよ。違いますか。ちょっとそこを教えてくださいませんか。

○宮本委員長 齊藤防災危機管理課長。

○齊藤防災危機管理課長 まず、臨時災害対策本部の編成というのは、先ほどの四つの本部班、本部、救護、避難所、地活という四つに割り当てられますけれども、そこは普段の所属する部とは関係なく割り当てているというところがございます。それが、時間がたってですね、災害対策本部が立ち上がったときには、通常の部局をベースにした編成に変わっていくというような状況になっております。今回の197人がどういう、どこの班だったかというところは、今、ちょっと手元にはございませんけれども、編成の仕組みというところは、そのような形になっております。

○宮本委員長 海津委員。

○海津委員 では、その四つの機能のところに偏りがなかったという理解でよろしいんですか。大丈夫。だから、結局、何にしる、どのくらいの方々が参集していただけるか、本部が本当にいつあれするか分からないわけですよ。その中からすると、やはり常にシャッフルじゃないですけれども、どの方々にも、シャッフルじゃないですけどね、もともとは部とするとここの担当でしたよというふうになっていたところが、の方にも入っていかなくちゃいけないかもしれないということって出てくると思うんですよ。だから、やはりそのところをしっかりと、担当もですね、4域、四つの臨時のところでもやるにしても、そのところをシャッフルした、シャッフルというか、自分が担当で行くはずだけでも、そうじゃないところにも行くことになるかもしれないとか、そうした、もっと臨機応変なことが大事になると私は思うんですね。

今回の、あと、例えば情報のところに関しても、やはりその情報自体も、やっぱり待ちの姿勢というか、ちょっとなりがちなところが見えるかなということと、情報も他部署の役割

が分からないから、その情報も整理ができなかったりとかするところってあると思うんですよ。だから、やっぱりそのあたりが自分自身だけの持っている、臨時のときに与えられる役割だけではなくって、もう少し広く、自分自身だけではない、他部署との部署ごとの縦割りではない、もっと共有したやり方というのが情報、必要なんじゃないかなと思っているんですけど、だから横断訓練、もっと横断訓練という、もっと自分だけの役割ではなくって、横断した訓練をやっていくというのはすごく重要だと思うんですけど、そこをもうちょっとお聞かせいただきたい。

○宮本委員長 齊藤防災危機管理課長。

○齊藤防災危機管理課長 まず、今回の参集訓練につきましては、1時間というところの限定というところで実施をしております。その中で197人という数字は出ますけれども、実際の我々のマニュアルですとか、あと業務開始目標というのは、3時間以内というところがまずございますので、その3時間の中でですね、どれだけ各部署に割り当てられた職員がバランスよく参集できるかということのようになっていくかなというふうには考えております。

また、あと、人員のシャッフルというか、足りないところのリザーブというようなところですけども、基本的には職員は特定のところに充てるというところが一番、職員にとっては分かりやすいのかなというふうには思っておりますが、一方で、例えば防災職員住宅のメンバーというのは、例えば避難所のチーフということで、避難所の鍵を渡しておりますけれども、そのようなメンバーがもしいない場合というところは、職員住宅の職員同士で補完し合えるような形というのは、我々事務方のほうでも体制は組んでおりますので、キーパーソンになるようなポイントを絞ってですね、しっかりそこら辺も対応しているところでございます。

あと、各部のやっぱり横断的というところは、やはり訓練をやると、やはり見えてくるというところなのかなというふうに思います。今回、(3)番の各部の対応訓練というところがまさにそのようなところですけども、自分のところの業務だけではなくてですね、隣の部局に対して要請を行ったりですとか、そういった流れも一定確認をしているところですので、そのような機会も捉えながら、横断的に全体が俯瞰できるような機会というところは設けていきたいというふうに考えております。

○宮本委員長 海津委員。

○海津委員 ぜひ役割ですかね、役割を交換するような訓練とかも含めて、災害時に誰でも職員であれば様々なところ動けるというふうな即時体制をぜひ構築していただきたいと思いま

す。

それからですね、今回のこの様々な訓練の中で、指標というんですかね、のチェックする、評価する際に、例えば職員が参集できたかということだけではなくって、その結果、どのくらいの早さで避難情報、区民に対しての避難情報が出せたかということが大事だと思うんですよね。参集が大事なことではなくって、だと思っんです。あと、情報を受け取ったか、区民の人たち、ああ、職員同士の情報が受け取れたかということじゃなくって、その先の大事なことは、その大事な情報を受け取ったことが区民に伝わるまでにちゃんとできたかということだと思っんですよね。それと、あと会議ができたかということだけではなくって、どれほどの区民の命が救える判断が早まったかということが大事だと思うんですよ。そこの視点を持って、今後、こういうふうな訓練についての評価をしていっていただきたいと思っんですけれども、そこを改めてお伺いします。

○宮本委員長 齊藤防災危機管理課長。

○齊藤防災危機管理課長 これまで御答弁しているとおりでですね、それぞれの訓練にはそれぞれの目的があって、やはり、例えば情報収集のところであれば、情報の収集から、管理、発信までの流れをですね、一連の流れを確認するところをしっかりフォーカスしております。また、災対各部の訓練で言えば、少し、いわゆるトラブルシューティングというような、ちょっと混乱するような状況というよりは、改めて初めての職員でもですね、それぞれの部局が担う業務というところの理解を深めるために、少しスピード感を落としながら、しっかりマニュアルを読み込みながらですね、皆が理解できるように、スキルの底上げというようなところを目的としております。

委員御指摘のとおりですね、どこまでの設定をするかというシナリオは、それぞれ訓練で設定はできますので、訓練の目的をしっかり捉えながらですね、今後もいろいろな訓練の企画、検討はしていきたいというふうに考えております。

○宮本委員長 海津委員。

○海津委員 ありがとうございます。私が災害対策に入って見てきた私の記憶する限りでは、この危機管理対応訓練という目的というか、やり方、その中身が、あまり変わってないなという気がするんですね。常にこう、何というのかな、マニュアルをしっかりと、どおりというか、頭の中にたたき込むということの、まあ、本当に大事なことなんですよ、基礎的なことというのは。基礎がなければその先にいけませんから、重要なことだとは思っています。でも、その先の本当に、それを参集できたからとか、どう、どのくらいの速さで情報を出せ

たのかとか、本当に情報がみんなで共有できました、だけど、それが本当に区民に重要なあれとして伝わる、区民が分かる言葉を選んで伝えられたかということってすごく大事だと思うんですよね。なので、ぜひ次の、次回には、危機管理対応訓練の際にはですね、そうした目線を持った訓練をぜひ入れていただきたいと要望して、終わりにいたします。

○宮本委員長 それでは、よろしいですか。

たかはま副委員長、お願いします。

○たかはま副委員長 まずは、先ほど吉村委員が質疑されていたドローンについてちょっと確認させていただきたいと思うんですけれども、その使い方についてはいろいろあって、これからいろいろ考えていかれるというところだと思うんですけれども、事業者とは、今、どんなような具体的な策を検討されているのか。特に、初動でどんなふうなことがお願いできるのかといったところを教えていただきたい。やっぱり、期待するのは、何か起こったときに区役所の庁舎からパーッと飛んで行って、あそこで火が燃えていますというのを想像して、そうだったらいいと思うんですけれども、恐らくそうはならない。事業者との連携の都合とか、あとは法規制の都合で、やっぱりある程度の時間はかかると思うんですけれども、初動でどの程度の動きが期待できるのか、教えていただけますか。

○宮本委員長 横山安全対策推進担当課長。

○横山安全対策推進担当課長 1月に区内に所在する企業・団体とドローンに関する協定を締結いたしました。それで、早速、どういうことができるのかという、今、たかはま副委員長から御質問いただいたようなことの調整をしている最中ですが、まずは緊急連絡先等の確認等を行っておるところです。

それと、一般的に災害があった場合、どのぐらいで出動されているのかというのを具体的な例でお聞きしたところ、おおむね半日から24時間以内には、最近でも山梨の山林火災のときにブルーイノベーションは出動したみたいですけど、この際は、要請があってから24時間以内に出動したという実績を御報告いただいております。ですので、区内でそういうような災害が起きた場合は、まず、いきなりドローンが飛ぶというよりは、災害対策本部のほうでどのような情報が必要かというのを確認した上で、ドローンの出動が必要であれば協定先に連絡をします。そこから、これまでの例ですと、半日か24時間というところなので、そのようなところでうまくいくように、これからも調整を行っていきたいというふうに考えております。

○宮本委員長 たかはま副委員長。

○たかはま副委員長 御答弁ありがとうございます。私もいろいろネットで調べた限りだと、もうちょっと時間がかかるのかなと思っていたんですけども、事例のお話聞かせていただいて、ありがとうございます。そうすると、本当に火災が起こっている現場だとか、そういったところへの活躍も期待できるのかなと思いますので、ぜひ連携を深めていって進めていただきたいと思います。

今回の実施結果についてなんですけれども、私、先週、阪神・淡路大震災の記念館、視察してまいりまして、やっぱり実際の現場を再現した町並みだとか写真だとかを見てくると、やっぱり相当シビアな状況を想像しますし、訓練に際してもそうであってほしいなというふうに思うんですけども、一方で、いろんな災害の状況がある中で、徒歩だけがいいのかといったところは、逆にもうちょっと軽い状況だったらどうなのかといったところをお伺いしたいと思います。具体的には、自転車で参集だとか、あとは、例えば、都外、埼玉県にお住まいで、東京都までは電車が動いてたけれども、そこからは徒歩だというような方もいらっしゃるのかなと思ったんですけども、いろんな参集の形があるかなと思うんですけども、いかがでしょうか。

○宮本委員長 齊藤防災危機管理課長。

○齊藤防災危機管理課長 現在ですね、大規模災害が発生したというところで、交通も麻痺しているというような状況を想定しながら、最悪の事態というところで徒歩というようなところで限定をしているというところがございます。今後、どのような形にするかというのはいろいろな形あるかと思いますが、職員の勤務ですとか、安全確保の面にも配慮しながら、方法のほうは検討していきたいというふうに考えております。

○宮本委員長 たかはま副委員長。

○たかはま副委員長 何年か前に、ドコモさん、バイクシェアリングと協定結んでいて、災害時には使えるというような内容だったかと思うんですけども、参集に当たっても使える可能性というのはあるのでしょうか。それが参集についてで、あとは、やはりシビアな状況を想定してというのは、改めて申し上げますが、重要だとは思いますが、一方で、感想を見ていくと、口頭でのコミュニケーションの難しさだとか、あとは情報管理票と書いてありますが、これは紙でのやり取りになるのでしょうかね。そう考えると、防災DXって、今、すごくいろんなサービスが出てきていますけれども、そのあたりの活用の状況はいかがでしょうか。

○宮本委員長 齊藤防災危機管理課長。

○齊藤防災危機管理課長 まず、参集訓練につきましてはですね、訓練上は、訓練のときは徒歩というようなところですけど、実災害のときはですね、そのときの使える手段というところは活用できるのかなというふうには考えております。

また、あと、情報の伝達のところがですね、これ何回か訓練やっております、システムで入力するのがいいのか、紙で渡すのがいいのか、いろいろ試行錯誤があった中で、今回の訓練の中では、まず、情報管理票という紙ベースのところでは個票にしながら情報を共有するというやり方、ベーシックなやり方をとっているというような状況です。また、災害情報システムのほうも有効に活用できますので、システムで共有するタイミングはいつなのか、情報をどこまで正確に把握した段階で入れるのかですとか、そういったところの確認をしながら訓練を行っているというような状況でございます。

○宮本委員長 たかはま副委員長。

○たかはま副委員長 承知しました。そうすると、厳しい状況を想定して、紙じゃないと駄目な状況を考えているというよりも、確実に伝わるということで、文京区としては紙を選択しているというふうに考えてよろしいのでしょうか。やっぱ、紙であれば停電しても使えるというところは確実なんですけれども、情報の伝達だとか、あとは確実に記録に残しておくという意味では、デジタルで広く共有を図れるって、特に先ほどエレベーターの話もありましたけれども、もし紙だったりすると届けに行かなきゃいけないとかという問題も生じてくるのかなというふうに思うんですね。

最近、建て直した中野区役所だと、できるだけそういったような紙でのやり取りのタイムロスだとか、間違いをださないために、電子タグというものを導入して、それで全ての情報が一元化されて、情報でパッと共有できるようになっているというふうな話を聞いたんですね。一方で、そのメリット、デメリットはあるかと思うんですけども、これからも紙でやっていくのが果たして正しいのかといったところは、一つ、検証する必要があるんじゃないかなと思いますが、いかがでしょうか。

○宮本委員長 齊藤防災危機管理課長。

○齊藤防災危機管理課長 発災後のフェーズにもよるなというのは実感をしているところで、よく訓練でやるのは発災直後で、同時多発的にいろんな事象が起きて、状況がどんどん変わっていくという中で、システムもありますけれども、どのタイミングでですね、ステータスが変わるというようなところにどれだけ追いついていくかというところを考えたときに、結局、一周回って、今、紙、まずは管理票で記録を残していくというようなスタイルをとって

います。その中でですね、状況がしっかり把握できて、各部のほうにもしっかり共有できるというような段階になればですね、システムのほうに入力をしながらというところで、そこからはしっかりシステムのほうで効率的に管理をするというような流れを考えております。

○宮本委員長 たかはま副委員長。

あ、すいません。横山安全対策推進担当課長。

○横山安全対策推進担当課長 先ほど、災害時のドコモさんの自転車シェアリングの御質問ございましたが、協定書によると、災害時における自転車シェアリングサービスの利用というのもございますので、利用することは可能となっております。

○宮本委員長 たかはま副委員長。

○たかはま副委員長 承知いたしました。事業者用のカードも10枚貸与されているということで、地活からの連絡だとか、そういったところに自転車のシェアリングが使えるというような内容になっているんですね。多分、それだけじゃなくて、いろんな形の連携が図れるのかなと思うんですけども、災害時、自転車が使えれば、ぜひ積極的にお願いしたいなと思います。

先ほどの齊藤課長の御答弁の中で、ただ停電に備えて紙がいいんじゃないかみたいなのではなくて、ちゃんと一周検討してというところで、その後のシステムもあって、使えるところを使っていくといったようなお考え、よく分かりました。ありがとうございます。

三つ目は、提案なんですけれども、こういった情報はもう少し区民の方にも知っていただけるといいのかなというふうに思うんですけども、そのあたり、お考えを聞かせていただきたいなと思うんです。広報するだけじゃなくて、区民を巻き込んではどうかというのが提案なんです。例えば参集訓練、これは複数の日程ですけれども、(2)の災害対策本部の初動対応訓練、この日に避難所も立ち上げてみてはどうかと、平日ですけれども。いかがでしょう。

○宮本委員長 齊藤防災危機管理課長。

○齊藤防災危機管理課長 今回の危機管理対応訓練につきましては、区のSNSのほうで、やったというような報告のほうは発信はさせていただいたところがございます。

また、あと、今のところですね、参集訓練に合わせて開設というところは予定はしていませんけれども、例えば、我々がやる避難所総合訓練、地域の協議会の方と一緒にやる訓練ではですね、集合時間、例えば8時半集合してくださいというときには、やはり徒歩で歩いて皆さん参集してくださいと。そこには、割り当てられている職員も防災職員住宅の職員も

徒歩で参集するというような機会なんかもやったことがありますので、そのような機会を捉えながらですね、その区民参加型というんですかね、そのような機会は活用していければいいかなというふうには考えております。

○宮本委員長 たかはま副委員長。

○たかはま副委員長 今、広報戦略課はすごく力を入れて頑張ってくださいっていて、私、インスタだとかもよくよくチェックしていますけれども、こういうふうに職員の参集訓練なんかはすごいわねと思うんですよね。ちょっと動画でドキュメンタリーみたいに残していただいて。で、区民の方が見たときに、あ、やっぱ職員さんだけじゃ何ともならないんだなという思いも芽生えてくると思うんですよ。そうしたら我々も頑張らなきゃなという、そういうのはぜひね、知っていただきたいなというふうに思います。それ大変ですよ。ちょっと、でもね、庁内でこんな意見出たんだけどというふうに言っていたらどうかと思います。

繰り返しちゃいますけれども、避難所開設してくれ、しかも平日にやってくれというのは、思いつきとしてはむちゃぶりだと思うんですけれども、災害はいつ起こるか分からないというふうに考えたときに、避難所を開設するのが果たして土・日だけでいいのかというふうに考えると、例えば学校、この日にちょっと協力してくれないかみたいな話できて、平日に発災したという想定でやってみるというのはちょっと一度お考えいただいてもいいんじゃないかなというふうに思います。

質問は以上です。

○宮本委員長 ありがとうございます。

齊藤防災危機管理課長。

○齊藤防災危機管理課長 平日の学校利用についてはですね、教育活動もある中で、なかなかその調整は難しいかなというふうには思いますけれども、いろんなシチュエーションを想定するということは必要だと思いますので、そういった意味で、訓練内容のほうはいろいろ検討はしてみたいというふうに思っております。

○宮本委員長 ありがとうございます。

以上で、報告事項1の質疑を終了いたします。

次に、報告事項2、文京区避難所運営ガイドラインの改訂についての御質疑をお願いいたします。

御質疑ある方。

吉村委員、お願いします。

○吉村委員 ありがとうございます。報告事項2についてなんですけれども、41ページのウの避難所基本情報シートの作成は、とてもよい取組であると思います。このシートの内容をまとめることによりまして、個別のマニュアル、マニュアルづくりだったりとか、避難所開設運営訓練の基礎資料として活用するとのことなんですけれども、避難所基本情報シートに記載する内容である主な備蓄物資については、定期的な更新作業も必要になると考えます。先ほど、たかはま委員からもですね、防災DXの話とかも出ておりましたけれども、避難所基本情報シートについて更新作業、もう、その情報シートをまとめた場合は、それらの情報がデータベースで管理されるのか、紙媒体なのかというところもちょっと気になりまして、また、更新作業については、各避難所運営協議会にお任せするのか、それとも区が主体的に定期的に更新、情報の更新って意味ですね、更新していくのかというのを、今後の方針について教えていただきたいと思います。

また、各避難所運営協議会の情報シートでまとめた後に、個別の、個別のマニュアルづくりが完了するまでの間にはですね、それ、かなりの労力が必要になると考えますので、策定に当たっては、区には伴走型支援を継続していただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○宮本委員長 齊藤防災危機管理課長。

○齊藤防災危機管理課長 避難所運営ガイドラインに新しくですね、避難所の基本情報シートのほうを作成しようかというふうに考えております。データにするか紙にするかというところは、今、ちょっと決めきれていない部分がございます、基本、紙ベースでは避難所開設キットですとか、そういったところと組み合わせながら保管はしていきたいと思っております。協議会の方たちともいろいろ意見交換する場も今後ございますので、そのような中で使いやすいやり方というのは聞いていきたいと思っております。

また、あと、こちらの更新については、我々のほうで分かる情報というのは、当然、我々のほうでは更新はさせていただきますが、どうしても町会ですとか協議会の皆様に決めていただくという部分があって全てが完成しますので、お互いで更新作業を進めていくというようなイメージを持っております。

また、あと、マニュアルづくりというところで、今までこういったものがですね、それぞれの避難所がどういう状況なのかというところがお示しできないまま訓練のほうも行っていったというところなんですけれども、こういった避難所のまず全体像をまとめるというところが、

一つ、今後の訓練の在り方だったりマニュアルづくりだったりに少しでも役立てていただければと思っておりますので、訓練の機会ですとか、あと協議会の集まりの中でですね、我々のほうもこのツールを用いて働きかけはしていきたいというふうに考えております。

○宮本委員長 吉村委員。

○吉村委員 ありがとうございます。そうですね、今、基本は紙ベースとおっしゃっていたんですけども、確かに、更新作業の入力とかは、区がやる部分はデータでやっていただきたいんですけども、その避難所を物資のそばとかに紙ベースで何かバインダーとかつくって、それにくっつけているほうが、多分、その現場の方々は分かりやすいというところもあると思います。更新作業も、区が分かる情報とか、あと新しく物資を入れた場合とかはどんどん更新を区がしていただきたいと思いますし、あとは、そうですね、区が分からない情報とか、その避難所運営協議会が主体になって把握している情報の部分というものは、やはり協議会、お互いでだから作業を進めていくというのはそのとおりで思いますが、避難所運営協議会も町会さんの何個かの集合体の集まりで、町会さんもだんだん高齢化が進んでいて、例えば私の自分の町会とかでも、防災備蓄品を何かデータベース化したくても、だんだん更新作業ができなくなっていたりとか、紙に一回書いてパソコンに入力したけど、誰もそこから追えなくなっているとか、いろんな情報があるんですよね。だから、ちょっとそういうところは細かくフォロー、フォローというか、どんな状況かをちょっと一言入れて、ちょっと手が回ってなくてできてない状況だったら、ちょっと手助けをしていかないと思いますね、いろんな情報の更新が気づいたら10年前のままだったとか、8年前にやったときのままだったとか、いろんなことになりがちだなと思っていて、こういう情報をせっかくつくるんでしたら、最新の情報を年に1回だったり2年に1回だったりとかチェックして、ちょっと更新をしていくことによって今後につながってくるのかなと非常に思いますので、ぜひ一回、本当に身近な例で一回つくったっきりで、私がつくったんですけども、どうしてしまったのかみたいなどころがあるものもあったりとか、そういう反省も踏まえて、そういうところが気になりました。

マニュアルづくりについても、今回、全体像をこちらのシートでまとめて、個別のマニュアルというのがどの程度細かく踏み込んで個別の運営協議会ごとに内容が新しくなるのかというところはちょっと読めないというか、どこまでできるものかというのはやってみないと分からないのかなと思いますけれども、やっぱり協議会さんでも年に何回も、もう何年も何年もずっと訓練を重ねているところと、ちょっとあまり活動が闊達ではないところというの

が非常に分かれていまして、もう定期的にすごいずっと継続的にやっていらっしゃるところとかだったら自力でいろいろできると思うんですけども、まず、始まったばかりのところとか、なかなか8年に1回、回ってくるときぐらいにちょっと動きがあるんだよ、うちは、みたいなどころとかは、やっぱり初動とかそういうマニュアルの作成とかも、もうイメージが湧かない方とかもいらっしゃるのかなと思いますので、それはもうある程度形になるまで区が主体的にというか、伴走型で、本当に一緒になってやっていただければと思いますので、ぜひ引き続きよろしく願いいたします。今後のこういった取組に期待をしておりますので、よろしく願いします。

○宮本委員長 齊藤防災危機管理課長。

○齊藤防災危機管理課長 伴走型の支援ということで、今回、避難所情報基本シートのほうは、いずれ定期的に更新の機会をつくらなきゃいけないかなというふうには思っております。逆に言うのですね、そういった更新の機会が定期的にあることで、少しやはりマニュアルづくりの働きかけですとか、何か動き出さなければいけないというようなきっかけづくりにもなりますので、そういった機会としても捉えていきたいというふうに思っています。

なかなか活動に差がある中で、今、防災士の方も大分増えて、活動の姿、非常に頑張っている姿、よく見受けられますので、我々ですとか、あと防災士の方にも御協力いただきながら取り組んでいきたいというふうには考えております。

○宮本委員長 吉村委員。

○吉村委員 ありがとうございます。そうですね、避難所運営協議会ごとに、このいろんな委員会の委員の先生方も発言するときとかにもですね、差があると、地域格差があるとか、いろんなお話もありますし、ぜひそういった内情にも即した支援をしていただければと思います。

で、最後に、文京区の避難所運営会議、避難所運営ガイドラインの改訂に当たっては、本年度、東京都が検討を進める在宅避難も含む避難者全体の支援の在り方も踏まえるものとする」と記載されておりますけれども、在宅避難については、区民の方より、私のところにも、在宅避難の場合にどこまで町会がフォローするものなのかとか、町会以外の方もいる中、在宅避難の人をどのように把握して食料を配付するのかとか、いろんな初動体制とかの不安の声というものをいただいております。各避難所運営協議会、そして構成員たる町会員の皆様がですね、災害時に初動体制等で混乱をしないように、本ガイドラインの改訂に伴いまして、在宅避難における災害時のフォロー体制についてもマニュアル化などしていただければと思

っておりますが、いかがでしょうか。

○宮本委員長 齊藤防災危機管理課長。

○齊藤防災危機管理課長 今現在、東京都のほうで在宅避難者への支援の在り方というところで、指針のほうを取りまとめているというような状況でございます。今回、ガイドラインのほうは、あくまで避難所運営ガイドラインですので、在宅避難者の支援の中でも、避難所が関わる部分というところについては、今後、ガイドラインのほうにですね、できるかというところは確認をとっていきたいというふうに思っています。

また、併せて、その新たな指針の中で、在宅避難者への支援の在り方というところで、新しい仕組みですとか考え方というところが示されているというところもありますので、我々がどこまでできるかというところもありますが、そこも検討課題だというふうには考えております。

○宮本委員長 吉村委員。

○吉村委員 最後にします。そうですね、今、ガイドラインは、確かにこれ避難所運営ガイドラインなので、避難所運営と関わる部分の在宅避難とかで関わる部分があったら、そういったものは適時入れていただきたいと思えますし、あとは純粋な、純粋なというか、在宅避難については、本当にどこまでできるのか、支援ができるのかというか、自力で7日間分ぐらいローリングストックをやっていただきたいというのはありますけれども、それ以外に在宅なのか、中で被災しているのかとかも本当に把握できない状況にもなりかねないので、その合図、例えば、前に私も代表質問とかでも言いましたけど、何かハンカチを結ぶとかの合図をすとかもありますし、ただ、そうすると、何か犯罪者に狙われやすいとか、いろんな意見があって、まだいろいろ、まだまとまり切れてない部分があるのかなとは思っているんですけども、そういった在宅避難をベースにして、避難所は避難所で運営・開設ができるように同時並行でやっていかれるというつもりで文京区も取り組んでいかれるので、ぜひ在宅避難についても、避難所、例えばですけど、町会の主たる方々というのは避難所運営協議会のメンバーにも大抵なっておられて、そうすると、避難所が開設したら、多分、そちらに行ってしまうと、そうすると町会の在宅避難の方々とかをどうやって自分たちはフォローすればいいんだろうという不安があって、ちょっといろんな声が出てきているというのもあって、いろんなところでベン図みたいに重なっているところがございますので、ぜひそういった不安が少しでもなくなるように、いろんな多角的な視点ですすね、ちょっとかなり難しい、在宅避難については本当に私もちょっと一概には難しく言えないなとは思っているんですけれ

ども、本当に内部から、本人が私は在宅避難中ですよって言ってくれないと分かりづらいというところもあって、その合図とかいろんなものも今後決めていかなければいけないのかなとも思っているんですけども、ぜひ細かい、そういった初動体制の不安の声がなくなるような支援体制をつくっていただければと思いますので、引き続きよろしく申し上げます。

○宮本委員長 よろしいですか。

岡崎委員。

○岡崎委員 避難所運営ガイドラインが約10年ぶりに改訂されたということで、この間、被害想定の変更や、また、何だ、受援応援計画とか様々、また、一番身近なところではスフィア基準が示されるなど、避難所を取り巻く環境というのは大きく変化してきて、その中でこういったガイドラインが改訂をされるわけですけども、全体像として一つは、やはりそういったことも当然踏まえて作成したと思うんですけども、あと、今回、今、吉村委員も言われた基本情報シート、これ非常に全体像を把握する上でも非常に大事な取組かなというふうに私も思いました。

その中で、やはりこのガイドラインの改訂したことを避難所運営協議会の会長さんはもちろんね、今度、3月にも集まって御説明されるんでしょうけど、いわゆる避難所運営協議会のメンバー、メンバーの人にもやっぱり、この改訂したことをやっぱり周知というか、知っていただくというのが非常に大事になっていくのかなと思うんですけど、その辺はどのようにお考えか。

○宮本委員長 齊藤防災危機管理課長。

○齊藤防災危機管理課長 今回のガイドラインは、10年以上、改訂されていなかったというところの久しぶりの改訂になりまして、この間ですね、避難所開設キットですとか、委員御指摘のような受援応援計画だったり、あと防災士、また、あと避難行動要支援者といった、この間、新しく始まった制度、取組などもこの中に盛り込んだというような状況でございます。

今回、まだ素案というような形ですので、素案に対して、今後ですね、協議会のメンバーにも、会長のほうにもお知らせをいたしますし、また、あと防災士が集まるスキルアップ研修などもありますので、そのような機会を捉えながらですね、今、改訂に向けて検討を進めているというところはお知らせしていきたいと思っております。また、あと、これが策定が完了したときに、改めて、どのように皆さんに周知をするかというところについては、今後、検討していきたいというふうに考えております。

○宮本委員長 岡崎委員。

○岡崎委員 分かりました。素案ということでもございまして、今後、さっき言われた、本当、東京都が示す在宅避難を含む避難支援の全体の在り方を反映していく、これもこのガイドラインの中にね、反映していくということだと思っんですけども、やはり先ほど言いましたけども、より多くの方がこれを知って、やっぱり活用していくということがとても大事な部分になっていくと思いますので、その辺もよろしく願いいたします。

それと、あと、よく言われる、やはり避難所に、それぞれの避難所についても、やっぱり温度差、温度差があるというかね、取り組み方がやはり強弱というか、これは致し方ないところでもあるんですけど、そういったことも、やはりより多くの避難所がこういったことに取り組めるようにしていただければというふうに思います。

あと、個別のことについては、やはり大規模災害が起きたときは、やっぱりトイレの問題が大きな課題になっていくんだろうなというふうに思います。来年度の重点でもトイレ対策の充実ということで、何だっけ、トイレ確保・管理計画をつくっていくんですけども、その辺の取組と、やはりこの避難所ガイドラインでのトイレ対策ということも関わってくると思うんですけど、その中で、仮設トイレを事業者との協定によって設置するというようなことも明記されておりますけども、これはどのくらいこの避難所に設置される計画になっているんでしょう。

○宮本委員長 齊藤防災危機管理課長。

○齊藤防災危機管理課長 まず、協議会のほうに活動に温度差があるというようなところも、我々のほうも承知をしております、今回、ガイドラインのほうでいろいろな新しいツールもつくりましたけれども、それぞれ協議会が抱えている御事情もあると思いますので、それぞれの状況をお伺いしながらですね、丁寧に進めていきたいというふうに考えております。

また、あと、災害時のトイレの確保ということで、来年度ですね、トイレの確保・管理計画というものを策定いたしますが、現時点ではですね、仮設トイレについては事業者との協定を結んでおまして、各避難所に最大5基ずつが設置されるというような協定の内容になっております。

○宮本委員長 岡崎委員。

○岡崎委員 分かりました。携帯トイレとか、簡易トイレとか、マンホールトイレはね、ある程度、備蓄ができるんで、目安というか、そういった意味では備えていけると思うんですけども、5基、ああ、5基はなかなか、どうなんだろうかね。現実、その……。

（「足りない」と言う人あり）

○岡崎委員 ねえ、ちょっとね、足りないような気もしなくもないんですけども、災害の大きさと、避難所の避難される人の人数にもよるので、その辺はそのときに応じてまた取り組んでいただければと思います。

あともう一つ、いわゆる避難生活が長引くと、よくほかの大きな地震が来たときもそうですけども、いわゆる災害関連死の問題というのも非常にリスクも高まってくるのかなというふうにも思います。そういった意味では、幾つかこの中でも入っておりますけども、その対応というか、対策というか、その辺はちょっと広過ぎるんですけど、どのようにお考えなのかお聞きしたいと思います。

○宮本委員長 齊藤防災危機管理課長。

○齊藤防災危機管理課長 まず、仮設トイレの話ですけれども、まさにですね、それで足りるか足りないかというような話をですね、今度のトイレの確保・管理計画の中で算定をしていくというようなことを考えております。今、各避難所にはですね、想定避難者数の3日分の携帯トイレは備蓄完了してしまっていて、また、あとマンホールトイレなども施設の周りであったりですとか、一定ありますが、今度は在宅避難者なども含めた避難者別の需要数を算定しながらですね、不足分というところを明らかにしながら対応を考えていくというような計画の内容になっていますので、仮設トイレも含めてですね、足りているのかというところは、その中で検討はしていきたいと考えております。

また、あと、まさにですね、避難所の災害関連死を防ぐというところが、この避難所運営の最大の課題だと私は思っております、先日来のスフィア基準と言われる収容スペースの基準であったり、あと健康管理問題であったり、ここに書かれているようなことの多くは災害関連死に関わるようなことなのかなというふうに思っております。メンタルヘルスだったり健康管理、あと、そういったところも含めてですね、ガイドラインに書けるところはしっかりこの中に書いたつもりですので、そのようなここに書かれている課題をしっかりと対応をとっていきながらですね、災害関連死を出さないというところにはしっかり向き合っていきたいというふうに考えております。

○宮本委員長 岡崎委員

○岡崎委員 何ていうか、課長がおっしゃったように、やはり区民の命を守るという意味では、この災害関連死をどう防いでいくかというか、というその対応がやっぱり大事になってくるんだろうなというふうにつくづく思いますので、その辺は今後も改訂の中で具体的な形で進めていただければと思います。

あと一点、最後、前、トイレの問題はもう結構以前からうちの、うちのっていうか、宮本委員長もトイレ計画には提案をされていまして、そういった意味では、こういった形で進めていただければと思います。

あと、前もちょっとお話ししたかもしれないですけども、子どもたちの、避難所の子どもたちの居場所というか、そのあたりも非常にストレスがたまってくると思いますし、長引けばですけどもね、そういったキッズスペースみたいなものもあるといいのかなというふうにも思うんですけども、その辺はいかがでしょう。

○宮本委員長 齊藤防災危機管理課長。

○齊藤防災危機管理課長 今回お示ししたガイドライン、第2編のところの10個の課題の中にはですね、要配慮者対応というところの項目ございまして、データの25ページのところには子どもへの配慮というところは記述をさせていただきました。限られたスペースですけども、オープンスペースやキッズスペース、また、学習スペースなどもですね、ニーズに応じて対応を検討するという記述はさせていただいたというところでございます。

○宮本委員長 岡崎委員。

○岡崎委員 分かりました。ありがとうございます。避難所は限られた人数しか避難できないこともありますけども、やはり、それでもやっぱり大事なガイドラインになってくると思いますので、しっかり取り組んでいただければと思います。

あとは、先ほど吉村委員も言っていましたけれども、在宅避難の推進をどう充実させていくかということが、もう一つの大きな目玉、目玉というか、大きな柱になっていくと思いますので、引き続きその辺もよろしく願いいたします。

以上です。

○宮本委員長 続きまして、石沢委員。

○石沢委員 11ページですね、避難所収容、避難所の収容基準のところからまずちょっと伺いたいですけれども、私たち、会派の板倉区議が、この前、一般質問させていただきました。この避難所の面積についてですね、スフィア基準に基づいた避難所の確保ということでの御質問させていただきました。それで、そのときの答弁のところではですね、区長さんからの答弁ですけども、災害関連死を防ぐためにも十分な居住スペースの確保は喫緊の課題だというふうに、このように御答弁をしております。一方で、スフィア基準に基づいた避難所面積の確保というのは、ここでも書かれているとおりですね、物理的に困難ということであって、将来的な課題として近づけていくというようなことでの答弁だったんです

ね。

それで、ちょっとお伺いしたいんですけども、ここで区長さんに御答弁いただいている十分な居住スペースというのは、これはスフィア基準のスペースなのかどうか。ここをちょっとまず確認しておきたいというふうに思います。

○宮本委員長 齊藤防災危機管理課長。

○齊藤防災危機管理課長 将来的に目指すべき目標、基準としては、やはりスフィア基準というところを示されておりますので、その確保というところは一つ目指すところかなというふうには考えております。ただ、そこに至るまでの避難所の状況に応じて、全ての方にそのようなことができないのであれば、高齢者ですとか障害者など、支援の必要性が高い方に必要なスペースを優先的に割り当てるといような考え方を持って対応するというふうに考えております。

○宮本委員長 石沢委員。

○石沢委員 答弁に基づいてちょっと聞いていて、十分なこの居住スペースというのがですね、区はこのスフィア基準に基づいたスペースなのかどうかというのをお聞きしたいわけですね。だから、この十分な居住スペースというのは、じゃあ、スフィア基準以下でいいのかという、そういうふうにも捉えているのかどうか。ちょっとそこを明確に、ちょっとお聞きしたいというふうに思います。

○宮本委員長 齊藤防災危機管理課長。

○齊藤防災危機管理課長 そのときに3.5平米を確保できなければ、できなくてもですね、その方に必要なスペースが与えられれば、その中で対応するというふうに考えております。

○宮本委員長 石沢委員。

○石沢委員 そうしたら、足りなくてもいいということなんじゃないかな。でも、私はやはりこれは……。

（発言する人あり）

○石沢委員 あ、違う。

（「目指す」と言う人あり）

○石沢委員 目指す。まあ、そうしたらですね、明確に言っていただきたいんですよ。十分な居住スペースの確保、これはね、スフィア基準に基づいたスペースなのかということ、私、お聞きしているんですけども、それをちょっと明確にどうなんですか。これは、居住スペースというのは、スフィア基準のことを言っているのか、十分なスペースというのは。これ

はどうなのでしょう。

○宮本委員長 齊藤防災危機管理課長。

○齊藤防災危機管理課長 スフィア基準に満たなくても、満たなくても、十分、その方にとって十分なスペースというものを確保するという考え方でございます。

○宮本委員長 石沢委員。

○石沢委員 まあ、そうすると、やはり満たなくてもいいということは、満たなくても、それぞれでね、合わせて確保するというのであれば、満たないということがですね、やっぱり認められちゃうということなんじゃないかなというふうに思うんですよね。

それで、それでは、やっぱり私たち、私は不十分だろうなというふうに思います。やはりスフィア基準に基づいたスペースの確保というのを、やっぱりしっかりと位置づけるということが求められていると思うんですけれども、それで、もう一つね、伺いたいのは、この喫緊の課題と認識しているということも区長さん御答弁いただいております。それで、この喫緊の課題というのは、意味を調べてみますと、喫緊というのは、せっぱ詰まっているとかね、非常に緊急性が高いとか、やっぱそういうことだというふうに思うんですよ。さらに、時間軸で言えばそういうことだと。で、大切な、重要性で言えば、大切なことでもあるというふうにも思うんです。ただ、一方です、このスフィア基準に基づいたスペースの確保というのはですね、否定されてますけど、ただ、これ将来的にというふうに、これ言われているわけですね。だから、実際にこの喫緊、切迫していると、非常にすぐにでもやらなければならないということと、これ将来的にというのが、何かちょっとずれちゃっているような感じがするんです。ですから、この喫緊の課題ということを言っているのであれば、やっぱりそういう形でスフィア基準の居住スペースの確保というのを、この避難所運営ガイドラインの中にも、この喫緊の課題という言葉が出てこないわけなんです。ですから、やっぱりこういう、この喫緊の課題ってせつかく区長さんも御答弁いただいているわけですから、この喫緊の課題だということもこのガイドラインの中に盛り込んでいただきたいなというふうに思うんですけれども、このあたりはいかがでしょうか。

○宮本委員長 じゃあ、お昼になりましたので、一旦休憩とさせていただきます。1時から再開をさせていただきます。再開後は答弁からお願いいたします。

午後 0時00分 休憩

午後 0時58分 再開

○宮本委員長 それでは、定刻前ではありますが、委員、理事者の皆様おそろいですので、委

員会を再開させていただきたいと思います。

それでは、初めに、先ほど石沢委員への御答弁からお願いいたします。

齊藤防災危機管理課長。

○齊藤防災危機管理課長 スフィア基準の達成というところの御質問ですけれども、改めて、我々区としてもですね、スフィア基準の達成というのは最終的な目標ということで捉えております。ただ、一方で、今般ですね、避難有効面積などを改めて算定した結果、現状では2万6,700人の全ての想定避難者の方にこの基準を適用することは、現状では困難な状況になっているという状況でございます。

一方で、やはり災害関連死を防ぐためにもですね、都の指針で示されたとおり、居住スペースの確保というところは重要な課題であるということの認識に立って、限られたスペースの中でもその課題解決を図って、最終的にはスフィア基準に基づくスペースが確保できるようにですね、今回、ガイドラインのほうでも、データの18ページにはなりますけれども、時間の経過に伴う状況の変化に応じた、応じて優先すべき考え方というところを整理をさせていただいております。発災直後というのは、どうしても非常に混乱をするということで、まず避難所に収容するというのを優先すべきということで、生命の保護というのが優先事項となります。発災後7日までというところは、まだ避難者のピークアウトは迎えていませんので、その中でも高齢者や障害者など、支援の必要性が高い方に、その方々の個々の事情に応じたスペースの拡充に努めていくという考え方を持っています。最後に、発災後、発災7日以降というところが生活環境の向上というところで、避難生活が長期化したときに、また、避難者数のピークアウトを迎えたときに、居住スペースを再編して、避難者1人当たり3.5平米を目安にスペースの確保に努めるという考え方で整理したというところでございます。

○宮本委員長 石沢委員。

○石沢委員 十分な居住スペースの確保というのは、やはりスフィア基準のスペースの確保ということが私たちは求められていると思うんで、そこはですね、そういう立場でやっていただきたいなというのと、あと、その喫緊の課題と捉えているというふうに区長はこの前の一般質問に対する答弁でですね、十分な居住スペースの確保というのは喫緊の課題と捉えていると、こういうふうにおっしゃっているわけですね。ですから、この喫緊の課題という捉え方を言葉としてですね、やはりこのガイドラインの中に盛り込む必要がやっぱり私はあるというふうに思うんですけれども、ぜひ盛り込んでいただきたいということをさっき質問したんですけど、そこについてはいかがでしょうか。

○宮本委員長 齊藤防災危機管理課長。

○齊藤防災危機管理課長 喫緊の課題というところはですね、やはり東京都の指針のほうで示された課題ということで、スフィア基準の達成が、今、求め、現状、求められているんだというところは文章の中には当然書かせていただいております。ただ、将来的にやはり、現状の我々の身の丈というかですね、現状のところ、その達成には一定時間がかかるということもあって、将来的には達成ができるようにというような表現になっておりますけれども、いわゆる東京都の指針のところは、しっかりガイドラインのところには明記をしております、それがいわゆる喫緊の課題というところの意味合いをもって表現をしたというところでございます。

○宮本委員長 石沢委員。

○石沢委員 ぜひ盛り込んでいただきたいというふうに重ねてお願いをしておきたいと思えます。

それで、次がですね、その下のほうでですね、今、いろいろ議論してきた11ページの避難所収容基準のところの下で、二次的な避難所の確保にも努めていくということで書かれております。で、この前、私たちの板倉区議の一般質問に対する答弁でですね、東京大学と協定を結ぶということで、その内容はプレスリリースで2月の16日に公表されておりますけれども、答弁の中でですね、今度、協定結んで、1,665平米の面積で受入れ可能人数が475人の御殿下の記念館の地下2階ということで示していただいております。それで、伺いたいのはですね、この収容人数なんですけれども、これはスフィア基準で計算した基準なのかどうかということを、多分、計算するとそんなのかなというふうに思うんですけれども、というのをちょっと伺いたいのと、あと、それから、この地域はですね、やはり根津小学校があって、かなりね、やはりひっ迫しているということは、この前、11月の委員会で示していただいた資料でも私も承知しているんですけれども、この収容率が、この御殿下の記念館の地下2階が二次的避難所として、今回、協定を結ばれたことによってですね、この収容率というのはどれぐらい緩和されるのか、これもちょっとお伺いしておきたいというふうに思います。

○宮本委員長 横山安全対策推進担当課長。

○横山安全対策推進担当課長 東京大学と2月の16日に二次的避難所に関する協定を締結いたしました。1,665平米で3.5で割り返して475人となっておりますので、スフィア基準に基づく面積で受入れ可能人数を計算しているところです。

○宮本委員長 齊藤防災危機管理課長。

○齊藤防災危機管理課長 東大の御協力を得まして、二次的な避難所というところは、背景としてはですね、委員御指摘のとおり、根津地域の地域性というところもあって、適地を探していたというような経緯がございます。ただ、二次的な避難所につきましては、学校とかを指定しているわけではございませんで、学校と一対一の関係になっているわけではありませんで、今回、二次的な避難所が拡充されたことで、根津小学校としての収容率がどう変わるかというような数字は、私どもは持っておりません。

○宮本委員長 石沢委員。

○石沢委員 ただ、いざ避難するってなって、300%というふうにあそこで示されているわけですから、そういった方々が、じゃあ、根津に行けないんだったら御殿下ということですね、やっぱり捉えるというふうには思うんですけども、それ以外にも、やっぱり二次的な避難所ということなので、結構広いね、エリアにやっぱり影響及ぶことになるのかなというふうには思うんですね。ですから、うちの会派でも、こうした東大とのこういった避難所の協定というのは評価をしているところなんですけれども、ただ、やっぱりこの御殿下のグラウンド、御殿下の施設というのも、やっぱりこう、何ていうんでしょうね、ちょっと根津小学校から見ればですよ、少し遠いわけですよ。ですから、私たちは東大は本郷キャンパスだけじゃなくて、浅野キャンパスとか、あと弥生キャンパスとか、そういったところあるわけですから、やっぱりそういったところでもぜひね、今回、非常に東京大学さんの御協力もあってこういうことが結ばれたわけでありましてけれども、ぜひね、ここで諦めないで、諦めるつもりないと思いますけど、さらにやっぱりほかのキャンパスのところでも避難所の確保に頑張っていたきたいなというふうには思うんですけども、そういう予定はどうかということと、あと、それから、もう一つはですね、同じ一般質問の中で区長さんが、都立高校との協定についても言及をさせていただいております。毎年、避難有効面積については確認をしていると。今後は避難可能人数、受入れ可能な人数についても協議を進めていくと、このように答弁をしているわけでありましてけれども、こういう答弁、こういうやり取りですね、都立学校との都立高校とのやり取りというのは、私なんかはやはり都の教育委員会とか、そういうところと、やっぱり上でちゃんと決めて、その上で、下で現場レベルでいろいろ人数の具体的なそういう折衝なんかを図ることがやっぱり大事なかなというふうには思うんですけども、窓口としてですね、各学校とやっているのか、それとも都立学校と、都立の、東京都の教育委員会とやっているのか、そのあたりどうなのかということと、あと、協議進めていく

上ですね、何か支障になっているようなことあるのかどうかということもお伺いをしておきたいというふうに思います。

○宮本委員長 横山安全対策推進担当課長。

○横山安全対策推進担当課長 まず、東大との協議でですね、今回、体育館のほうを協定でお借りすることができましたので、できました。それ以外にもですね、私立の学校さんですとか、具体的に言うとやはり体育館をお貸しいただけると非常に二次的避難所として機能するのが有効なので、その辺を含めてこれからも交渉していきたいというふうに思っております。

都立学校については、面積が分かっているので、先ほどと同じ考え方で、避難有効人数というのは歩留りで0.9を掛けて3.5で割れば大体人数出てくるんですけども、その辺の交渉というのは、区内に四つの都立学校ありますので、個々に交渉をしていきたいと思っております。交渉自体は都立の学校と行っております。それで都と区の会議などでも話題にはなるんですけども、やはり都庁も非常に組織が大きいので、都庁イコール、総合防災部イコール都立学校ではなくて、総合防災部が考えていることが全て都立学校になかなか伝わっているわけではないので、その辺は総務局の総合防災部が東京都の教育委員会には働きかけて、そこから都立学校に協力依頼というのが下りてくるという形になります。ですので、我々としては、引き続き都立の学校と交渉して、都が試算したに東京都避難所の指針に基づいて行っている協議であるということを理解してもらいながらやっていきたいというふうに考えております。

○宮本委員長 石沢委員。

○石沢委員 分かりました。ぜひ私たちも、そういった意味では、いろいろ協力してできることはやっていきたいなというふうに思いますので、よろしくお願いします。

それで、もう一つはですね、ごめんなさい、ページで言うとペットの避難の部分ですけど、27ページですかね。それで、同行避難、同伴避難ということで書かれておまして、昨今、同室避難、あ、同室避難ですね、そういうことも自治体の中では取り組んでいるところもあるそうです。同伴避難以上にですね、やっぱりペットと同じ空間で避難をすることができるというような自治体として取り組んでいるところも、そういうのもあるやに聞いているんですけども、この同伴、やっぱりペットと一緒にいられないということで避難所に行くことをためらうということなんかもやっぱり多いというのは、全国的などうも課題になっているということで、同室避難というのもですね、なかなか避難所の面積がなかなか厳しいという中で、確かに厳しいというのはあると思うんですけども、こうした同室避難ということ

やっている自治体なんかもあるって、そういった取組なんかについては、区としてはどうなんでしょう、研究とかはしているのか。いろんな取組なんかを進めていくような考えというのはあるのかどうかというのちょっとお伺いしておきたいと思います。

○宮本委員長 齊藤防災危機管理課長。

○齊藤防災危機管理課長 ペットの、いわゆる同室での避難というところですけども、まず、避難所のまずペットの同行避難というのが、危ないところから安全なところにペットと一緒に逃げる行動のことを指します。ペットの同伴避難というものが、その同行避難をしたペットと一緒に指定避難所に避難をして、そのペットを飼養管理をする状態になったというところが同伴避難というような、これ国の定義になります。同室避難という定義自体は現状ではないというようなところなんです。いわゆる、飼い主と一緒にスペースで過ごすという意味だと思います。それで、ガイドラインで改めて示したとおり、本区では同伴避難までは大丈夫ですけども、やはり飼い主と同じ空間を共有するというところはなかなか難しいというような状況です。

それで、他区の事例などもですね、動物の専門学校ですとかそういった、地元でそういったところがあれば、協定を結んで避難先を確保するというような取組があることは承知をしております。そのような、どうしても避難所の中だけで全てを解決するのは難しい状況もあるので、我々もこれまでもそのような他区の事例なんかは研究を進めておきまして、既に研究を進めておきまして、なかなか実現はしておりませんが、課題としては捉えながらですね、研究を進めているというところがございます。

○宮本委員長 石沢委員。

○石沢委員 そういう同室避難というものも、やっぱりニーズとしては、やっぱり飼い主の方々からしてみればあるということだというふうに思いますので、ぜひそこはいろいろ研究していただきながら、やっぱり進められるところは進めていただきたいなというふうに思います。

以上です。

○宮本委員長 続きまして、山本委員。

○山本委員 避難所運営ガイドラインということで、全般的にですけども、非常に分かりやすく、細かくというか、適度な量で、必要なことはちゃんと書いてあるなということで拝見をさせていただき、カラーにもなっておりますので、拝見をさせていただきました。

今、やっぱり大きな一つの話題となっているのは、皆さんおっしゃっていますけども、ス

フィア基準というところだというふうに思っております。この素案の中にも書かれておりますが、非常に避難所運営協議会の役割、全ての役割、全ての関係団体、方々は大切なんですけども、避難所運営協議会の役割や運営が非常に大変だと、大切だということでございますが、この避難所運営協議会の運営に当たっては、地域の方々、そしてまた関係団体の代表やはじめ設置されておりまして、この、ちょっと気になったんですが、8ページの右上のところ、避難所運営協議会の定期的な訓練ということであるんですけども、ちょっとこの辺、定期的な訓練というと、何か実際に消火器を持ってとか、体を動かしてというようなイメージになっちゃうんですけども、ここのページ8ページの4番の避難所運営協議会の設置ということの中で、定期的な訓練を通じてという書いてあるんですけども、これは訓練というよりも、避難所運営協議会の設置回数とか、協議会の大体どれぐらいやっているんですかね、そこの月に1回とか、半年に1回とかやっているような、聞いているんですけども、その辺の設置回数のことを言っているのか、それとも、ひっくるめて避難所運営訓練もやっているのか、その辺も含めて訓練と言っているのか、ちょっと教えていただきたい。

○宮本委員長 齊藤防災危機管理課長。

○齊藤防災危機管理課長 この文章につきましては、協議会の活動の例示として並べさせていただいております。現状としてはですね、定期的な訓練、1年に1回ですとか、半年に1回ですとか、そういったような訓練であったり、また、毎月のように定例会というような形で、会議というようなところを行っているような協議会もあるというような状況でございます。

○宮本委員長 山本委員。

○山本委員 分かりました。ありがとうございます。ちょっとここは私の単なる発想なんですけども、協議会のメンバーの中には防災士さんがおられて、非常に大きな意味合いを持つ方が入られているなということで、心強い一つなんですけども、この防災士さんの配置については、各避難所にはきちん、しっかりそろっているのか。また、今後ですね、防災士の方をもうちょっと数を増やしていこうとか、その辺の何か目標とかという考え方ってあるんでしょうか。

○宮本委員長 齊藤防災危機管理課長。

○齊藤防災危機管理課長 現在、防災士の資格取得支援をさせていただいておりますけれども、それぞれですね、避難所運営協議会などから推薦された方が資格取得をする際の費用の助成というような形で支援をさせていただいております。今、どこの避難所にも防災士の方いら

っしゃいまして、それぞれ、これまではやはり数を増やしていくところが我々も大分力を入れてきたところですけども、だんだん数も増えてきて、防災士さんたちの自主的な活動の姿というのが非常に、ここ数年、増えてきているというところもあって、防災士の活動をぜひ知っていただきたいという広報紙をつくったりですとか、今はどちらかという活動支援というようなところにだんだんスライドしてきているというような状況にもあると思っています。

○宮本委員長 山本委員。

○山本委員 ありがとうございます。それで、ちょっとここからというか、この発言はちょっと私も注意して聞くんですけども、避難所運営協議会の役割ですとか、定期的な訓練ですよ、非常に私もすばらしいなと、民生委員さんもおられますし、町会長さんなんかもおられますしということであるんですが、これ、ガイドラインの全般的なことにもなるんですけども、議会側ということで、観点に立ったときに、我々も、ある程度、共有しとかなきゃ、しておいたほうがいいなとか、一緒に連携をしたらいいなという、議会の中でのマニュアルはあるんですけども、あるんですけども、例えば避難所運営協議会にですね、地域の議員が入ってやるというような考えだとか、オファーだとか、そういう声というのは中から外からあるものなのか、ないものなのか。絶対入れてくれってわけじゃないんですけども、共有するという意味ではいいかなと思っているんですけど、それはどうですかね。

○宮本委員長 齊藤防災危機管理課長。

○齊藤防災危機管理課長 区議会のほうもですね、やはり大きな災害があったときには区議会としての対策本部が立ち上がるというふうに承知をしておりますので、今のところ、そのような役割分担をしながら、我々の災害対策本部との連携というところの枠組みがありますので、現時点ですら、その協議会の中に議員という立場で参加していただくというような考えはございません。

○宮本委員長 山本委員。

○山本委員 はっきり言われましたので、結構でございますが、ちょっと今、順番間違えて、その前にちょっとこういうこともどうかなというのは、委員長も吉村さんもいるんですけどね、法律上無理なのかな、ちょっと聞いてないんですけども、消防団の方だとか、そういうところにアドバイザーでちょっと入るというのは、同じような視点で、何か話は。

○宮本委員長 齊藤防災危機管理課長。

○齊藤防災危機管理課長 地域の事情、いろいろだと思いますけれども、地域によってはです

ね、やはり中には消防団の活動もやられている方ということは、方が参加しているということとは承知をしております。

○宮本委員長 山本委員。

○山本委員 そうすると、ここにいる吉村さんなんかはね、議員でもあり、消防団でもあり、町会の代表でも出ているから、もう一石三鳥ぐらいというかですね、すごい大活躍されるような感じがするんですけども、ぜひいろんなね、関係機関となるべく情報を共有するという意味で、訓練のやり方とか進め方とか運営の仕方とかって大切だと思うんで、私たちも、私もですね、しっかりその辺も踏まえて訓練、勉強させていただきたいなというふうに思っています。

スフィア基準というところの流れでいくと、先ほどの質疑の中でいろいろあるんですけども、居住スペースが、いきなり1人当たりの面積は大きさが2倍ぐらいになったってことで、これはできれば越したことはないんですけども、こちら読ませていただくと、参集、また、避難されてきた方々が大量、もし大災害のときに、が起きたと来ましたというときに、入りきれませんという状態になったときに、どのように、どの人が、どんな立場の人が振り分けをするのか。恐らく、体が不自由な方ですとか、要支援の方ですとか、お子様ですとかってというのが優先になると思うんですよね。規模にもよりますけども、そういう方々でまずいっぱいになっちゃうような気もしないでもないんですが、まず、その振り分けの何かやり方というのは何かマニュアルとしてはあるんでしょうか。

○宮本委員長 齊藤防災危機管理課長。

○齊藤防災危機管理課長 今回の第2編のところになりますけど、例えばデータの16ページのところではですね、避難所の開設に関する対応方針の中の動線計画というところで、避難者をどう誘導していくかというような流れの基本的な考え方を示しております。また、20ページ、データの20ページからはですね、課題の一つとして避難者対応ということで、こちらのほうは受付の流れなんかを示していたりもしておりますので、基本的な人の流れというところは、このガイドラインの中でお示しをしたところです。実際にどこの場所で誰が誘導するかというところは、それぞれの協議会の中で話し合っていて決めていただくというような内容となっております。

○宮本委員長 山本委員。

○山本委員 分かりました。それで、オーバーフローになってしまったときに、さあ、じゃ、次どうするんだということで、いわゆる二次的避難場所ということになると思うんですけど

も、ドームホテルさんですとか、いろんな民間の宿泊施設ですとか、その確保状況は今どうなっていますかと、ちょっとお聞きしたい。増えているのかという。

○宮本委員長 齊藤防災危機管理課長。

○齊藤防災危機管理課長 二次的な避難所につきましては、これまでも民間事業者ですとか学校などの御協力をいただきまして、拡充に努めているというところがございます。中にはですね、例えば、本郷旅館業組合との協定では、やはり一般の避難者ではなくて要配慮者を優先して、いわゆる宿泊施設の個室に移動していただくですとか、例えば、学校であってもですね、女子高校ですとか、そういったところは女性だけですとか、そういった避難者の属性なんかも少し区分しながら拡大に努めているという状況でございます。

○宮本委員長 横山安全対策推進担当課長。

○横山安全対策推進担当課長 11月に報告をさせていただいたときは、二次的な避難所は区内に区有施設と民間施設で67か所ありまして、面積が約2万7,000平方メートルぐらいございました。一時避難所の学校と足しますと、避難有効面積が8万6,201で、今、1人当たり大体3.22だったんですけども、ここの時点から、この間、2月の16日に協定を締結しました東京大学の1,665平米がこれに加わりますので、減ることはなく、確実に増えてはおります。

○宮本委員長 山本委員。

○山本委員 ありがとうございます。安心しました。引き続き、御努力をお願いしたい。

先ほど、トイレも大きな問題で、仮設トイレの件でちょっとお聞きした、岡崎さんが聞いていただいたんで、各避難所に5基設置される予定だということで、これ、数は多ければ多いほどいいんですけども、ぜひこの辺も、今、喫緊の、トイレ計画ということもやりますけども、課題なので、ぜひトイレの対応もお願いしたいというふうに思っております。

避難、さっきは避難、二次的避難場所だったんですけども、今度は緊急避難場所ですね、いわゆる避難場所。私の家のほうだと、もう六義公園になるんですけども、こちら、私の認識では、東京都の施設が二次的避難所、あ、違う違う、この緊急避難場所になっているという認識だったんですけども、東京大学ですとか、こちらを見ると、全部でア、イ、ウ、エ、オ、カ、キまであって、一つ気になるのは、後樂園一带というふうになっているんですけども、この後樂園一带というのは、東京ドームのことも含めて指しているのか、ちょっとお聞きしたい。

○宮本委員長 齊藤防災危機管理課長。

○齊藤防災危機管理課長 ここでいう後樂園一带というのは、東京ドームですとか、あと隣の

小石川後樂園ですとか、そういったところの、エリアとしてはそういったところが指定されているというところでございます。

○宮本委員長 山本委員。

○山本委員 分かりました。それで、ちょっと気になった、後樂園に皆さん、近隣の方が集まっていたときに、やっぱり民間の施設ですから、何ていうんですかね、避難場所、避難、緊急避難場所として来られたときに、きっとドームさんのほうで、ある程度、想定はされて、訓練もやられてるかと思うんですけども、そういう人たちが、自分のところの会社の敷地内に多く不特定多数の方が来られて、いろんな施設・設備があるんですけども、勝手に、勝手にというか、自由に開放されるんだろうと思うんですけども、その辺のドームさんの対応というのはちゃんと把握していますでしょうか。

○宮本委員長 齊藤防災危機管理課長。

○齊藤防災危機管理課長 場所として指定されているというところで、それぞれの施設のほうではですね、それぞれの受入れ体制というところは整えているものと認識をしております。民間の施設であったとしても、基本的にはオープンスペースのところ避難するということになると思いますし、あと、今回の緊急避難場所というのは、地震に伴う大規模な火災などから一時的に身を守る、逃げ込む場所というようなところですので、それぞれの施設のほうでそれぞれの対応をとるといようなことを認識しているところでございます。

○宮本委員長 山本委員。

○山本委員 併せて、今後、緊急避難場所の場所の拡大とか検討というのはされているでしょうか。

○宮本委員長 齊藤防災危機管理課長。

○齊藤防災危機管理課長 緊急避難場所につきましては、まず、東京都のほう場所の指定をするというようなところですけども、現時点で新しく場所の指定を検討しているというようなところは承知をしておりません。

○宮本委員長 山本委員。

○山本委員 幾つか最後にあれ、中身のところでちょっと一部のところなんですけども、避難された方たちに対する、何ですかね、居住空間の確保もそうですし、衛生的な面もそうですし、いろんな配慮をされると。東京都の目標よりは若干現実的なのというか、文京区の目標とするところは、少し柔らかな感じだというふうに意味がとれたんですけども、一つ、その逃げてこられて、しばらくしたところなんですけども、入浴の機会の充実というところをちょっと

見つけた、見つけたというか、あったんですけども、実際にこの入浴機会の充実というのは、やっぱり浴場組合さんとの協定があって、その辺で連携がされているのかということと、あとは医療機関ですよね。医療体制しっかりされているというふうに認識はしているんですけども、実際に災害が起きたときにすぐに医療関係の医療従事者の人たちがしっかりと各避難所にぱっと派遣されて、体制がしっかりと連携がとれるような常日頃からの体制はやっているのかということを確認したいんですよ。

○宮本委員長 齊藤防災危機管理課長。

○齊藤防災危機管理課長 まず、入浴機会の確保につきましては、データの34ページのところに記述をさせていただいております。基本的には備蓄をしているシート、体拭きシートであったりドライシャンプーというところをまず活用しながらも、地域の入浴施設の再開などですね、そういった民間企業との動きと連携しながら確保に努めていくというところでございます。

あと、災害時の医療体制ですけれども、こちらは指定避難所33か所の避難所にですね、医療救護所が設置されるということで、3師会の当番の割り当てられているお医者さんたちですね、そこにしっかり参集をするという体制となっております。

○宮本委員長 山本委員。

○山本委員 次にペットのどこなんですけども、分かりました。石沢さんの話で。ペット同室避難は定義がないということで、ここには書くことができないというんだらうと思いますが、実際には対応はしていくよと、できる限りということだというふうに認識をいたしました。なんですかこれ、私もペットを飼ったことがないので分からないんですけども、ペットで同行避難されてくる方がですね、その避難所に入るときに、鑑札及び注射済票の装着が必要で27ページに書いてあったんですけども、この辺、実際、急いでもう逃げ込んで来てですね、我が子同然ですから、ペットと一緒に来て、そこでまず確認作業というのが始まると、あると思うんですけども、実際に分からないですけど、それって首輪についているような絵もあったんですけども、来て、このわんちゃんですよ、これは何かわんちゃん、犬に関することなんですけども、実際、見てすぐこのわんちゃんは大丈夫だというのが分かるでしょうか。もし分からない、例えば、実際にその済み証がなかったりしたときには追い返さざるを得ないのか。その辺はどう考えていますか。

○宮本委員長 中島生活衛生課長。

○中島生活衛生課長 犬の鑑札のお話ですけれども、基本的に犬は法令上、予防注射をするこ

ととされていますので、そういった意味では、飼い主の方に日頃からちゃんと注射を打っていただいて、鑑札をつけて、もしいざあったときにはしっかり避難をしていただきたいという趣旨でございます。

○宮本委員長 山本委員。

○山本委員 さすがですね。分かりました、よく。よかったですと思います。どなたでも来てくださいと、済み証がありますから、大丈夫ですよということでもございました。

いろいろ聞いて、あちこち、最後にまた戻っちゃうんですが、協議会のメンバーの件なんですけども、目標として4割以上は女性が必要、女性の視点が大事だと、防災のいろんな女性議員の文京区は多くて、いろいろ議論があるのはよく聞いていますけど、その辺の達成状況はどうなっているんでしょうか。

○宮本委員長 齊藤防災危機管理課長。

○齊藤防災危機管理課長 我々のほうでですね、全体の女性の割合という、協議会のメンバーの割合、女性の割合というのは、捉えて、現状では捉えておりません。ただ、今ですね、それぞれの協議会のほうで、運営の中心になっていくような防災士の方に対しては、女性防災士にぜひ推薦してくださいということで、人数を頑張って増やしているというようなところで、現状、今、全体の防災士の中でも、25%ぐらいは女性の防災士ということで、年々徐々に増えているような状況でございます。

○宮本委員長 山本委員。

○山本委員 ぜひ、そういう視点に立てば、防災士さんに対する区の助成制度もありますけども、特に女性に関してはさらに上乘せがあったりとか、支援がもっと大きくなるかというのも含めて……。

（「それは駄目でしょ」と言う人あり）

○山本委員 それは駄目なのか、も含めて、女性を登用したいということであれば。でも、民生委員さんとか児童委員さんとかは割と女性の方が多いと思いますし、その枠を広げるとか、あれですけど、どういう形か分かりませんが、いずれにしても、避難所運営協議会の重要性という視点でいくと、何ていうんですかね、逆に各避難所運営協議会に配置されている区の職員の方が、ある意味、しっかりと中心となっていただいて、いろんな活動を支えたり、方針を決められたりということだと思いますので、本当にもうスフィア基準もさることながら、実際に大きな災害になったときには、関係するスタッフですね、スタッフという言い方は変ですけども、ボランティアの方、区のやっぱり庁舎の職員の方が、本当にマンパワーという

か絶対足りなくなると思うので、その辺の体制をぜひできるだけ整えていただくようお願いをして、終わりたいと思います。

○宮本委員長 豪一委員、次、お願いします。

○豪一委員 自分の質問の前に、まず、皆様の質問で気になったところをちょっと先にですね。

まず、ペット同室避難なんですけれども、先日、去年ですね、文林中学で避難所運営訓練をやったときに、ペット同室がどれぐらいできるかというので、ペット同室ってどういうことっていうと、1.8掛ける1.8ぐらいのテントを教室に6個ぐらいあるんですね。大体、今、都心型、23区だと9割以上が小型犬、10キロ以下なんです、犬は。あとは、猫はほとんど10キロ以下ですからね。そういったものと一緒にオーナーさんがテントの中で生活できるスペースというのをテントでつくと6個ぐらいあります。大体避難所に在宅避難ができない人が、教室一つぐらいあれば足りるんじゃない、要は6個ぐらいあればテントが足りるんじゃないかというような、今、計算で、一応、模擬的にやってみました。で、6個はテントが入ることが分かった。それによって、例えばペットだけを避難させて、見知らぬペット同士が近くにいたり、ケージの中にもいたりするとほえたりするのが止まらなくて、近隣に迷惑かけたり、避難者に迷惑かけたりするから、オーナーさんも一緒にペットで同室避難することによって、抑制ができるというメリットがある。それは、都心でペットを飼っている人だったら皆さん理解できると思うんですけども、もちろん、飼い主もペットも安心することによって、そういった騒音という意味では回避できるのかなというふうに考えるので、前向きに考えていただければなというふうに思います。

それと、避難所協議会の話、結構出たと思うんですけども、避難所、避難所協議、運営協議会に呼ばれる方というのは属性が決まっているので、なかなか男女比というので分けられないと思うんですけど、今の現代だから、情報は、女性にとって大事だ、例えばトイレがスフィア基準だと男性の3倍要るとかね、そういうデータが出ているということは情報は事前に集められるので、事前の打合せだとか、災害を想定した打合せだとか、そういうところにてできるだけ女性の意見を入れられるような工夫することによって会議ができるんじゃないかと。あとは、その属性の中でも、防災士なんかは、今、女性も増えていますし、そういったところで事前に防災士は前向きに皆さん勉強している人が多いので、そういったところで事前に女性の対策をしておくことはできるんじゃないかというふうに考えました。

何にせよですね、避難所運営協議会が地域によって本当に温度差があって、本当に毎年も、1年に一遍もやらないところが多いのはすごい大問題なんです。これ平成26年にこのガイ

ラインをつくったときぐらいに、たしか防災士会も産声を上げて、防災課のほうで会合をやっていたできるようになったと思うんですけど、この避難所運営協議会こそが、PTAの方もいるし、町会長もいるし、PTAなんか毎年メンバー変わりますよね。これは必ず全地域、33避難所ありましたら、全部の地域で、何ですか、避難所運営協議会はやらないといけないというのはマストだと思うんですよ。常に避難所運営協議会のメンバーも、どういう方がメンバーになっているかというのはアップデートしていかなくちゃいけないし、アップデートをしたものを防災課のほうで知っておかないといけない。ところが、そこに空白ができてしまっているというのが現実だから、その辺をまず一番初めに質問したいと思うんですけど、どのように考えていて、今後、避難所運営協議会を毎年やるためにどうすべきかと思っているか聞かせてください。

○宮本委員長 齊藤防災危機管理課長。

○齊藤防災危機管理課長 我々のほうもですね、やはり活動がなかなか進まないところに、我々のリソースもかけていきたいなというふうには感じているところでございます。今回、避難所の情報基本シートのお話もさせていただきましたけれども、こういった新しいツールなどでデータを更新する機会というところも今後は定期的に設けていきたいなというふうに思っておりますので、なかなか我々でも今までアプローチし切れなかった協議会があったとしたら、そこら辺の補完はですね、このような機会を捉えて行っていきたいと思っております。

我々のほうもですね、なるべくその避難所、例えば総合訓練を1年に4回やったとしたら、その次の年のフォローアップというところは非常に大事にしております、なかなか区が行う訓練をきっかけに次の年につながっていけるようにですね、また、ちっちゃい訓練でも構いませんので、防災というところの活動が長く続くように、我々のほうも意を用いていきたいというふうに考えております。

○宮本委員長 豪一委員。

○豪一委員 避難所運営協議会が、運営協議会を毎年やってないというのはかなり問題だと思うので、そこはしっかりとフォローしていただいて、必ず全避難所、運営協議会は毎年開催して、アップデートをできるようにお願いしたいというところです。

これからちょっと私の質問に入るんですけど、今回、いろいろと世の中も変わってきますし、スフィア基準みたいな世界基準みたいなものが入り入れられて、さぞかし大変で、また、この避難所運営マニュアルだとかガイドラインも、かなりいいものを文京つくったのに、さ

らにそこにスペースの大きさの確保という課題が入ってきて、大変な思いをしながら、今回、作成していただいて、本当にありがとうございます。大変だったと思います。

その上ですね、この避難所ガイドラインの改訂、文京区が目指す避難所についてということなんですけれども、いろいろな今言ったスフィア基準だとか国の基準、東京都の基準というのがあった上で、5ページの文京区の基準があると。5ページの中でも、この大きく三つ、文京区が目指す避難所というものがありますよね。そういった中で、やっぱり防災だけでできない部分ね、やっぱり社協だとか、地域包括ケア、文京区でいうとね、そういった部署間のこの横串、その部署間の横串だけじゃなくて、地域でも、例えば我々の地元千駄木で言うと、千駄木の郷の中には地域包括ケアの事務所ございますよね。そういったところとか、あと社協、例えば要支援者のリストだとかを社協さんまとめたりしているじゃないですか。そういったところと民生委員の方との防災の横串の連携みたいなものが、民間人から見て、民間人から見て見える会合、一緒にやる会合だとか、横串が刺されたような会合というのがまだまだちょっとないような。例えば、地域包括ケアをやる、のある千駄木の郷だと、一部そういった支援の必要な方の避難所として受け入れることがあっても、それがどういう人なのか、どういった人たちが要は受け入れられるのかという情報が地域で共有されてない。そういう問題があります。

あとは、社協さんでも、この間、本駒込でやっていた隣接区、豊島区とか北区とかの避難所の連携ですよ。なかなか自分ところの避難所に行くよりも、区境の人に関しては、お隣の地方自治体の横のつながりで隣のほうが楽にできれば、要は避難行動ができる場合は、今、隣の自治体との協力というのも盛んに行われていると。そういうこともできるようにしていかなきゃいけない。なぜかという、スフィア基準というのを達成するには、既存の避難所だけでは足りないの、今、皆さんで議題になった民有地だとかね、ほかの公共機関だとか、いろんな機関にも支援を求めていかないと、その中に隣接する自治体の避難所だとか施設もあり得ると。そういった連携なんかもどのようにやっていくか、社協さん、何かそういう取組も少ししているみたいなんですけども、分かりやすく御説明いただけるとありがたいです。

○宮本委員長 齊藤防災危機管理課長。

○齊藤防災危機管理課長 御指摘のとおりですね、避難所、このガイドラインつくりながらも感じ、改めて感じているところは、やはり避難所というところを舞台にして、やはり福祉的な要素だったり医療的な要素、いろいろな方が関わり合いながらですね、協力し合いながら、

この避難所運営というのが成り立っているというようなこととなっております。当然、社協です、社会福祉協議会ですとか、あと福祉サービス事業所ですとか、そういったところとのつながりというのは我々のほうも持っておりますけれども、一堂に会してですね、目に見えるような形というような機会は今のところございませんが、それぞれ訓練、個別の訓練なのか、避難所総合訓練なのか、そういったところで関係者集まりながら、顔の見える関係というところは今後も努めていきたいというふうに思っています。

また、行政エリアを超えた自治体同士の協力というところでもですね、やはり課題かなというふうには感じています。水害対策だけで言えば、例えば関口のほうの水害のハザードがあるような地域というところは、隣の新宿区のほうの場所を借りるというような仕組みはつくっております。また、近隣区だけではなくてですね、やはり協定自治体との防災協定の中で、広域的な避難の仕組みというところも今後の検討課題だろうというふうにも思っておりますし、能登半島地震なんかの現状を見てもですね、そのような状況もありましたので、そのようないろいろなこれまでの経験ですとか情報を見ながら、参考にしながらですね、研究は進めていきたいというふうに考えております。

○宮本委員長 豪一委員。

○豪一委員 大分、本資料とはちょっと離れちゃって申し訳ないんですけども、ガイドラインの改訂の際にですね、いろいろと避難だとか、防災の対策の状況も少しずつ動きがあるようなので、ちょっと質問をさせていただきました。

最後にですね、私、根津代表ということもあって、先ほど石沢議員からも質問があったんですけど、東大のね、これ都市計画も絡んでくるんですけど、東京大学がね、高さ制限を撤廃してほしいということでね、エビでタイを釣るようにね、地域協定をちゃんとすると、いろいろ根津の人たちはね、防災倉庫もつくってほしいし、いろいろ期待してね、ドッグランをつくれだとかね、いろいろと要望してきましたが、基本的にはジムナジウム、東大、御殿下地下2階、1,665平米、475名開放。でも、大変ありがたいことなただけけれども、本当に石沢議員が言ったように、ちょっと根津にはちょっと縁のない御殿下というのはちょっと遠いよと。もちろん、御殿下を使うのは根津だけじゃないね、当然、もうあの辺だと湯島地区だとかそっちのほうに近いのでね、そっちの方が使うと思うんだけど、今後、これで満足せず、ぜひ終わらずね、よい関係を維持しつつも、東大とはもうちょっと、例えば東大農学部グラウンドだとか御殿下グラウンドは広域避難所として開放される、それは有名な話なんだけど、例えば地元民からすれば、東大の農学部のテニスコートとか、東大野球部のグラウンドはど

うするのとかね、ああいうところに、例えば大型、ほらよく自衛隊が張るようなでかいテント張れば、もうちょっと避難所として使えるんじゃないかとか、いろいろ考えるわけですよ。空いている土地もあるし、もうちょっとこう友好的に維持してね、これで終わらずに、もうちょっと交渉を続けていただければなと思うんですけども、その辺、今後も友好的に交渉の余地を残して継続していくということが可能なかどうか、ちょっとお聞かせいただけるとうれしいんですけど。

○宮本委員長 横山安全対策推進担当課長。

○横山安全対策推進担当課長 今週、締結して、御報告をして、まだ先方にもこれじゃ足りませんというのはなかなか言うタイミングとしてまだなかなか難しい。協定は結んでおしまいじゃなくて、これからが始まりなので、定期的に打合せをする機会があると思いますので、その中で区の現状というのをお伝えしてですね、少しでも多く皆様の御期待に応えるような交渉をしていきたいというふうに思っております。

○宮本委員長 豪一委員。

○豪一委員 そうですね。我々も重責を担って区議会に出てきているので、かなり地元でもプレッシャーをかけられ、後ろに沢田議員もいますけどね、いろいろと地元でちくちく言われますので、ぜひ期待していますので、引き続き交渉をお願いいたします。

○宮本委員長 続いて、浅川委員。

○浅川委員 私のほうからは、20、データ21ですかね、ページで、真ん中のところあたりからですけども、避難行動要支援者の安否確認というところですね。マル1、マル2ありましてね、支援、支援体制、それから安否確認と書いてありまして、これ内容を読んだときに、ちょっと不安だなと思う部分があったのでお聞きしたいと思うんですが、例えば、前にもよく話したのは、日頃から避難訓練して顔の見える関係でって言い続けて何年かたっているんですけど、やっぱり、何というんですかね、そこに、はじめましてで会った人が一緒に同行避難してくれるかなとか、あるいは、前からそうなんですけど、最近特に民生委員、児童委員の欠員が多くなってきて、実はうちもそうなんですけども、そういう方たちは、ただし書で何か書いていただかないと厳しいかなと。どうしたらいいのかって、結論はもう聞いていて、避難所に行って言ってくれと。自分たちで確認しなくてもいいんだよってというのは言われているんですが、そこを、避難所までの間に確認できるのにしないで行くのもなんだしなということで、そうすると、やはりうちだけじゃないんですよ、もう。この文京区内でかなり欠員が出ている、かなりと言っちゃ失礼ですけど、ある程度、欠員が出ている。それに対し

での、どういうふうにしたらいいかという、何ていうんですかね、通常ですと標準的なマニュアルということで恐らくガイドラインがあって、その先というと、やっぱり運営マニュアルだけれども、やっぱり、どこが欠員が出るかも分からない状態ならば、標準的なマニュアルに載せるべきではないかなということもちょっと考えたわけなんです。そのあたりの対応をどのようにしていただけるのかというのを伺いたいんですが。

○宮本委員長 齊藤防災危機管理課長。

○齊藤防災危機管理課長 避難行動要支援者の方への支援体制ということで、民生委員さんたちの欠員の状況というところは私も承知をしております。それぞれ対象者の方の名簿を民生委員さんのほうにはお配りしておりますけれども、併せて町会の方たちにも配っていたり、また、あと我々行政機関ですとか、警察ですとか、あと、社会福祉協議会ですとか、関係するところには名簿を共有しておりますので、欠員をどう、民生委員さんの欠員の部分というところは、そのようなメンバーの中でしっかり補完をしていくという体制となっております。

また、この避難所運営ガイドラインが避難所運営の全般のことを書いてありますので、なかなかここには書き切れない部分ございますけれども、避難行動要支援者のマニュアルというのが別途ございますので、そちらの欠員の状況ですとかというところは御意見として承らせていただきまして、何か別のマニュアルのほうで対応とかが記載できるようであればですね、確認はしていきたいというふうに思っています。

また、以前からある、普段からの顔の見える関係づくりというところも課題かなというふうには思っておりますし、地域の方からもそういったお声はよくお伺いするような状況です。避難行動要支援者の名簿を普段から使ってですね、地元のお祭りですとか、定期的な見守り活動を行いながらですね、声がけをしているような町会の事例なんかもありまして、そういったものは民生委員さんとの会合の中でも紹介をさせていただいたりしておりますので、そういったものを少しモデルケースにもしながら、我々のほうもできる範囲のお手伝いはさせていただければというふうに思っています。

○宮本委員長 浅川委員。

○浅川委員 例えばですけども、町会の方々に役員の方々とかは、名簿をお持ちの方もいらっしゃるんですね。その名簿を持つことの重さというのが皆さんよく分かっていて、その名簿の中から身近な人をそれ振り分けて、例えば町会長さんやってくれて、そうだねって言っていたとしますね。顔の見える関係の場合は、じゃあ、民生委員さんにちょっと紹介してもらいましょうと、民生委員さん連れて行けば安心だと。ところが、いないと。また、もっと驚

いたのは、民生委員さんが二つの町会の場所を振り分けて一人でやっていらっしゃることがあったんですけども、避難場所が違うんですね。片や元町小学校とか、片や本郷台中学校と、どうやって一人でやるんだろうとか、そういう不具合とか、いろいろお話はしてきたんですが、それよりも優先するものがあったから、まだ手をつけられてないんだと思うんですけども、そのあたりも早くやれとは言わないので、そういう問題があるということを一一つ埋めていっていただければというお願いなんですけども、要望、よろしくお聞きいただければと思います。

○宮本委員長 齊藤防災危機管理課長。

○齊藤防災危機管理課長 確かにですね、町会の方々にお渡ししている町会単位の名簿と、民生委員さんの担当地区の名簿というところが違っていたりですとか、欠員の状況も相まってですね、なかなか活動がしづらいというお声は我々のほうもお伺いをしています。やはり、避難行動要支援者の見守りですとか安否確認もそうですけれども、例えば民生委員さんの普段の民生委員活動の延長線上に、やはり、災害時のそういった助け合いというところは必要なかなというところも思っておりますので、ちょっとどういう形がいいのかというところは改めて民生委員の方々ともお話する機会ございますので、少し意見交換も進めながら、見直せるところは対応していきたいというふうに思っております。

○浅川委員 ありがとうございます。

○宮本委員長 じゃあ、海津委員。

○海津委員 私のほうからは、まずはですね、小日向小学校は、改築時はどうなさるのかなって。体育館が大塚のほうの四丁目の東邦音大の跡に仮設の体育館ができたら、こちらが潰れて解体してしまうというふうに聞いているところなんですけど、そうすると、なかなか避難所としてが難しくなるところ。例えば小日向が終わった後、続くところとして見ていくと、礪川小とかいろいろ続いていくと思うんですけども、いずれにしても遠い、東邦音大からはそれなりの距離があるというところからすると、この避難所運営ガイドラインを実用しようと思ってもできない状況はどういうふうにお考えになるかというのを、まず1点教えていただけますか。

○宮本委員長 齊藤防災危機管理課長。

○齊藤防災危機管理課長 避難所自体の改築工事などで避難所自体が使いなくなるというケースというのはこれまでもございました。例えば、元町ウエルネスパークのときもそうですけれども、近隣の町会、近隣の別の避難所に暫定的に振り分けるですとか、そういった対応を

とったこともございますので、工事工程なんかも確認しながらですね、今後、町会の方々は、どういった対応がいいのかというところは御意見を伺いながらですね、検討を進めていきたいというふうに考えております。

○宮本委員長 海津委員。

○海津委員 できるだけ早くにお示しいただきたいことと、前回のときにお示しいただいた今の避難所に入るスペースから考えると、相当厳しいだろうなって。そこに分けてでも入り、入れる、そこで過ごしていただくだけの余地があるかという、なかなか難しい問題だと思いますので、そこはしっかりと早め早めに手を打っていただき、今、同時進行で御検討いただくことをまずは一つ求めておきます。よろしいですかね。

それと、あともう一つ、それからですね、この配慮が必要な方への対応というところ、いろいろと記していただいているところ、非常にいいと思うんですが、例えばですね、根津小学校とか金富小学校、エレベーターはないけど、段差でみんな2階以上、金富なんかは4階なんですよ。1階にこうした方々のスペースをつくるにしても、じゃあ、それだけトイレとか整備されているとか、1階の教室が足りるか、また、例えば金富小なんか4階が避難所になってしまう。そうすると、避難所のスペースとかなり距離ができてしまうわけですよ。そこを行き来する人、人手としてもそうですし、様々なところでこうしたことが本当に現実として、様々、みんな被災者である、それぞれみんなが被災者の中で、ボランティアの方々が入ってくるにしてもですよ、中で、本当にこの避難所運営ガイドラインをして、ガイドラインに沿った運用して、運営をしていくにしても、なかなかそうした2階以上のところというのは厳しいと思うんですけど、区として、所管課としてですね、建築、学校施設などのほうにきちっとエレベーターが本当につけられないのかどうかということなどを要望して、実際に検討してもらった過程とかはあるんでしょうか。

○宮本委員長 齊藤防災危機管理課長。

○齊藤防災危機管理課長 避難所となる学校などの改築に当たりましては、防災倉庫ですとか、災害時のトイレだったり、飲料水の確保などですね、避難所機能について教育委員会のほうとは協議を続けておりまして、避難所として必要な施設の整備というところは取り組んでいるというところがございます。

やはり我々も訓練をやるそうですね、それぞれの学校のロケーションといいますか、条件というのは様々で、やはりどうしても皆様の中で助け合いながら対応していかなければいけないという状況になっているというところは承知をしております。今回のガイドラインの中で

はですね、対応方針というところで個別具体のところまでは書き切れませんが、それぞれの状況に応じてどのような対応をとるかというところは、それぞれの避難所の課題というところで区のほうと、あと協議会のほうとですね、まさに事前にそういったところをどう対応するのかというところを事前に決めていくことが重要なんだろうというふうには考えています。

○宮本委員長 海津委員。

○海津委員 この運営ガイドラインを読ませていただいて、様々な理念を盛り込んでいただいているというふうに分かりました。でもですね、もう文京区の建物、学校施設、避難所の多くが、新耐震基準ではなくって昭和の建物なんですね。ですから、その中でこの理念をやっていくというのが、ほとんどが運用任せなんですよ。運用で頑張ってくださいって言っている、まさに工夫していただくということで、でも、やっぱそのところ運用頼りにしていい部分と、やはりもう見えている課題に関してはしっかりと対応していくというのがすごく大事だと思うんですね。この中にも書かれているのは、耐震、建物に関しては、耐震だけではなくて避難所対応力ですよ。それから、要配慮者への対応力。それから、関連死への予防策、予防力というんですかね、そうしたことがしっかりと盛り込まれていくということが非常に重要な視点だと思っています。ですから、今、まだ建て替えになっているところなんかでも、それが組み込まれているかっていったら、正直なところ忘れ去られているなというふうに思っています。

例えば、大塚四丁目の東邦音大のところに関しても、書かれているのは、行政機能、行政機能として災害時なんかのところに関してもできるようにしていきますというふうには書かれていますけど、例えば体育館のところは校舎と動線を別にしてくださいと、地域開放も含めてというふうなことは書かれていますけど、例えば、関連死の予防策からしたら、やっぱ体育館のところには閉じ籠もり、閉じ込めることなく、その方たちがきちっと活動ができる、日中、学校が再開してもなんですよ。3.11の後に文科省なんかのところに出ていた学校設計なんかにすると、やっぱ体育館と特別教室というのが一体化、もうすぐ使えるような形ですね、動線を学校と体育館と特別教室を一緒にして、それから、そうした特別教室の入り口も地域開放もできるようにして学校と動線を別にしておく。そうすると、学校が再開されても、避難所の体育館にいられる方は、避難所の中に、だけで生活することなく、音楽室だとか、図書館だとか、それから家庭科室とか、そこを活動の場として使えるわけですよ。それっていうのが関連死の予防の、予防の設計になると思うんですよ。だけど、そういう視点がな

かなか、この大塚のところもそうですけど、様々なところに出てきてないので、そうしたことはやっぱこのガイドラインをきちっと、本当に運用任せではなくって、可能な限りやっぱ設計というか、そういうふうに建物でフォローしていく考え方というのは重要だと思うんですけども、その辺はこれから学校建設とか公共設備の公共施設の整備なんかを担当課としてしっかりとお伝えいただけるかどうか、ちょっとお聞かせください。

○宮本委員長 齊藤防災危機管理課長。

○齊藤防災危機管理課長 今回、ガイドラインを改訂、10年以上ぶりに改訂するというので、これが今の最新の避難所運営の課題なのかなというふうに思っています。このガイドライン自体がですね、協議会の方々のマニュアルという位置づけもあるので、なかなかその施設の在り方というところまでは触れることはできないんですけども、この内容については、既に教育委員会のほうとも当然共有をしながら、今、向き合っている避難所としての課題ということはしっかり共有はさせていただいております。今後もですね、我々防災部門としても、避難所に必要、施設本来の用途が基本になるというところの中でも、こういった課題というところはしっかり教育委員会とも共有しながらですね、可能な限りの対応というところは協議していきたいというふうに考えております。

○宮本委員長 海津委員。

○海津委員 一つ気になるのが、施設本来って言いますけど、学校施設は学校だけのものではないんですよね。地域の要であるわけです。公共施設の中の約6割以上が学校施設、面積もそうですが、占めるわけです。そうすると、やはりあと200日ぐらい、200日もそれも昼間しか使えない。ほかは、やはり地域に開放されるべきものだし、まして災害時なんかは地域の本当に防災の拠点、これから建て直していく皆様の希望になる場所だと思っておりますので、そこは、何というんですか、学校が先ではなくて、学校と地域が同時に併用して様々なところに対応ができるという設計思想の下で、ぜひ遠慮なくどんどんと言っていただきたいと心からお願いをまずしたい。

それから、やはり色々、今、訓練していただきますが、その中で本当に感染症対策の部屋とか、今、掲げいただいている障害者とか、それから、そういう隔離のスペースが本当に可能なかどうか。可能じゃなかったときに、じゃあ、どうしたらいいのかということ、やはりそのところに学校改修、色々ありますから、そのところにきちっと、今、まだこれからもね、続く増築とかもありますから、多分、様々な学校でもう教室が足りなくなっていますので、増築するところも出てきますから、そのところにそうした視点を入れ

ていただきながら考えていくというのはすごく大事だと思いますので、常に訓練、学校でやった訓練の中では、そうした感染症のスペースが本当にバリアフリーで誰にも、誰もがちゃんと行けることになるのかということを確認しながら、そこでやったことが、その後の学校改修とか様々なところに生かされるように要望していただけていただけるとお願いしたいんですが、いかがでしょうか。

○宮本委員長 齊藤防災危機管理課長。

○齊藤防災危機管理課長 我々としてもですね、避難所機能というところは、これまでも改修の機会などを捉えて教育委員会とはしっかり協議を進めてまいりましたので、引き続き、こういった課題を示し、共有しながらですね、対応していきたいというふうに考えております。

○宮本委員長 海津委員。

○海津委員 ぜひよろしくをお願いします。誰もが不安やストレスなく安全に過ごせるということのためにこのガイドラインがつけられたと思います。そのためには、皆さんの運用では無理なところがいっぱいあります。もう一度言います。運用では無理なことがあります。運用任せにしない、運用頼りにしない、本当に建物という箱物で解決できることもいっぱいありますので、そこはしっかりとさらに、今、結果として見えてきていませんので、そこをぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。これで終わります。

○宮本委員長 浅田委員、お願いします。お待たせしました。

○浅田委員 ありがとうございます。ガイドラインを改訂する期間の間にね、それこそ何だ、熊本の大地震であったり、それから西日本の水害、大水害があったりね、それから能登の災害があったり、真冬の問題であったり、西日本の場合は真夏の大変な中での避難所の運営であったりという、そういういろんな事例が今回の改訂の中に組み込まれてきていて、それを文京区も整合性を持たせようということで作られているというふうに思ひますので、それについては非常に敬意を払ひたいと思ひます。

ただね、これは先ほど山本委員の質問で、ああ、そうなんだなと思ひたんですけど、こういう場でね、こういう場というのは議会の場で、全国のいろんな動き、こんな事例がありますよ、こんな課題がありましたよということ盛ひ込んでいくということと、それから、実際に私たちが地域で防災訓練であるとか避難所運営訓練を担ひてみてどうなのかというのを考えた場合、私はちょっとね、ずれがあるように感じているんです。

私でいえば、町会の副会長をやつてね、避難所運営の、運営の、ある意味、中心メンバーです。役割でいったら、私はね、文林じゃない、第八中学校でいえば給食、給食班なんです

ね。給食班。名前まで入ってて、役割もある。あと、地域でいえば、先ほど豪一さんが紹介していただいた、地域で自主的に、区じゃなくてね、自主的に文林中学校でやった避難所運営、防災訓練の場合だったら、声かけられたのは防災士という立場から声かけられている。豪一議員と一緒にやっているわけです。そこでやる議論と、ここでやる議論と、ここでやるのはあれも入れろ、これも入れろって、結構こう情報でもって話是可以るんですけど、実際にその運営をしていくというのは、かなりやっぱり私は、何ていうの、もうちょっとすり合わせというのが必要じゃないかなと思う。

それで、質問というのは、このガイドラインの位置づけなんですよ。まず位置づけでね、私はここのところをぜひって思っているのは、このガイドラインが東京都のガイドラインと整合性を持たせる。これはいいんです。問題なのは、避難所運営協議会、協議会による主体的な運営が行われるようにという、ここなんですよ。避難所運営協議会というのは、町場の町会長さんであったりとか、地域の方ですよ。町会の方々。ここが、自分たちで運営できるようにする、そのためのガイドライン。だから、もっと言えば、分かりやすく、何ていうの、もうちょっと、ある意味、コンパクトに、あまり難しくあれもこれもね、正直言って、言われてもなかなかできないんですよ。それは。そこのところを、まずきちっと今後もね、努力はね、本当に敬意を払います、作成していく、敬意を払いますけれども、そこの辺の努力。つまり、所管と地域との連携というか、話し合いなり情報交換なりというところの親密な関係をもっと深めていただきたいと思いますと思うんですが、ちょっとここまでで1件。はい、どうぞ。

○宮本委員長 齊藤防災危機管理課長。

○齊藤防災危機管理課長 今回のガイドラインのほうはですね、対応方針というのが第2編になりますけど、続く第3編のところはですね、やはり、どちらかという地域の方にまずはお渡ししたい、読んでいただきたい、シンプルに行動手順を示したマニュアルの部分になります。やはり、難しいことを考えることがなかなか先に進まないというところもあるかなというところもあって、マニュアルの部分というのは、なるべくシンプルに我々も表現したつもりでございます。ただ、やはり皆さんで話し合っていないと、そのマニュアルの部分も、My避難所ルールといった部分は埋まっていきませんので、そこに我々がどういうふうな形でコミットしていけるのかというところは、これまでも担当のほうで大分細かくお手伝いさせていただいておりますけれども、引き続き伴走は、伴走支援というところは行っていきたいというふうに考えております。

○宮本委員長 浅田委員。

○浅田委員 あかね、もうちょっと分かりやすく言うと、例えば文林中学校で自主的な避難所、あるいは防災訓練行われましたね。そこで、最初に町会長が、じゃあ、始めますって最初に備蓄品の倉庫に案内します。そこをみんなで確認しましょうって行って、こう町会長を先頭に行くわけですよ。そうすると、何人かな、二、三十人いたかな、ぞろぞろとついていくわけです。町会長がここですって言ってね、鍵を開けようとするんだけど、開かない。何回、幾らやっても開かない。どうするんだよとか言ってね。で、ほかのスタッフのメンバーが探しに行って、ありました、ありましたって来るまでに時間かかるわけですよ。そうしたら、来ている参加者の中には、準備が悪いとかね、手順が悪いというような声が出るわけですよ。結局、その鍵が違って、その鍵は文林中学校の主事室の冷蔵庫の裏の辺かな、に置いてあるのが正式な鍵だったということが後で分かったわけです。で、中には入れたんですけど。でね、何が言いたいかというと、地域の防災訓練というのは、そんなところから始まるんですよ。そういうところから。じゃあ、次の訓練をやる時には、鍵はね、この防災倉庫の鍵は主事室の冷蔵庫の後ろのボックスに入れてありますということを書き込みましょうと。そういうところから始まるんですよ。地域の防災訓練というのはね。だから、そういうことを意識した、何というの、所管としてはね、考えていただいて、ぜひ対応をお願いをしたいということなんです。

ちなみにね、いっぱいあるんだけど、もうあと一つだけ。トイレの問題ありますよね。ここで、ほら、図式の何ていうの、カット、漫画で描いたトイレが紹介されていていまずけれども、あかね、この中の説明の下の辺にね、トイレの掃除を皆さん、衛生を保つために、書いていますよね、トイレを掃除をする担当を決めましょうというように書いてあるんです、ここにね。でね、実はこれってそのとおりでいいんですよ。そのとおりでいいけど、これ決めるのは大変なんですよ。大変なの。これはどこの、全国の避難所で、私、話聞いてきてもそうなんです。公共的に簡易トイレを設置しました。汚れます。これ、誰が掃除するんですかということになると、そこの運営の中で物すごくやっぱり難しいんですよ。難しいです。じゃあ、やらないかって言ったら、そうもいかないわけですよ、衛生管理も含めて、なってくるわけです。だから、こういうところでどうやって決めていくのかというようなことも大きなテーマだと思うんですよ。もちろん、何というの、ハード、ハードというか、個数でね、岡崎さん言っていたけど、それは足りないですよ、はっきりそれは足りない。極めて不備です。もうちょっと考えていただきたいのと、それから、衛生を保つための決め方ね、決め方である、あるいは、どうやったらきれいに掃除、衛生を保つことができるのかと

いう事例をぜひ紹介していただきたい。それから、決める方法ね。だから、使用するみんな
で、理想はみんなで決めるんですよ。みんなで決めるんだけど、じゃあ、そういうね、
どうやって決めたのかという事例は全国に、これはあると思うんですよ。私も探していま
すけども。そういうことを含めて、分かりやすいガイドラインというものを豊富化してい
たきたいということです。何かある、ありますよね、どうぞ。

○宮本委員長 齊藤防災危機管理課長。

○齊藤防災危機管理課長 最初の地域の方の主体的な訓練というところですけども、まさに、
いきなり大きな訓練をしようとしても駄目なところもあって、それぞれの地域の事情に合っ
たスタイルはそれぞれあるんだろうなというふうには思っています。今回、避難所基本シー
トというのをつくるきっかけとかですね、発想のきっかけになったのも、まさにそうい
ったところでありまして、まずは持っている情報を全て一つにまとめてみることで、それで、
やはり皆さんの中で、地域の方々の中で、事前に知っておかなきゃいけないこと、鍵の位置
であったり、知っておかなきゃいけないこと、また、あと皆さんで決めておかなきゃいけな
いことというのが必ずあって、それをしっかり穴埋めできるようなスタイルにしております。
いきなりその基本シートの全ての欄を埋めてくださいというのもなかなか難しいところもあ
るのかなと思っておりますし、例えば、先ほどの話で言えば、じゃあ、その鍵を合わせる訓
練だけをここ、ここだけをみんなで話し合っ、ここだけ実際に確認訓練してみようとい
うようなレベルの訓練があっても私はいいんだと思っております。なので、今回、新しく課題を
整理し直したり情報をまとめ直したりしたことをきっかけにしてですね、そのような視点で、
皆さんの御事情に合った、皆さんの関心が高いところに特化したような訓練なんかもしてい
ただくということが続いていくことで、やはり、東京都も我々のほうも目指す避難所の中
で示したとおり、主体的な、地域住民による主体的な運営というところが実現に近づいてい
くんだろうというふうには考えております。

あと、トイレ問題につきましては、ここではやはり協議会の方の御負担というようなところ
もあると思ひまして、やはり避難者自身で管理、衛生管理を保つというようなところの考
え方を示させていただいています。具体的に非常に難しいケースだろうというふうにも思っ
ておりますので、我々のほうもですね、いろいろな被災地の例ですとか、専門知識のある方
の知見なんかも参考にしながら、よりよい効果的なやり方があればですね、ぜひ研究はして
いきたいというふうに思っています。

また、あと、トイレの確保につきましては、我々のほうも避難所の人数に合わせた備蓄と

いうところは対応をとっておりますけれども、避難所を超えた部分も含めて、今後、トイレの計画をつくる中でですね、しっかり不足分を明らかにして、対応は進めていきたいというふうに考えております。

○宮本委員長 浅田委員、よろしいですか。ありがとうございます。

宮崎委員、お待たせしました。

○宮崎委員 私からは、右下ページの27から28ページですね、ペットの対応についてのところ
です。先ほどからね、もう石沢委員や山本委員や豪一委員からとかからも話、こちら出て
いますけれども、ペットを飼育されている方々にとって、ペットの存在って家族の一員である
という意識からも、避難所でのペットとの生活に不安を感じて、いざね、災害が起きたとき
でも、ペットのためにあえて避難しないという選択をされる方も、もしかしたらね、いらっ
しゃるかもしれません。ペットも一緒に安心して避難できるという避難所への安心感を、ペ
ットを飼育している方々に持っていただくためにも、避難時におけるペット対応、あとルー
ルですね、ここにも出ていますけども、ペットとの避難に必要なものなど、いろいろね、こ
ちらルールあるとのことなんですけども、こういったことをペットを飼育されている方々へ
周知をどのようにしていくか、お考えがあればお聞かせいただけますか。

○宮本委員長 齊藤防災危機管理課長。

○齊藤防災危機管理課長 区では、これまでもですね、避難所総合訓練の機会なんかを生かし
て、NPOの方にペットの同行避難であったり、災害への備えというところは周知啓発に御
協力をいただきながら取り組んでいるというところでございます。どうしても、同行避難と
か同伴避難という定義自体が、ちょっと曖昧な部分もあって、以前からちょっと分かりづら
いというようなお声も伺っておりますので、今回改めてですね、ガイドラインの中では、国
の定義に沿って解説を加えながら、必要な物資も含めて示させていただいたというところ
でございます。このガイドラインを作成をしたことをきっかけにしてですね、区のホームペ
ージのほうも分かりやすい、この内容に沿った形で更新をしていく予定でございます。

○宮本委員長 中島生活衛生課長。

○中島生活衛生課長 先ほど、防災課、防災危機管理課長のほうからもありましたとおり、実
はNPO法人の方たちとかなり密にやらせていただいております。防災フェスティバルに
ついては、実際、PRだけではなくて、犬がケージの中で過ごせるかというような体験をし
てみたり、していただいたりだとか、あるいはNPO法人さんが独自でやはりそういった避
難を学校を借りてやっているところもございますので、PRだけではなくて、そういった経

験も飼い主の方、あるいはわんちゃんにもしていただいているという、そういうところで実際に安心感を持っていただけるように周知しているところでございます。

○宮本委員長 宮崎委員。

○宮崎委員 ありがとうございます。この文京区避難所運営ガイドラインの改訂、こちらもきっかけにしてね、今後もしっかりとそういったところも周知していただき、本当にね、ペットを実際飼っている方がね、自分のペットもこれ一緒に避難所に安心して避難できるんだというところをね、いろいろ知っていただくためにも、引き続き周知のほうはお願いいたします。

もう一つ、ちょっと質問なんですけども、これね、今後もし災害などが起こって、避難所で生活することに、ペットと一緒にこれ、ペット同伴避難ですか、うん、ここに書いてありますけども、なった場合、ペットの環境の変化、あと、運動不足等によるペットのストレスの蓄積、それに伴うペットの体調不良等もね、そういった場合、出てくるのかなと懸念されますが、それらについては今のところどのように考えているのか、お考えがあればこちらもお聞かせいただけますか。

○宮本委員長 齊藤防災危機管理課長。

○齊藤防災危機管理課長 ペットの同伴避難をする中でですね、ペットの管理、飼育管理というところは、基本的には飼い主の責任で見ていただくというところを基本的な考え方としてガイドラインのほうにはまとめてございます。

一方、ペット防災については、国のほうもいろいろそのガイドラインを持ってまして、現在、環境省ですかね、国のほうでも避難所でのペットの指針というところの見直しの検討が進んでいるというところも聞いておりますので、今後、そのような内容も含めてですね、必要な対応があれば検討していきたいというふうに考えております。

○宮本委員長 宮崎委員。

○宮崎委員 ありがとうございます。こちらね、実際、大災害が来た場合、避難所が開設されたとしてね、状況も想定内を通り越して様々なトラブルも起きることもね、懸念されます。でね、また、各避難所によってそれぞれあらゆる点で違いもあることですが、それでもね、区の考え方、心構えというんですか、普段からの準備に関しましては、このペット対応に関して、しっかり細かい部分まで配慮していただけるようお願いいたします。ありがとうございます。

○宮本委員長 それでは、たかはま副委員長、お願いします。

○たかはま副委員長 ガイドラインの改訂、1ページの一番下のところで、今後、東京都が示す、在宅避難を含む避難者支援全体のあり方を反映していくというふうにございまして、東京都のほうでは、最近、避難者生活支援指針の素案が公表されております。これを踏まえまして、今の時点でどのようなことを反映されると考えているのか教えていただけますでしょうか。

○宮本委員長 齊藤防災危機管理課長。

○齊藤防災危機管理課長 現在ですね、東京都のほうで避難者生活支援指針という名前で素案の、素案に対するパブコメが行われているというような状況です。この中では、避難者全体になりますので、避難所への避難者と、二つ目は在宅避難者、また、被災地外避難者、エリアを越えた避難者と三つに大別しまして、それぞれの対応方針・指針が示されたというところでございます。特にですね、この中でも避難所に関わるようなところは、一部限定的ですけども、やはり物資の配給拠点であったりですとか、あと情報の発信拠点というようなところはですね、我々が、今、定めている避難所の役割と同様の考え方かなと思っておりますので、その中で、これからですね、この内容を確認しながら、今の避難所運営ガイドラインの中に加筆するような対応方針ですとか行動手順があるようであれば、今後、反映はしていきたいというふうに考えております。

○宮本委員長 たかはま副委員長。

○たかはま副委員長 今、御答弁の中で、東京都の指針と文京区とで同じような考え方だというふうにおっしゃっていましたが、私が見比べたときには、在宅避難者の支援拠点については、東京都と文京区では大きく考え方が違うのではないかなというふうに捉えておりまして、東京都のほうでは、必ずこうしなさいとは書いてないんですけども、避難所以外に支援拠点を設置する場合の具体的な策が書いてありますよね。私もこれまで在宅避難者の支援拠点をつくるべきではないかというふうに提案させていただいて、その場所として地活がいいんじゃないかというふうに言って、区としては、いや、地活は地活の機能があるから難しいんだというような、そんな議論を何度もさせていただいた覚えがあるんですけども、都のほうでは、耐震性の高い民間施設やマンション、コンビニエンスストアを指定するというふうに例示されていて、あ、それは確かにそうだなというふうに思ったわけなんですよね。文京区でもそういったことを取り入れていただけるといいんじゃないかなというふうに思ったわけなんですけれども、いかがでしょうかというところと、あと、仮にこういったことを取り入れるとなると、かなり文京区の避難所運営ガイドラインの在り方というか、その避難

所の負担というのが変わってくるんじゃないかなと思うんですけども、それをどういうふうに、今後の予定のところでは改訂案の検討というところで終わっているんですけども、どういった議論をしていくのか、もう一回、我々委員会のほうに報告していただくのかどうなのかといったところを伺えますでしょうか。

○宮本委員長 齊藤防災危機管理課長。

○齊藤防災危機管理課長 今回、東京都の新たな指針の中ではですね、避難所だけではないところの拠点の整備というところも一つ書かれているところがございます。我々が見る限り、この在宅避難者というところがですね、どのくらいのボリュームというか、想定がされるのかというところの数値というかですね、想定というところが、なかなか東京都側からもないというようなところもあって、果たして、どういうところに、どれだけ、どのくらいのものを整備するのかというところのところですね、やはりこれから新しいことを考えるには、ちょっと必要な観点かなというふうには感じているところがございます。これから東京都のほうにも中身確認をしながらですね、我々の避難所運営をどう変えるべきか、変える必要があるかというところが見えてくれば、具体的に今後のスケジュールも含めてお示しできるのかなというふうには思っております。

○宮本委員長 たかはま副委員長。

○たかはま副委員長 承知いたしました。東京都の考えを確認したとしても、やっぱり本区の特性に合わせてといったところは間違いなく重要なのかなと思いますけれども、だとすると、今の計画の素案では、避難所の屋外で行うというふうに物資の配給が明記されていますけれども、そのあたりは変わってくる可能性があるということなんですか。

あと、この後はちょっと細かい点が3点なんですけれども、先ほど来も行動手順書として使えるような構成になっていて、すごくいいねといった、各避難所独自のマニュアルのところですね、43ページの。これすごく期待してというか、基本情報シートを基にして各避難所のほうで話合いが進んでいくと非常にいいんじゃないかなというふうに思った一方で、やっぱり、協議会任せにするというのは現実的に難しいところもあるというのは私も現場で見ているところがございます。一方で、職員さんが調査に回っていただければ、ある程度、簡単な作業で終わっちゃうかと思うんですけども、そういうものでもないかなというふうに捉えている中で、どんなふうにして支援をしていただけるのか。それから、まずまとめるというような記載があるので、これは全部の協議会でまとめていくように促していただけるのかなと思うんですけども、どれぐらいのスケジュール感でこの情報がそろっていくとい

ったようなことを想定しているのでしょうか。

○宮本委員長 齊藤防災危機管理課長。

○齊藤防災危機管理課長 まず、在宅避難者への支援拠点の在り方も含めてですね、今、避難所運営ガイドラインの中で、在宅避難者も物資の配給に来るということを想定した屋外の配給場所の設置という記載ございますけれども、そこは今後ですね、東京都の指針をしっかりと見ながら検討はしていきたいというふうに考えています。

シートを活用については、いつまでというところはまだ考えておりません。すぐできるころもあれば、もう決まっているところもあれば、そうじゃないところもあるという中で、なかなか一律に進めるというところも、我々としても難しいのかなというふうには感じているところでございます。このシートにつきましても、今月にですね、また避難所運営協議会の会長さんたちの集まりもございますので、いろいろ御意見を伺いながら、どのような進め方がいいのかというところは御意見聞きながら、我々のほうもスムーズに、なるべくスムーズにいくような進め方というのは考えていきたいというふうに思っております。

○宮本委員長 たかはま副委員長。

○たかはま副委員長 承知いたしました。よろしく願いいたします。

ちょっとお考えを聞いてもみたいんですけども、これ基本情報シートで終わるのではなくて、もっと前進させて、当初からこの先で地区計画に地区防災計画につながるような立てつけで、この避難所運営協議会単位ぐらいで。ほかの自治体では、ある程度、行政主導でやっているところもあるように見受けるんですけども、そういったことをつくってはどうかと提案させていただきたいんですが、いかがでしょうか。

それから、素案の39ページのところで、避難所閉鎖までの手順が示されているということで、学校の再開までの、学校再開との両立を図っていくというところは非常に重要な視点というふうに拝見していたんですけども、やっぱり自宅を失ってしまった区民にとっては、閉鎖後の住まいの確保というのが最大の不安があるというところで、これが避難所の閉鎖、避難所の計画ですから、そのような記載になるのかなと思うんですけども、避難所が閉鎖した後は移動の支援をするといったような記載になっていますけれども、ただ移動するだけではなくて、仮設住宅設置の見通しですとか、それから、みなし仮設住宅、例えば不動産団体と連携して、どういったような入居に向けた相談を開設できるのかとか、そういったような生活の再建に向けた支援の在り方については、どうなんでしょう、ガイドラインに記載してあったほうがいいのかないかなと思いますが、いかがでしょうか。

○宮本委員長 齊藤防災危機管理課長。

○齊藤防災危機管理課長 まず、このガイドラインをですね、今後、どういうふうに展開していくかというところですけども、まずは、なかなか進めたくても進んでこなかったところの各避難所の個別のマニュアルというところが一つ、まずは到達点かなというふうには思っております。その先、エリアとかを越えて、どう展開していくかというところの絵柄は、我々、今のところは持っておりませんが、このガイドラインの役割というところは、一旦、現状ではそのように捉えているというところでございます。

また、あと、避難所の縮小・閉鎖のところも、もともとこの避難所の役割の中で、やはり生活再建情報ですとか、そういった情報を提供するというは、これは避難所の避難者だけではなく、地域の在宅避難の方にも共通するというようなところでございます。こちらのほうにはそこまで、状況によってそういったこともあるかもしれませんが、また、相談窓口もこの中でつけながら各種相談を受けるという中で、その仮設住宅ですとか、生活再建に向けたいろいろな情報というところは発信するというところでございます。現状、具体的にそこまでは書いておりませんが、相談窓口での対応ですとか、そういったところで、そのような内容を含めた表現とさせていただきます。

○宮本委員長 榎戸防災危機管理室長。

○榎戸防災危機管理室長 すみません、先ほどの支援拠点の件でございます。東京都避難者生活支援指針の部分については、東京都が、今、パブコメを行っているところで、防災危機管理課長が申し上げたとおりでございますけれども、こちらのほうの支援拠点につきましては、様々な選択肢の部分が例示として記載されているところでございます。特に運営につきましては、地域住民で行われるように、住民リーダー等の育成を促進するというようなことも例示もあり、様々な選択肢がある中で、必ずしも区の施設という形で決めつけることもなく、区民の方に意見をお伺いするような形で、支援拠点というのはしっかり検討してまいりたいと考えてございます。

そういった意味からは、なかなか現在のガイドラインに加える、付け加える部分につきましては、少し具体的なものではなくて、この東京都の指針に基づいた形のを落とし込むことになるようなことをイメージしているのが現在のところでございます。

○宮本委員長 たかはま副委員長。

○たかはま副委員長 室長、御答弁ありがとうございました。東京都のほうでもコンビニをはじめとした民間との協働といったところが織り込まれておりまして、そこも意識されての御

答弁かなというふうを受け止めました。ありがとうございます。

最後に、充電の環境についてなんですけれども、スマートフォンの充電は蓄電池を使用するというので、これは後ろのほうにちょっと書いてあるだけなんですけれども、恐らく蓄電池だけだと、皆さんが一斉に充電するという環境には足りないんじゃないかなというふうに思うんですね。前回の改訂から10年がたったといったところで、今やもう情報インフラって本当にライフラインというか、もうないと不安でしょうがないぐらいな、我々、現代人になってしまっていますので、それが蓄電池があるだけではなくて、そこで差し込む変換機とケーブルもある程度、避難者の方が同時に、もう何十人という単位になると思うんですけれども、充電できる単位に備えていただけることが重要かなというふうに思います。そのあたりがもう少し書き込まれているといいのかなと思いましたが、いかがでしょうか。

○宮本委員長 齊藤防災危機管理課長。

○齊藤防災危機管理課長 スマートフォンの充電というところなんですけれども、今、備蓄をしている蓄電池のほうで対応させていただいているというところがございます。皆様に持ち寄っていただくか、避難所でどれだけ、附属品も含めて必要かというところは、改めて確認をさせていただきたいというふうに考えております。

○たかはま副委員長 分かりました。ありがとうございます。

○宮本委員長 以上をもちまして、報告事項2の質疑を終了いたします。

続いて、都市計画部建築指導課より1件、報告事項3、文京区耐震改修促進計画（案）についての説明をお願いいたします。

川西建築指導課長。

○川西建築指導課長 それでは、資料第3号、文京区耐震改修促進計画（案）について報告させていただきます。

同計画の案につきましては、11月の委員会で報告いたしました素案に対してのパブリックコメント等の意見や、東京都の耐震改修促進計画素案の内容を踏まえて案を作成しましたので、報告するものであります。

2番のパブリックコメントにおける意見というところがございます。2ページで御覧ください。実施期間につきましては、令和7年の12月17日から1月15日までの30日間、実施したところがございます。

寄せられた意見につきましては、1名の方から3件ございました。

一つ目の意見につきましては、資料の22ページの(5)に記載している、一般緊急輸送道路

についてでございます。御意見として、一般緊急輸送道路は、災害発生時において主要な病院等のアクセスとして必要不可欠であるということから、特定緊急輸送道路と同様に、耐震状況等の情報を収集し、耐震化を促進するべきではないかというものでした。区の考え方といたしましては、一般緊急輸送道路につきましては、災害発生時においても極めて重要であるという認識は持っているところでございます。一方で、現行法におきましては、特定緊急輸送道路とは異なり、一般緊急輸送道路は耐震診断の実施とその報告が義務化されていないというところでございます。個別の耐震化の状況については、詳細は把握することはできておりませんが、今後につきましては、都とも連携し、沿道建築物の耐震化等の状況の把握を進めるとともに、耐震化の取組を推進していくというところでございます。

二つ目の意見でございます。二つ目の意見につきましては、資料の33ページの2の(2)に記載している崖等の倒壊防止というところでございます。御意見として、個別の区有施設の擁壁についての質問、御意見がございました。区の考え方としましては、指摘された擁壁については、所管課を通して現状を把握しており、引き続き経過観察を行うとともに、維持管理を適切に行っていくということを記載しているというところでございます。

最後に、三つ目の意見でございます。資料でいいますと、35ページの(8)のところでございます。高経年マンション対策というところでございます。御意見として、高経年マンションの建て替え等の合意形成の難しさについて、絶対高さ制限が大きな要因であると考えられるという考えから、検討すべきというものでした。区の考え方といたしましては、合意形成の難しさにつきましては、絶対高さ制限だけではなく、容積率や日影規制など、複数の形態規制が関わっているというふうに考えているというところでございます。区としては、引き続き、区民の安全・安心というところを捉えて、必要な対策を推進していくというところに行っているというところでございます。

3番、耐震改修促進計画（案）についてというところでございます。素案からの主な変更を書いております。計画改訂後に変更等が予定されている項目については、最新情報を参照できるというように、この計画の冊子の中にQRコードを付記しているという点でございます。具体的に言いますと、例えば11ページ、11ページのところにつきましては、東京都が指定する特定緊急輸送道路等の路線図でございますが、こちらにつきましても、令和8年度以降に随時変更するという可能性があるというふう聞いております。また、38ページ以降の区の耐震改修等の施策、助成制度についても、今後、変更があった際に、最新情報を参照できるようにQRコードをつけているというところでございます。

変更内容は以上でございますが、その他の修文等については、アンダーラインをつけて修正したというところがございます。

最後に、東京都のほうも耐震改修促進計画というのを作成しているというところがございます。文京区の計画も、その計画内容に影響するような変更はないというふうに聞いておりますが、語句等の変更がありましたら、文京区の計画にも記載し、変更するという予定にしているというところがございます。

最後に、4番、今後のスケジュール（予定）でございますが、この後、令和8年の今年度末に改訂、公表する予定としているというところがございます。

報告のほうは以上でございます。

○宮本委員長 ありがとうございます。

それでは、報告事項3、文京区耐震改修促進計画（案）についての御質疑をお願いいたします。

豪一委員。

○豪一委員 計画作成、御苦労さまです。文京区の耐震、地域整備課もはじめ、皆さんもうずっと頑張ってきているところなんですけれども、未曾有の災害に備えてね、今、急ピッチに緊急支援道路などの無電柱化など、順次、進められていますしね、今、苦戦している向丘の中山道の旧道ね、旧道なんかも、今、取り組んでいる、頑張っているというのを聞いていますので、一日も早く、健全な道路だとか、そういう建物になればいいなと思っているところなんです。まず、このパブコメの29ページのところの絶対高さ制限の検討を明記するべきと考えるに対して、区の考え方がもっともな、今、川西課長もおっしゃった、高さ制限だけじゃなくて容積率や日影なども当然含まれるのは分かるんですけれども、いろいろなこういう経緯の上で、高経年ね、要は古い建物、文京区増えていますから、このマンション対策を推進してまいりますというふうに言っていますが、これは具体的にまだ、建設委員会でも具体的にこのように推進するというのは聞いていませんよね。では、具体的に推進してまいりますと、これがもう断言しているの、具体的にどんなことを考えているのか、ちょっと聞かせてもらいたいと。

○宮本委員長 川西建築指導課長。

○川西建築指導課長 マンションの建て替え等におきましては、助成制度も含めて、この計画と併せて整備するというところを考えているというところで、そちらにつきましては建設委員会での報告ということになるかというところがございます。

それと、もう一つにつきましては、こちらのところに書いてあります、マンション建替円滑化法の活用というところで、こちらも建設委員会のほうで手数料条例の改正というところで、一部、説明させていただいているところがございますが、そちらの要除却認定を含めてですね、建て替え、再生等を含めて支援していくというところを考えているというところがございます。

○宮本委員長 豪一委員。

○豪一委員 今回の答弁、分かりました。ただね、本当にこれまだ実感されてないかもしれないけど、マンションの建て替え促進、これ必ずこれ、要は、例えばね、今回の耐震改修を急ぐんだって、未曾有の災害に備えてでしょう。文京区も築50年近くのマンション、これだけ増えてきているわけですよ。分かりやすく言って、問題になっている湯島のハイタウンもそうですけどね、50年以上たちましたけど、そういうものがね、建て替えられるときというのは、これ実際にマンション建替円滑化法の活用だとかそういった次元じゃなくてですね、もっと大規模な規制緩和、もしくは助成金だとか入らないと、実際、建て替え難しいんですよ。今、これだけ建て替えに建築のコストもかさんだり、解体のコストもかかりますからね、これは文京区が危機感を持って、よいまちづくりをしていく上で、当然ね、建てろ建てろって言っているわけじゃなくて、将来的なまちづくり、安全で安心なまちづくりで緑豊かなまちづくりを考えた上でのまちづくり、今までみたいな建蔽率いっぱい建物を建てるだけじゃなくて、いつも言いますが、ある程度、公開された空地をつくることによって高さの緩和をすとか、容積の緩和をするような、そういったものをしっかりと考えていかないと、マンション適正法だ、手数料がどうのこうのじゃね、全然追いつかないのは川西課長も分かると思うんですよ。だから、ごもっともらしいこういう答弁をここに書いていただけるんだらば、やっぱりそれだけじゃなくて、やっぱりもっとこのパブコメの意見に対する、これ何ですかね、具体的な実現性のあるものが答えにこないと、何かこれじゃ対策に、この答弁は、このパブコメに対する答弁は対策になってそうだけど、実際はこれ対策にならないというふうに考えるんですけど、いかがでしょうか。

○宮本委員長 川西建築指導課長。

○川西建築指導課長 マンション建て替えにつきましても、こういう制度を含めて、うちの助成制度のほうも拡充するというところを踏まえてやっているというところがございます。また、絶対高さ制限の見直しにつきましては、当時、設置したときから目指すべき市街地像を踏まえて基本的に変わってないというところで、現時点においては見直す状況にはないとい

うふうに考えているというところは、従来の意見を踏襲しているものであるというところがございます。

○宮本委員長 鵜沼都市計画部長。

○鵜沼都市計画部長 豪一議員の御指摘ももったもんですが、一棟ですとか、資金の中でとなとなかなか難しい、その一つの対策としては、今、私どもが進めている市街地再開発事業、こういったものも順次進めておりますので、建て替えについては多方面からの検討を行うべきで、全面的な高さ制限の見直しを全くしないということではございませんが、個別具体の案件ごとにふさわしい手法を組み合わせながら対策を立てていきたいと考えてございます。

○宮本委員長 豪一委員。

○豪一委員 ありがとうございます。何ていうのかな、時代がどんどん変わるので、高さ制限は、私いつも言いますが、全てを見直す、撤廃しろって言っているわけじゃなくて、時代とともにニーズが変わって、高さ制限できたのは平成26年だったら、それから時代はもう10年以上たっているわけですから、時代が変わってきているし、それなりに、例えば築30年でまだ中堅クラスだったマンションも築40年、これから50年を見据えて考えていかないといけないというのは当たり前のことなんですよ。そのときに、一棟を、一棟のマンションをクラッシュ・アンド・デベロップするというのは大変難しいことで、文京区としても、より、今、高齢化社会、後期高齢化社会ですし、公開空地にベンチがあったほうがいいですし、今の文京区内のいろんな幹線道路を見たって、高齢者が安心して休めるスペースだとかね、障害者の方が安心するスペースがなかなかない。バス停のベンチなんかがあるところでは、たまに休憩されているところがある。公開的なそういうよりいいまちにするためには、そういった民間地を利用したような公共サービスも必要になる。そのために、今、課長や部長が言っていただいたような、多少、見直しが必要かもしれない。よりよい文京区をつくるために、必要な改正はぜひしていただけることを楽しみにしたいと思っております。

それとですね、耐震計画、これ中身は非常に助成金も含めてすばらしいものがたくさんある。今、耐震計画だけじゃなくて、環境性能の助成も含めれば、住戸に関してかなり助成金を使えるものがあるじゃないですか。その周知がですね、建て替えます、工務店にお願いします、工務店さんがちゃんとしているところなら、区のそういうのを、何ていうんですかね、引き出しをちゃんと引っ張ってきて施主に教えてくれるとかいうのが現実であって、施主が自らそういったものを知っていて、耐震を促進するために、耐震を率先するために、じゃあ、

自分から改修しようとかね、環境性能のために改修しようということはなかなかないんじゃないかって僕は思っているんですよ。そういった意味では、もうちょっと頑張って周知をするべきじゃないかなというふうに考えているんです。特に思うのは、大塚五、六丁目なんてね、ずっともう10年以上やっていますけれども、なかなか改修進まずに、延期延期して今もやっていますというような現状じゃないですか。その辺の周知に関してね、どのようにお考えになっているか、ちょっとお聞かせください。

○宮本委員長 川西建築指導課長。

○川西建築指導課長 周知につきましては、耐震性が低い建物に関しては、特に特定緊急輸送道路とかに関してはですね、耐震性のところの数値が出ておりますので、個別相談とか、訪問とかというところで考えているというところでございます。

また、来年度に向けても、後ほどお話があるかも分からないんですけども、特定緊急輸送道路のところの旧白山通り等の耐震性の低いところを含めてですね、全ての建築物の所有者に対してアンケートを実施して、どういうことで耐震化が進んでいないのかというところの確認をして、それを今後の施策に反映できるかというところも含めて検討していくという流れでやっていきたいというところで考えております。

また、その助成金等が上がるというところに関してはですね、業界等とか設計士、設計三団体のほうに周知するとともに、活用していただくということを考えているというところと、除却、住宅除却に関してはですね、来年度から区の職員で自ら耐震性がないことを確認して除却制度を使えるようにというような使いやすい制度というのを見直しておりますので、そちらも含めて、建て替えなり、安全な建物の耐震化を進めていくという施策を進めてまいりたいというふうに考えているというところでございます。

○宮本委員長 豪一委員。

○豪一委員 どうもありがとうございます。旧白山通りなんかね、かなりあの辺は支援道路だけど難しい場所だと思うんですけども、戸別訪問をしていただいたりアンケートをしていただけるという積極的な職員の皆様の取組があるということで、安心しました。また、除却なんかも、個別に職員の方、動いていただけるということで、期待しております。どうもありがとうございます。

○宮本委員長 3時になりましたので、休憩に入りたいと思います。3時半から再開しますので、よろしく願いいたします。

午後 3時01分 休憩

午後 3時28分 再開

○宮本委員長 定刻前ではございますが、皆さんおそろいですので、委員会を再開させていただきます。

それでは、質問から再開したいと思います。

浅川委員からお願いします。

○宮本委員長 浅川委員。

○浅川委員 私のほうも、先ほど豪一委員がお話しした内容で、21ページにページ数はなりませんが、ここの上の図の中でね、やはり旧白山通りですかね、17号、やはりちょっと区間到達率が低いなということで、じゃあ、これまでどのようにやってきたかなというと、すごい一生懸命やられているというのを、何回か質問したときに、予算委員会とかそういうので質問したときに、すごい頑張っているんだなとは思ったんですけども、これをまた、この到達率を上げるために、さらに何を工夫して、どういうふうを目指しているのかなと、到達や率を上げるためにですね。そういうの、先ほどもちょっと触れてはいると思うんですけども、何かいい策があるのなら、ちょっとお考えになっていることを教えていただきたいのが一つですね。

あとは、もう一つがですね、実は耐震改修の促進計画ということで、近隣でちょっと、それをやるために一生懸命頑張ろうとした方がいたんですね。トラブ的な話なんですけど、それをやるために皆さん出てっていただいて、要するに雑居ビルみたいな感じで、御自分の住むところもあって、上の階のほうに営業している会社、会社じゃないんですよね、簡単に言っちゃえば病院みたいな感じのところなんですけど、それが出ていかないといって、耐震改修したいんだよって言って、それですごいもめちゃって、結局、解体する金額ぐらいを取られちゃったぐらいで、そういうことがあるので、そういうのを注意喚起できなかったのがやっぱりかわいそうだったなど。手放すようにして引っ越してしまいましたけれども、何が起るかという注意事項もちょっと伝えてあげたほうがいいのかなと。個々のやり取りでしょうけども、そういうことがあったということは事実なので、その営業権を渡さなければ出ていかないとか、そういうふうなトラブルもあったということも踏まえて、そういうことがないようにするために、どのようにそういう促進計画を進めていくのかなという、その二つを聞きたいですね。よろしくお願いします。

○宮本委員長 川西建築指導課長。

○川西建築指導課長 まず、1点目の旧白山通りにつきましてですが、特定緊急輸送道路の沿

道建築物につきましてはですね、耐震性がない、I s 値が0.6未満のところは、大体125棟あるというふうに想定しておるところでございます。そのうちですね、約4割の52棟ぐらいが旧白山通りに集中しているというところでございます。委員がおっしゃいましたように、P 21ページの下の段のところですね、区間到達率というところで、我々、今後、数値を把握していくというところになっておりまして、こちらの区間到達率、旧白山通りだけ34.2%という非常に低いところになっております。我々もですね、この計画を立てるに当たって、この数字を目にして、来年度どうやっていくかというところの中で、一定度、旧白山通りにつきましても、戸別訪問とかですね、耐震診断の後の耐震設計・耐震改修を行ってくださいというアナウンスはしているんですけども、なかなかちょっと進んでいかないところがちょっと状況的にあるというところで、もう一度ですね、建物所有者さんのほうに、ここの52、ここのところの所有者さん全員に対してアンケートを行って、それを踏まえて、どういうところに課題があるのかというところと、例えばI s 値が0.3未満のところと0.3から0.6までのところというのは、倒壊する確率が全然違うというデータもありますので、例えば0.3にするときにはできるのかどうかとか含めて、それを踏まえて助成制度に反映できるかというところを具体的に練りながら、再来年度以降の耐震化助成の制度設計につなげていくということはこの計画のほうではちょっと考えているというところでございます。

あと、2点目のほうの耐震改修のところですね。我々のほうにも、建築指導課、住環境課も含めて、多数の相談が寄せられているというところでございます。そういう民々の話等もありますが、技術的な話もあるというところでございます。特に技術的なところでは、我々のほうでお答えする、もしくは専門家につなぐというところを考えているというところで、個別相談会とか指導・助言とかというところを踏まえてやっていっているというところで、様々な課において耐震化に関しての相談や、実際においての障害等についての対応等を具体的に考えていくということは、今後も引き続き続けていけたらなというふうに思っているというところでございます。

○宮本委員長 浅川委員、お願いします。

○浅川委員 御説明ありがとうございます。本当にちょっとしたことで、区のためにやろうと思ったのが残念なことになってしまうということのないように、個別相談とか、いろいろな相談がありましたら、ぜひトラブルに巻き込まれないようなお答えをいただいて、区民の方が安心して促進事業に貢献できるようにしていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○宮本委員長 続きます、浅田委員。

○浅田委員 前回お伺いしたことをちょっと確認させていただきます。1点だけ。緊急輸送道路ありますよね。これ、今回の御提案は、道路の沿った建物の耐震化という御提案ですけれども、これ、そもそもは大規模な災害時に対応するということと、災害が起こったときに、極めて重要な道路を確保していく、そのための御提案だというふうに受け止めています。

それで、前回、私のほうが質問したのは、国道及び都道について、実際に災害が起こったときに、耐震化で建物が倒壊しなくても、看板であるとか、放置、道路、自動車であるとか、様々な障害物が道路に散乱したり、あるいは道路そのものが破損したりする可能性はあるわけです。それを一体どこが責任を持って緊急輸送道路として確保していくのかという、この具体的な責任性と、どこがやっていくのかということについてお答えをいただきたいということです。

○宮本委員長 小野土木部長。

○小野土木部長 前回もちよっとお話しましたが、各道路で建物等が倒壊して道路を塞いだ場合には、各道路管理者が責任を持って啓開に当たるというところがございます。ただ、令和6年1月の能登半島地震、これを受けまして、人命の救助ですとか、ライフラインの早急な復旧がなかなかできなかったというところがあったので、それを踏まえてですね、令和4年の4月の道路法の改正で、啓開道路、道路啓開計画の策定というのが法定化されまして、それを今、国のほうで随時検討を重ねていて、さらに今度、都道府県のほうでも検討を重ねているという状況でございます、今度は都道府県と区が一緒になって道路の啓開に当たっていくという形になります。

○宮本委員長 浅田委員。

○浅田委員 今、部長のおっしゃられたように、道路、基本的な幹線、柱となるところですよ。そこを確保するというのが、人命の確保だけではなくて、復旧に一番最も必要なことであるというふうに言われています。これはいろんな災害の例を見ても明らかなように、なっています。で、今、部長が言われたように、きちっと国、東京都、そして文京区、ここがきちっと連携をとって、いざという大規模な災害が起こったときに道路を確保していくという、これは本当に必要な課題であろうと思いますので、ぜひ区としても、東京都、国と一体となって体制をつくっていただくようお願いをして、質問いたします。

以上です。

○宮本委員長 海津委員。

○**海津委員** 私のほうからは、一つ目の報告でも出ていましたけども、やはり参集するにしても何にしても、やはり皆さん、細い裏道を通るよりは、安全はやはり大きな道路を通っていたほうが良いと思うんですね。これだけ税金も投入していただいて、安全確保、耐震化を図っていくということなので、できればこの、どれほどこの建物としての耐震が進んでいるか、道路沿いのところできちっとマップというか、分かるというのではないかなと思うんですね。それが個人情報の問題で引っかかってしまうのかが分かりませんが、今この耐震防災マップとか、あれですよ、建物危険、倒壊、危険度、危険度マップとか、こういうのもつくっていただいているところに、やはりこれが、ああ、この辺だと、あまりもう建物は大丈夫、大通り、大きな通りを通って目的の地まで、例えば文京区に参集していただく方々は、この道路だったらというふうな目安が一つあるほうが私にはいいのではないかなと思うんですね。そのあたり、御見解をお伺いできればと思います。

○**宮本委員長** 川西建築指導課長。

○**川西建築指導課長** 耐震診断の結果につきましてはですね、特定緊急輸送道路は義務化になっているというところで、所有者のほうで耐震診断をして区に報告するというところで、実際、これはどの建物がどういうI s値というところは報告をホームページでも見れるというところでございます。そのほかの建物につきましては、義務化になってないところがありますので、大体の数値ですね、大体の耐震化率というのは推計値から出すことはできるんですが、ここの建物が耐震性がある、耐震性がないというところの具体については、そこまでは明示できないというところがありますので、また、引き続き一般緊急輸送道路等の重要な路線につきましては、耐震化助成を含めて耐震化を上げていくということを含めてやっていくというところで、そのほかの道路につきましては、一般の推計値を基に耐震化を図って、耐震化助成を行っていくというところになるのかなというところの状況でございます。

○**宮本委員長** 海津委員。

○**海津委員** せめて義務化がされているところの特定緊急輸送道路に関すると、それが地図に落とし込まれてたりとかするというのはすごく大事だと思うんですね。あと、一定、ほかのところの義務化がされてないところに関しても、やはり補助率は高いわけですよ。補助金率は高いので、もうぜひ、それをとやかく言うことではなくって、やはりこの例えば千川通り、千川通りはならないですね、ほかの不忍通りとかそういうところだったかな、ほかのあれですね、緊急安全確保道路とか、ほかのところに関しても、この路線に関すると、耐震化率このぐらいだとか、そういうふうに出していただいだけでも、やはり皆さんが安全

を確認しながら移動するというところの中で、やはり違ってくるのではないかなと思うんで、そこを御検討は難しいことなのか。先ほどの話から、お話からすると、特定緊急輸送道路に関する、マップの中に落とし込むということでは可能なかなと思うので、ぜひ御検討いただきたいんですけど、いかがでしょうか。

○宮本委員長 川西建築指導課長。

○川西建築指導課長 耐震化の全体の割合というものはあるんですが、その耐震化がない建物がどこに点在しているのかというところの把握まではちょっと難しいという現状がございます。ちょっと個人情報のところも含めてですね、そのところは出せない資料も分からない資料もあるということなのかなというところで区としては考えているというところがございます。

○宮本委員長 海津委員。

○海津委員 やはり職員の方々もそうですし、区民の方々も、移動に関して、できる限り安全というのがやはり耐震化率にかかっていると思いますので、そこをどういうふう to 皆さんの中の情報として提供していくかというのは非常に重要な視点だと思いますので、ぜひ何かしらできる形で考えていただきたいと思いますよう、よろしく願いして終わりにします。

○宮本委員長 石沢委員。

○石沢委員 まとめて聞いちゃいますと、この資料の中で、計画の案、3番ですね、これで特定緊急輸送道路や施策の内容については、今後、変更が想定されるため、最新情報を参照できるQRコードを添付ということになっていますが、変更された暁にはですね、こうした耐震化の目標みたいなものも拡充するかどうか、拡充という方向でやられると思うんですけども、この目標とかについては、どういうよう、どのくらい達成するのか。この間、なかなか、木造家屋だとか、特定緊急輸送だとか一般緊急輸送の沿道の耐震化というのはなかなか進まなかったという状況あったと思うんですけども、これが、じゃあ、制度がですね、かなり改善されるということになった場合、どのくらいこれがね、引き上がっていくのかというところの見通し、これについてちょっと一つお伺いしたいということが一つと、あと、それから、パブリックコメントの中で崖や擁壁についての対策ということで書かれていて、発注のことは書かれていますけれども、文京区内にはいろんなイエローゾーンやレッドゾーンなんかのエリアというのがあると思うんですよね。こういったところに対するいろんな点検というんですかね、こういったものは、今、どのくらいのペースで、今、区としてはやっているのかということなんかもちょっとお伺いしておきたいというのと、それから、高経年マ

ンション対策という点ではですね、耐震化ということで、対策という点ではとられるということもあると思うんですけれども、在宅避難を進めていくという点ではですね、やっぱり倒れないとか、壊れないということだけではなくて、中もやっぱり壊れないということもやっぱり大事だというふうには思うんですよね。やっぱりこうしたマンション住民の方々が避難所に集中することになれば、ひっ迫するということにもなるから、区としてはね、在宅避難を推進ということで耐震改修というのをやっていると思うんですけれども、そこからさらに進んで大規模改修とか、そういうことにもですね、やっぱり一定のいろんな補助なんかをやっていくと、中のいろんな配管だとか水道管なんかの補修なんかは、やっぱり一定、区が在宅避難を推進していくという点で補助なんかを引き上げていくということも必要なんじゃないかなというふうに思うんですけれども、その点の認識というのはいかがかなということをお伺いしたいと思います。

○宮本委員長 川西建築指導課長。

○川西建築指導課長 今回、変更事項の中で、特に耐震改修において、助成制度についてQRコードをつけて最新の情報を付記するということ、これはうちの新人職員の提案でつけたものでございますが、こちらのほうにつきましては、この耐震診断について制度設計をする中で、非常に関心が高い事項であるということを実タイムに所有者の方、設計士の方に伝えていきたいという思いからやったということと、毎年毎年、内容が変わっていくというところで、最新の情報をというところでやっていったというところでございます。この計画をつくってですね、目標をつくって、その目標達成のためにというところで施策を打っているというところがございますので、実質的には、その施策の効果があらわれてくるというところでございます。具体的にどれくらいあらわれたかというのは、適切なタイミングで委員会で報告するタイミングになろうかと思っております。その結果を踏まえてですね、今後の計画なり目標なりをどうするかというところの議論にもなろうかと思っておりますので、そういう手続で進めていきたいなというふうに考えているというところでございます。

また、イエローゾーン、レッドゾーンにつきましてはですね、東京都が指定するということで、人工と自然とというところがあるというところがございますが、大体レッドゾーンにつきましては60か所以上、イエローゾーンにつきましては40か所以上あるというふうに認識しているところでございます。年間ですね、数件、10件未満の相談があつて、現地を確認の上、維持管理の依頼や崖等の助成制度の案内をしているというところがございます。基本的に私有物になりますので、それぞれの持ち主の方が計画して対応していただくということに

なろうかというところがございます。そのための助成制度は行っているというところがございます。

区の対応につきましては、3点ほどございまして、特に台風とかの大雨予報が予想されるときに、自然崖のところに関しては崩壊とかのおそれがありますので、そのところの所有者等について注意喚起を行っていくというところ、ありますというところ。あと、レッドゾーンにつきましては、私有地の中にあるというところで、私有地に入らないと確認できないというところあるんですけども、外から確認できる場所に関しては、年に2回、33か所ぐらいあるんですけども、そこは区の職員で確認をして、経年の経過を確認しているというところがございます。それと、最後にレッドゾーンの崖の所有者のほう、180人ぐらい依頼者が、所有者がいるというところなんですけども、適切な維持管理を依頼するところの文書を年1回送付しているというところ、所有者の方に適切な維持管理をしていただくように啓発しているというところと、助成制度の案内をしているというところを考えているというところがございます。

最後にですね、高経年マンションの対策というところがございますが、区のほうでも、この耐震改修促進計画の趣旨としましては、地震による建物の被害等で区民の生命を守るというところ、計画をしているというところ、実際、制度も設けているというところがございます。一方、建物の日頃からの維持管理、大規模修繕を含めてというところは、建築基準法にも規定されているとおり、所有者、管理者等が自ら計画し行うものというものとされているというところがございます。その上でですね、計画するというところに関しては、我々のほうで指導や助言等を行うとともに、マンション等の長期の修繕計画の作成については補助制度もあるということもありますので、そちらを踏まえて、適切に計画を作成していただいて、維持管理をしていただくという啓発、助言、指導をしているというところの状況でございます。

○宮本委員長 石沢委員。

○石沢委員 ありがとうございます。崖のことについては、自然崖については年2回やっけて、それ以外の私有物のところについては啓発活動をやっているということだったと思うんですけども、ただ、やっぱ一定、区が補助を出しているわけで、やっぱそういった点で言えば、公益性があるということはあると思うんですよ、守っていくという点でのね。だから、やっぱそういった点での点検なんかもやっていっていただきたいなということは、これは要望ということでお願いしたいと思います。

○宮本委員長 よろしいですか。皆さんよろしい。

じゃ、たかはま副委員長。

○たかはま副委員長 先ほどの小野部長の答弁のところちょっと気になったので一つお伺いしたいんですけども、道路啓開計画のところですね。国で定めて、都が定めてとなると、次は我々文京区のほうでも定める必要があるのか。あるいは、その都のほうでやるので区では必要ないのかというところを確認させていただきますでしょうか。

○宮本委員長 小野土木部長。

○小野土木部長 基本、国で地方整備局の広域ブロック単位でまず策定いたしまして、それから都道府県単位で順次作成していくということになっております。区で個別に策定するというのではなくて、東京と国と作成する中で、一緒に情報交換をし合って、広域的に作成していくということでございます。

○宮本委員長 たかはま副委員長。

○たかはま副委員長 区で具体的にどう動くかというのは、地域防災計画のほうに内包されているというような捉え方でよろしいのでしょうか。はい。確認させていただきまして、ありがとうございます。

今回の報告でいいますと、QRコード、二次元コードが入ったということで、すごく情報のアップデートが図られていいなというふうに思いました。ただ、一個気になったのが11ページのところで、情報の参照先が東京都のホームページになっているので、計画、何年もたっていく中でリンク切れがちょっと心配だなというふうに思いましたので、あるいは、私はそんなに詳しくないのであれですけども、一旦、文京区のホームページに飛んだほうがこちらで責任持って情報の継続性、保ちやすいのかなというふうには感じましたが、こういった取組はぜひ続けていただきたいというふうに思います。やっぱり計画物なんで、途中で参照する情報が変わってしまうというところは心配するところはあるんですけども、単純に、資料であれば、最新の情報をというところはできると思うんですよ。例えば、先ほども議論にありましたけれども、区間到達率について、この計画では令和6年12月末となっていますけれども、また新しい情報が出れば新しい情報に飛べるといったようなこともできていいのかなというふうに思います。これは質問じゃなくて、すごくいい取組だなといったところで評価させていただきたいと思います。

以上です。

○宮本委員長 川西建築指導課長。

○川西建築指導課長 すいません、QRコードにつきましては、こちらの文京、11ページのQRコードにつきましては、文京区でつくっているものになりますので、そちらのほうは文京区のURLにしてというところで、変えないようにというところになっております。

また、先ほどの質問ではなかったんですけども、特定緊急輸送道路につきましては、沿道のマップと特定危険度マップというのも東京都がつくるというところがありますので、それもしましたら、情報共有して行って、より分かりやすい、理解しやすいというところを目指していきたいというふうに考えているというところでございます。

○宮本委員長 ありがとうございます。

以上で、報告事項3の質疑を終了いたします。

○宮本委員長 続いて、一般質問に入ります。

一般質問ある方、4人から5件あります。

それでは、初めに岡崎委員。

○岡崎委員 在宅避難の推進という観点から質問させていただきます。

うちの松丸議員の本会議質問でも取り上げさせていただきましたけども、事前の防災・減災の取組として、今、議論もありました建物の耐震化とともに、家具の転倒防止と感震ブレーカーの普及という、政府の中央防災会議でも推奨されていますけども、その御答弁として、家具の転倒防止は、昨年度実施した文京区政に関する世論調査の結果では、約45%の人が対策を行っているということで、なんですけど、最初、助成をした頃は結構、やっていただく方が多かったと思うんですけど、ここのところ高止まりなのかというような、しない感もあるんですけど、この調査でどうなんだろうかね、やってない世代というか、年代というか、というのが分かるのか。また、一定の毎年幾つかやっちはいらっしゃる、やっている方いらっしゃいますけども、大きく伸びない要因というか、そのあたりはどのように考えているのか、お伺いいたします。

○宮本委員長 齊藤防災危機管理課長。

○齊藤防災危機管理課長 昨年度の世論調査の結果の世代別の傾向というところは、ちょっと今、手元にございませんですけども、似たようなアンケートの中では、緊急防災対策事業の中で、防災、そなえて安心BOOKを配ったときにアンケートをとったんですけども、そのときの大きな傾向としては、やはり防災対策に取り組んでない理由としては、必要性は分かっているけれども、何をやっていいか分からないだとか、面倒に感じてなかなかというような意

見がやはり多かったかなというふうにも思っています。特に相対的には、どちらかというところ若い方たちのほうが取り組んでないという率は高かったかなというふうには捉えているところでございます。

○宮本委員長 岡崎委員。

○岡崎委員 分かりました。なかなか防災意識を持ってもらうというのは、いろんな周知とか、もちろん取組とかにもよると思うんですけども、その辺もしっかり、今後、特に若い世代の方がどうやったら取付けに応じるというか、対策してくれるかというようなことも、今後、取り組んでいただければと思います。

それと、もう一つ、感震ブレーカーなんですけども、もう、今、文京区としては、不燃化対象地域に居住する避難行動要支援者に無償配付をされているということで、なんですけども、今、来年、来年だけじゃないのかな、東京都でも、来年度予算で約十何億、市区町村、感震ブレーカーの設置を進める市区町村に購入費を補助するというのもやっております。そういった意味では、現在、この無償配付している地域とか対象者の拡大、全区というよりは対象者も拡大してもいいのではないかなと思いますけども、その辺はいかがでしょうか。

○宮本委員長 齊藤防災危機管理課長。

○齊藤防災危機管理課長 今、文京区のほうで感震ブレーカーの配付というところですけども、基本的には各家庭の自助の取組の一つだろうというふうには捉えておまして、あっせん事業ですとか、そういった啓発のほうを中心に行わせていただいております。一方で、やはり地域として火災のリスクが高かったりだとか、あと、高齢者ですとか障害者の方、なかなかリスクの高い方というところに特化して支援をさせていただいているというようなところでございます。

東京都のほうもですね、かなり感震ブレーカー、昨年、おとしぐらいからですかね、かなり地域の中で普及に努めているところも承知をしておりますけれども、東京都の補助金なんか来年度予算の中で出てきたというところも認識はしておりますので、つい先日、この中身が発表されたというところもありますので、中身を確認しながらですね、今後の対応というところは研究を進めていきたいというふうに思っております。

○宮本委員長 岡崎委員。

○岡崎委員 分かりました。ぜひ、やはり、今日ね、様々な議論があった避難所もそうですけども、やっぱり事前の防災・減災対策というのも非常に大事になってくると思いますので、基本的には課長おっしゃったように自助というのが基本ではありますけども、行政、区とし

てやはり支援できるところは、やっぱり今後もしっかり支援していただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○宮本委員長 続きまして、浅田委員。

○浅田委員 私、最初に御報告いただいた危機管理対応訓練のところちょっと漏れているので、一般質問でやらせていただきます。

この訓練は、この訓練は、やっぱり組織、文京区という組織がきちっとね、対応することが何よりも大切であって、文京区の場合は、災害対策本部というのは区長を本部長として、災害救急復興対策等々ですね、区長をトップとして本部長ですね、それから副本部長を副区長、教育長が当たるということですがけれども、今回のこの訓練において、このトップとなる方はどのような動きをされて、ここで出席をいただいているのは副区長にいただいていますけれども、実際にどのような対応されているのか、されたのかということと、それから、参集に当たってね、具体的にどのような行動をとられているのか、これについて、時間があれますから、直接副区長にお伺いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○宮本委員長 齊藤防災危機管理課長。

加藤副区長。

○加藤副区長 では、直接ということなので、お答えしたいと思います。

まずですね、先ほど言った本部長は区長になります。これは勤務時間内も勤務時間外も区長になります。勤務時間内の場合、今日もそうなんですけれども、区長が出張しているときとかは、私が副本部長で、区長の代わりに本部のほうを取り仕切るような形になります。勤務時間外、こちらは5キロ圏内の職員が対象になりますので、副本部長は区長が指定した管理職ということで、勤務時間内と勤務時間外で体制が変わってまいります。先ほど、今回の参集の話ありましたけれども、私のほうも実際は家から14キロあるんですけれども、前々回の参集訓練では参集させていただきました。ただ、実際、災害が起きたときに、14キロだと3時間ぐらいかかりますので、1時間ということで対応しましたけれども、普段も3時間ぐらいは歩いていますので、大体このぐらいいかなというのは分かります。ただ、実際、災害が起きたときに、火災とか建物の状況とか道路状況とかありますので、そういうところも含めて、安全の上、参集しようと思っております。

この訓練の内容で、先ほど、訓練の内容どうだったかって話ですけれども、先ほど説明が担当の課長からありましたけれども、それ以外で、今回、副区長が頭でということの一つ訓練していますので、そのときの状況で言いますと、実際、そこは区長の代わりにやっていた

んですけれども、訓練の内容については主体的に職員がやっていたので、そのときは口をなるべく出さないようにしていました。

最後に講評という形で、こういったところがあるんじゃないかと話をさせていただきました。その中で、何点か気がついたところなんですけれども、やはり職員が実際の区の施設とか、あるいはその運用状況とか、そういうところを全部の職員が分かっているわけではないというところがありました。自分の所管している部署については詳しいですけれども、それ以外のところはなかなか分からないという中での訓練ということで、やはりそのところは、職員が普段から区のほかのところも、仕事の内容も含めて、施設の場所も含めて知っておくことが必要なかなと思いました。

それと、もう一点だけ、一生懸命職員は訓練していました。その中で、与えられた課題に対して何とか解決しようということで、職員の中で完結しようとしている様子が見られました。実際は、災害になれば自衛隊の派遣をお願いしたりとか、消防とか、あるいは警察、そういったところの協力も仰がなければいけません。また、それを判断するのは、本部長が判断することになりますので、訓練の中で一生懸命な部分は分かるんですけれども、そういった指揮系統とか、ほかの協力、そういったところを考えたほうがいいんじゃないかというようなことを講評の中でお話しさせていただきました。

以上です。

○宮本委員長 浅田委員。

○浅田委員 ありがとうございます。やっぱり組織というのは、まずトップ及びその中枢がぶれるとね、やっぱり下のほうというのはなかなかぐだぐだになっちゃうんですよね。最近も私は組織でそういうのを感じましたけれども、ええ。ここは、笑いのところなんですけど。

それは置いておいて、ぜひ、いざというときにね、本当にしっかりした対応をぜひお願いしたいということを申し述べて、終わります。

以上です。

○宮本委員長 副区長、ありがとうございました。

石沢委員、じゃあ、続けてお願いします。

○石沢委員 私からは、水害のことについてちょっとお伺いしたいと思います。

先日の板倉区議の一般質問で、区内での豪雨のことについて御質問させていただきましたけれども、時間雨量で100ミリ、千駄木のですね、ちょっと整理すると、千駄木とか根津とか、あと本駒込あたりで、2年前にですね、時間に換算すると120ミリの雨が降ったという

ことがありました。こういうことを捉えてですね、区内でも時間100ミリ、120ミリの降雨を想定したハザードマップだとか、そういうような浸水想定区域、これを区としても想定するべきではないかというような質問をさせていただいたんですけれども、これに対して区長さんからはですね、100ミリの降雨量を想定した浸水区域等は把握しておりませんということとで答弁あったんですけれども、把握はしていないということだったので、やったらどうですかということですね、このとき、板倉区議、たしか御質問させていただいたんですけれども、どうでしょう、100ミリ、120ミリ、現実には今降っている雨があるわけなんですけれども、こういった降雨の想定する浸水区域というものを区独自でもやっぱり把握しておく、想定しておくということは必要なんじゃないかということで、そこがまず1点と。

あと、それから、その後に止水板の設置費のことについても御質問をさせていただきました。止水板の補助については、私たち単独補助を求めたわけなんですけれども、それについては現時点で新たな助成制度をつくる考えはないということで、様々な改修と組み合わせた中で止水板というのはあるけれども、単独では現時点では行う予定はないということとで言っているんですけれど、その後ですね、有効な浸水対策について研究していくというふうにも書かれておりました。それで、止水板というのは、いろんな水防訓練とかを、年1回、文京区もやっているわけでありまして、そこではですね、この止水板というのは浸水対策に有効だから、ああいう場所で周知をさせていると思うんですよね。ですから、もう既に止水板については区としては浸水対策として有効であると、だから、ここで言う有効な浸水防止対策について研究してまいりますという中にはですね、止水板というのは入っていないんじゃないかな。むしろ、もう有効だから、次のステージに進んでいるんじゃないかなというふうには私は考えるんですけれども、その点についてのちょっと認識を伺いたいと思います。

○宮本委員長 齊藤防災危機管理課長。

○齊藤防災危機管理課長 水害地の豪雨対策に関する御質問ですけれども、まず、浸水想定区域の部分ですけれども、我々、今、データとして100ミリとか120ミリ、実際降ることありますけれども、その想定区域というところは持ってございません。ただ、東京都のほうで最大雨量、想定雨量の時間雨量153ミリ、24時間ですと690ミリという雨が降ったときのケースとして、今、ハザードマップをつくっているというところがございます。文京区の地形で言えば、やはり神田川というところが一本ありまして、水害のハザードを、どこがハザードが高いかというところを考えたときには、今のハザードマップで記された時間雨量153ミリの中でですね、ある程度、そのターゲットは絞れるのかなというふうにも考えているところで

ございます。実際ですね、今、独自で想定区域を算定するという予定ございませんけれども、雨の降り方、大分変わってきていたりですとか、そういった状況もありますので、しっかりハザードの高いところの警戒というところには引き続き当たっていきたいというふうに思っています。

また、あと、止水板の助成につきましては、今、やはり大雨警報ですとか、そういった場合はですね、我々防災危機管理課と、あと、現場のほうでは土木部の部隊が出動しまして、主に神田川流域の警戒に当たっているというような状況でございます。今は土のうが、土のうステーションがしっかり地域の中にはあって、必要なところで機動的に動けるような体制をとりながらですね、適切に部隊のほうが対応していただけているというふうには思っております。止水板も一つのツールというかですね、対策だということは十分承知をしておりますけれども、先ほど申し上げたとおり、この間の夏の豪雨ですとか、短時間で非常に強く降る雨が非常に多くなっている中で、これからどういった浸水対策が必要かというところは、ほかの自治体でも様々対策進んでいますので、そういった状況も参考にしながら研究を進めていきたいというふうに考えております。

○宮本委員長 石沢委員。

○石沢委員 153ミリの豪雨のハザードマップを見ますと、153ミリの豪雨のハザードマップ、東京都がつくったやつを見ますと、153ミリでも、じゃなくても、120ミリでも割と汐見とか駒込地区では浸水被害が発生して、この前の奥沢のときには、もう見舞金も支給していたという事例もあったわけですね。だから、これを見ると、153ミリで何かこの汐見とか駒込地区というのは、確かに点々と黄色くなっている部分はあるんですけども、そこまでひどい被害になるのか。そこまでひどかったかどうかというのはあれですけども、やっぱり、そこまで浸水するだなんていうことはね、あまり想定も難しいのかなというふうにも思います。ですから、やっぱり区としてね、100ミリ、120ミリという雨が現実に2年前の夏には発生したということもやっぱりありますので、そこはですね、ぜひ想定していただきたいというふうに思います。

それから、豪雨で土のうがね、間に合わないというやっぱりケースも当然あると思うんですね。世田谷区の区長さんが去年の夏、何か記者会見で言っていましたけれども、やっぱりそういうケースがあったと。土のうを持ってくるには間に合わなかったというようなね、そういうケースもあったんだということもおっしゃっていました。ですから、やはりこういう止水板の設置費の補助というのは、そういう中ですね、他区なんかはそうやって研究し

て補助をね、拡充するとか新設するとかというところもやっているんで、ぜひ区としてもそういう方向に踏み出していただきたいということは重ねてお願いをしておきたいというふうに思います。

以上です。

○宮本委員長 では、最後に海津委員。

○海津委員 本日の報告事項案件3件、初動対応、避難所運営、耐震対策と、区民の命に直結する災害対策の中核に関わる御報告をいただいたとっております。ただですね、そうした重要な報告をいただく中でも、災害対策を所管する担当は佐藤副区长で、でも、こうした災害対策を扱う委員会の担当ではない加藤副区长が出席されているというのが私の認識でした。でも、何か先ほどの浅田議員の質問に答えられている加藤副区长の御答弁を聞いていると、ちょっと混乱してきました。そこで、議会運営の問題ではなく、区としての危機管理体制の在り方としてお伺いさせていただきたいと思います。

1 個目が、災害対策の最終的な統括責任は、佐藤副区长なのか、加藤副区长が負っているのか知りたい。それから、平時から議会に説明して課題を共有し、改善を積み重ねていく責任者は、加藤副区长なのか、佐藤副区长なのか。それから、担当副区长が委員会に出席されていない体制で、区としてどのように説明責任と意思決定の一貫性を担保して確保していくのか。ちょっと教えていただきたい。

また、実際の災害発生時には、どの副区长が災害対策本部の実質的な指揮をとるのか。それから、最後に、委員会に出席している副区长と、災害対策副区长、加藤副区长と、それから実際の担当副区长の佐藤副区长との役割分担と指揮命令系統はどうなっているのかも教えていただければと思います。

○宮本委員長 榎戸防災危機管理室長。

○榎戸防災危機管理室長 まず、災害のほうの所管としまして、私が部長級として責任を持って対応しているところでございます。実際に災害があったときは、区長が本部長としまして、また、両副区长、教育長が副本部長としており、それぞれが対応に当たるというところでございます。また、日頃の業務に当たりましては、佐藤副区长、また、加藤副区长両方に所管に応じて相談をしているところでございます。災害対応につきましては、一つの所管にかかわらず、様々な部にまたがるところでございますので、その内容に基づきまして、両副区长に対して相談を行っているところでございます。

○宮本委員長 海津委員。

○**海津委員** 何かちょっとよく分からないんですけど、いや、でも最終的、いや、所管の担当副区長は決まっているんですよね。だから、その担任副区長というのがよく分からないんですよ。副区長、だって所管なんですよ、所管の担任副区長は佐藤さんなんですよ。だから、最終的な副区長がどっちが負っているか。だって、筆頭副区長かなんかはどっちですかってお伺いしたときに、昔、お伺いしたときには、佐藤副区長だというお話もあったので、何かそんなまるっとされちゃうと、担当を決める意味があるのかって思っちゃうので、ちょっと加藤副区長が答えいただけるみたい。

○**宮本委員長** 加藤副区長。

○**加藤副区長** 先ほどちょっと答弁しましたけれども、災害が起きたときの状況というのは様々ありますので、まずですね、実際、どちらの責任ということ以前に、対応できるかどうかというところがあると思います。幸い、私と佐藤副区長は住んでいる場所が南と北に分かれていますので、災害が起きたときに、先ほど言ったように、お互いに状況によって参集すると。その中で、道路状況とか建物の状況とかあって難しい場合があったとしても、二人がいるということで、災害時の対応がしっかりできるというふうに考えております。

あと、最終的な責任という話ですけれども、それも先ほど御説明しましたが、まず、本部長、これは区長になります。ただ、区長も出張等で区にいないときがありますので、そういうときは副本部長、私か佐藤副区長が対応いたします。本日も区長出席、出張しておりますが、本日は私のほうで対応するというので、そこはお互いに、何というんですかね、分け合いながら、バランスをとりながらやるほうが、一人がずっと緊張感を持ってやるよりも、やはり災害対応としては二人いて、お互いにそこは分け合いながらやるというのがよろしいのかなと思っております。

また、本委員会に出ているということですのでけれども、この委員会でいただいた内容については、要点を区長にも、佐藤さん、佐藤副区長のほうにも伝えております。そういった形で、区全体として災害対応ということで、複線に対応することで、より強靱な災害対応ができていくものと私は考えております。

○**宮本委員長** 海津委員。

○**海津委員** あの、分かったような分からないような。いや、加藤副区長が災害対策の担当副区長だったらすごいすっきりするな。それで、今、お話の中からすると、役割分担としてその担当であるから、その役割分担と指揮命令系統に関すると、加藤副区長の下にあって、その中でより、それこそ南と北に住んでいるから、その中でというところになるんだったら

あれだけど、何かこう区民とすると、何で担任、担任副区長がいるんだったら担任だろうという感じもするし、それだったら副区長、加藤副区長も入ったほうが区民からするとすっきりするなと思っているところなんです。

今日、お話を伺っていると、加藤副区長が担任副区長になられたほうが、災害のね、なんか今日なんかもお話聞いていると、非常に全ての危機管理のあれのところにも、全てというかね、出席していただいて、細やかに観察いただいて、区民に対しての様々な、職員に対してのこともよく御存じでいらっしゃるの、私にとっては担任、副担任、担任副区長でいらっしゃるというほうがすっきりするなと思いました。

これというのはどなたが、災害対策の責任者が災害対策を議論する場に出てこない体制というのが、本当に命を守れるのかなということも私の根底にあったので問いました。でも、今日お聞きすると、副区長、加藤副区長の中には、災害対策としての一番の担任としての思いをお持ちになってここにいらっしゃるんだなというふうには理解いたしました。

はい、終わります。

○宮本委員長 以上で、一般質問を終わります。

○宮本委員長 委員会記録について。

本日の委員会記録については、委員長に御一任いただきたいのですが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○宮本委員長 令和8年5月の閉会期間中における継続調査については、議長に申し入れることといたします。

6月定例議会の資料請求については、4月24日、金曜日を締切りとさせていただきます。

○宮本委員長 以上で、災害対策調査特別委員会を閉会いたします。

午後 4時20分 閉会